

未定稿

# 漁場環境保全と生態系の維持について

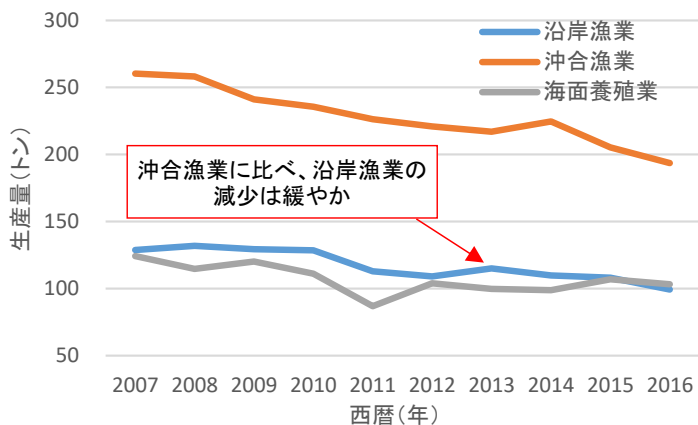
---

令和3年4月  
水産庁

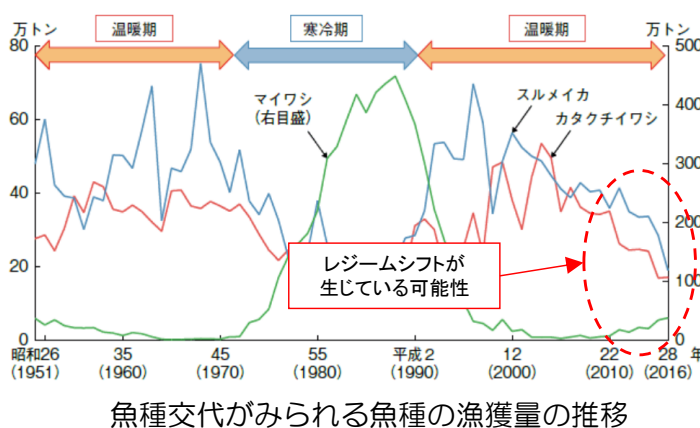
# 漁場の現状（海洋環境の変化）

- 日本近海の海水温は、100年間で1.14℃上昇しており、これに伴う海洋生物の分布域の変化等により、主要魚種の漁獲低迷や北海道でのブリの漁獲増など、回遊性魚類の漁場及び漁獲量の変化等が報告されている。
- また、藻場・干潟の面積は大きく減少した状態が続いている。
- 政府は、「気候変動適応計画」（平成30年11月27日閣議決定）を定め、水産分野においては、海洋生物の分布域・生息場所の変化に対応した漁場整備等に取り組んでいるところ。

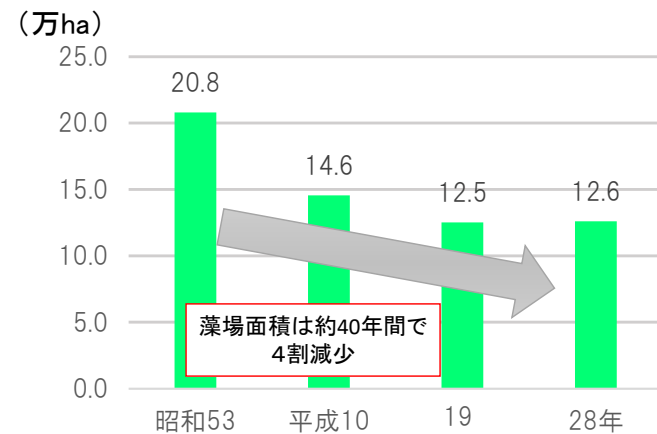
## 沿岸漁業と沖合漁業の生産量の推移



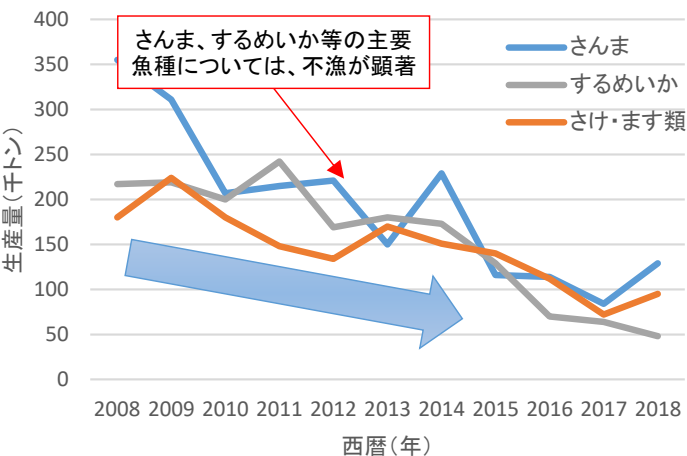
## レジームシフトへの対応



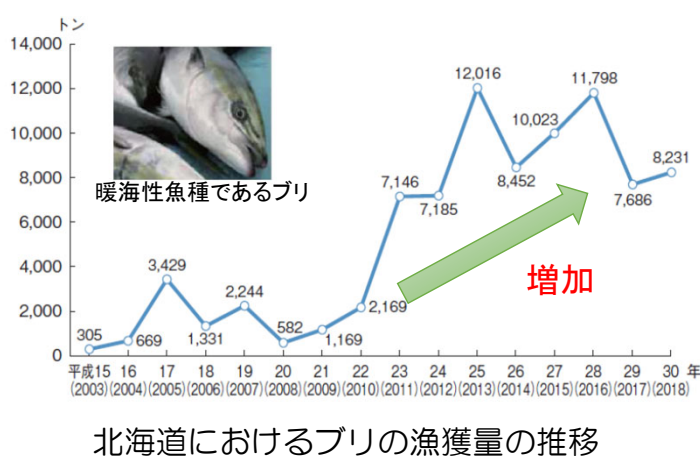
## 藻場面積の推移



## 主要魚種の漁獲低迷



## 個別地域の漁場環境の変化



## 海水温上昇に対応した漁場整備

○ 山口県では、海水温上昇により暖海性魚類であるキジハタにとって生息しやすい海域が拡大したことから、キジハタの成長段階に応じた漁場整備を実施。

	H19-23 (整備前)	R1 (整備後)
漁獲量	1,363kg	約4.5倍 6,161kg

大型のキジハタ(50cm)が漁獲

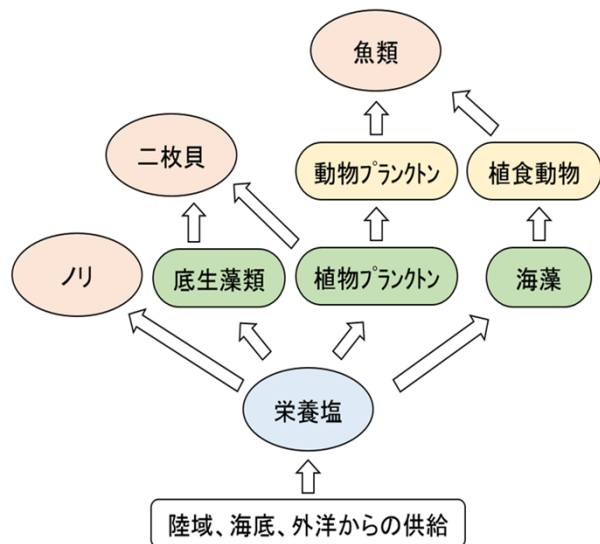
種苗放流 稚魚 若成魚 成魚

幼稚魚保護礁(増殖場)の整備 若成魚育成礁(増殖場)の整備 生産礁の整備

# 栄養塩の減少について

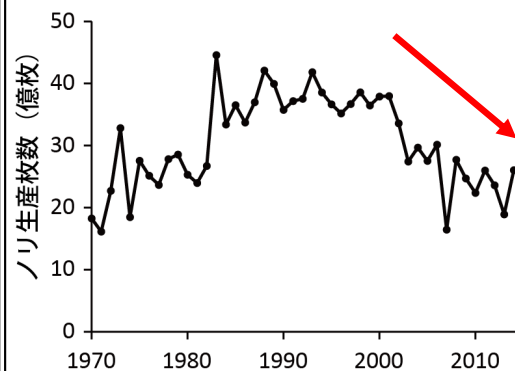
- 瀬戸内海を始めとした閉鎖性海域において、栄養塩の減少等によりイカナゴの不漁やノリの色落ち等、生産への影響が示唆されている。

## ■ 栄養塩と水産資源の関係(イメージ図)

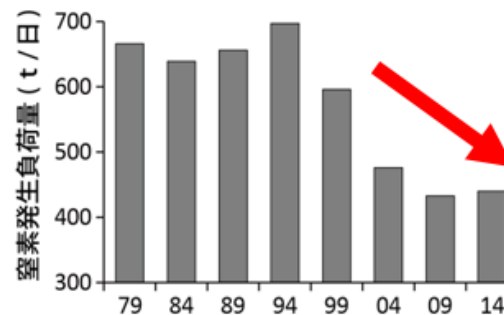


- ・栄養塩とは、窒素やリンなどの塩類の総称
- ・栄養塩は、海藻や魚類・二枚貝などの餌となる動物・植物プランクトンが増殖するために必要な物質。

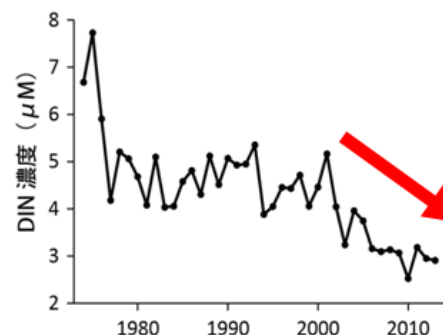
## ■ 瀬戸内海のノリ生産量と栄養塩環境



- ・ノリの生産量は、1983年の45億枚をピークに、90年代以降減少し、近年は約20億枚と半減し、ノリの色落ち問題も頻発。



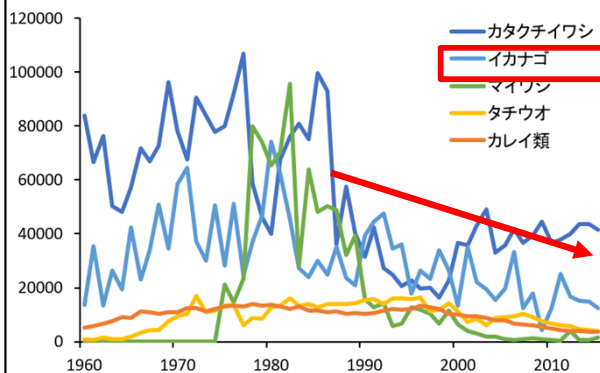
- ・海域の窒素発生負荷量は1日約600トンだったが、90年代以降減少し、近年は約400トンと3分の2に減少。



- ・栄養塩濃度(窒素)は、90年代に約5μM/Lだったが、近年では約3μM/Lと減少。

(※ノリ養殖には5~7μM/Lの窒素濃度が必要とされ、不足すると色落ちが始まる)

## ■ 瀬戸内海の漁獲量の推移



- ・1982年の約49万トン进行ピークに、1990年代以降減少し、2017年には3分の1以下の約14万トンと低迷。

- ・特にイカナゴの漁獲量は、80年代の7万トンから、近年は1万トン前後と激減。(2018年は約3000トン)

- ・兵庫県の研究により、海域の栄養塩の低下が、イカナゴの減少に影響を及ぼしていることが示唆。

(中国四国農政局統計部情報「灘別漁獲統計」及び農林水産省漁業・養殖生産量統計年報「大海区都道府県振興局別統計」をもとに作成)

※DIN(溶存無機態窒素)とは、アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素の合計

(環境省資料、瀬戸内海ブロック浅海定線観測データより作成)

# 栄養塩対策について

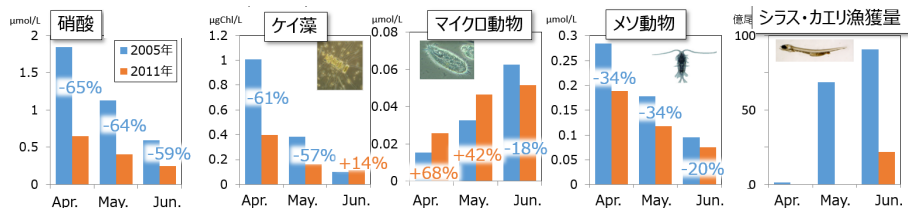
- 海域の栄養塩環境が水産資源生産の基礎を支える生物に対してどのような影響があるのかの調査研究、適正な栄養塩管理モデルの構築のための基礎的データの収集を実施し、湾灘ごとに適切な栄養塩管理方策を検討。
- 最適な栄養塩供給手法の開発等の漁場改善実証試験を支援。

## 栄養塩管理方策の検討

- 二枚貝の餌として重要な微細藻類への栄養塩の影響
- 藻場の維持に必要な栄養塩濃度等の海域環境
- 小型浮魚の餌となる動物プランクトンと栄養塩濃度等との関係

(主な成果例)

カタチイワシ豊漁年と不漁年の春季において、栄養塩濃度が餌となる動物プランクトンの経年変動に影響を及ぼすことが示唆された。



豊漁年に比べて、不漁年は

栄養塩(硝酸)濃度  
約6割減少

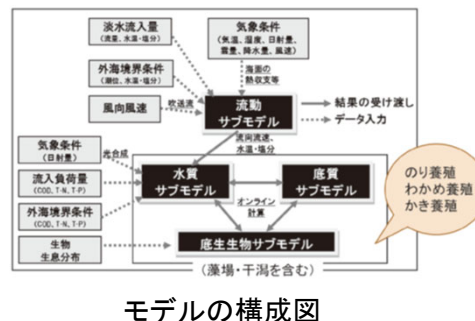
植物プランクトン  
約6割減少

動物プランクトン  
約2~3割減少

などの調査を実施。

栄養塩管理モデル構築

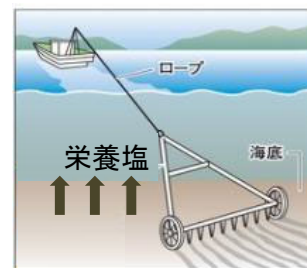
漁業生産に寄与する  
栄養塩管理方策の検討



## 漁場改善実証試験

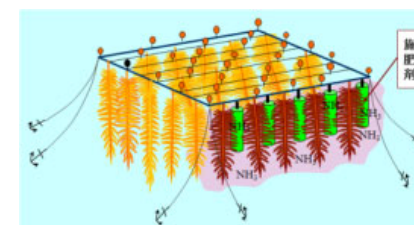
- 効果的な海底耕耘や施肥などの最適な栄養塩供給手法を開発中。

海底耕耘



- 海底にある栄養塩を漁場に供給する技術を開発
- より効果的な手法を開発中

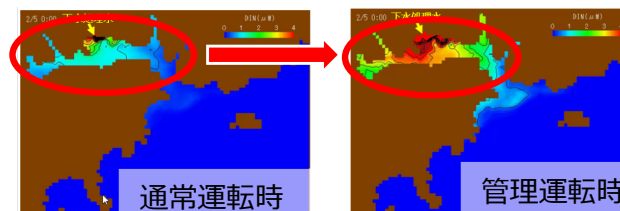
施肥による栄養塩供給



- 農業用肥料を養殖ロープにつり下げる手法を開発し、廉価に海藻の色落ちを防ぐことが可能に
- より簡便で効果的な手法を開発中

- ノリ等の色落ち対策として、冬季に下水処理場の緩和運転を行っている海域にて、シミュレーション等で栄養塩濃度の上昇を確認。

下水処理場の緩和運転



岡山県児島湾における  
栄養塩濃度の変化

# 赤潮対策について

- 地方公共団体等との連携の下、関係水域内の海洋環境、カレニアなどの魚類養殖に影響のある有害赤潮、ノリの色落ちを発生させる珧藻赤潮について、モニタリング体制を構築。結果等を地方自治体や漁業者と共有し、餌止め等の対策により赤潮被害軽減に対応。
- 赤潮の発生要因を分析し、発生予察手法の研究開発を実施。また、効果的な防除技術を開発中。

## モニタリング

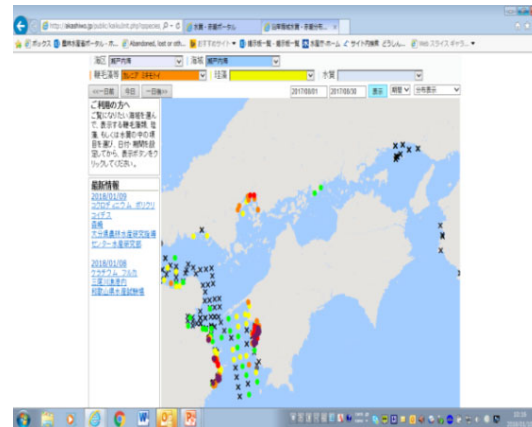


瀬戸内海東部(有害赤潮・珧藻赤潮対策)

- 関係府県の試験研究機関と連携し、赤潮プランクトン細胞数や水温、塩分、栄養塩類等の海洋環境モニタリングを実施
- ポータルサイトにて情報共有
- 赤潮発生要因を分析



瀬戸内海西部・豊後水道(有害赤潮対策)



ポータルサイト画面

## 防除・対策技術の開発

### 有害赤潮防除・対策技術

- 餌止め、餌止めに代わる赤潮対応餌の開発
- 有害赤潮を直接消滅する技術開発(粘土散布、改良赤潮防除剤等)

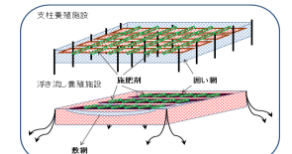
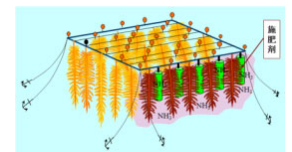
粘土散布



初期の赤潮防除対策として活用

### 珧藻赤潮対策技術

- 施肥による栄養塩供給

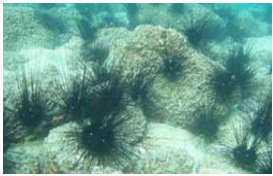


# 磯焼けの現状

- 海水温の上昇などの環境変化により、ウニ・アイゴ等の植食性動物による過剰な食害、高水温に弱いアサメなどの枯死・脱落などが発生し、藻場の面積は過去に比べて大きく減少。磯焼けが全国各地の沿岸で発生し、問題となっている。

## 磯焼け

浅海の岩礁・転石域において、海藻の群落（藻場）が季節的消長や多少の経年変化の範囲を越えて著しく衰退または、消失して貧植生状態となる現象



ウニが多く海藻の芽生えの少ない状況

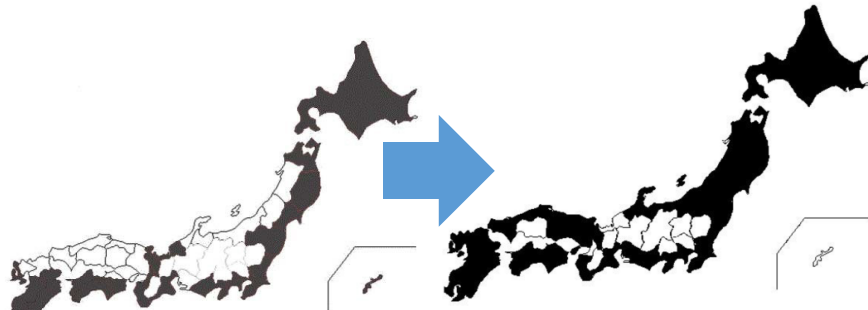
## 原因と対策

原因を正確に把握した上で現地の海域の状況に応じて対策を講じることが重要。  
(原因) (対策)

- |                  |   |          |
|------------------|---|----------|
| ① ウニ・魚による食害      | ➡ | 食害生物の駆除  |
| ② 海藻のタネ不足        | ➡ | 海藻の移植    |
| ③ 栄養塩の不足         | ➡ | 栄養供給     |
| ④ 海藻の定着しやすい環境がない | ➡ | ブロック等の設置 |

## ●磯焼けの進行

- 全国の8割以上で磯焼けが進行



1980年頃：24都道県

2015年：35都道府県

■ 藻場の衰退が認められる。(35都道府県)

□ 藻場の衰退が認められない、あるいは不明。(4府県)

出典：水産庁調べ

## ●藻場干潟の保全・創造対策

都道府県ごとに「藻場・干潟ビジョン」（藻場・干潟の保全・創造に向けた実行計画）を策定し、これに基づきハード・ソフト対策を推進。

### 「藻場・干潟ビジョン」策定にあたっての4つの視点

1. 的確な衰退要因の把握
2. ハード・ソフトが一体となった広域的対策の実施
3. 新たな知見の積極的導入
4. 対策の実施に当たっての留意事項  
(地方公共団体を中心とした実施体制の構築等)



藻場の造成

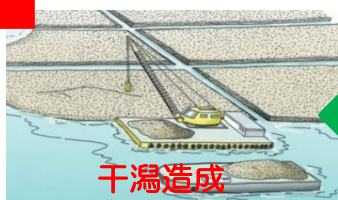
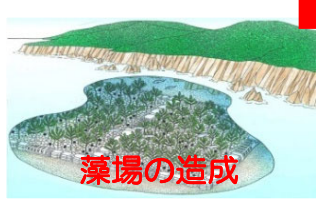
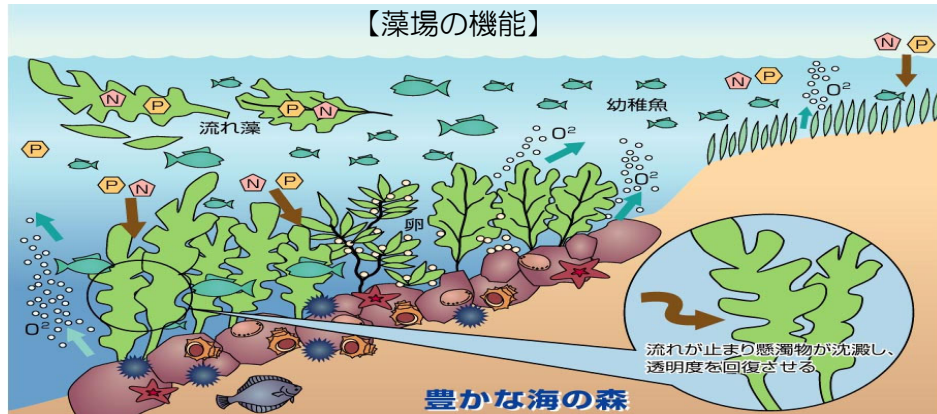


藻場の保全活動（ウニ駆除）

# 藻場・干潟の保全

## 藻場・干潟について

藻場・干潟は水産生物の産卵・成育の場としての機能や、有機物の分解等による水質浄化機能を有し、沿岸域の良好な環境保全に重要であることから、漁港漁場整備長期計画においても積極的な整備を推進。



水産基盤整備事業による藻場・干潟造成の実施

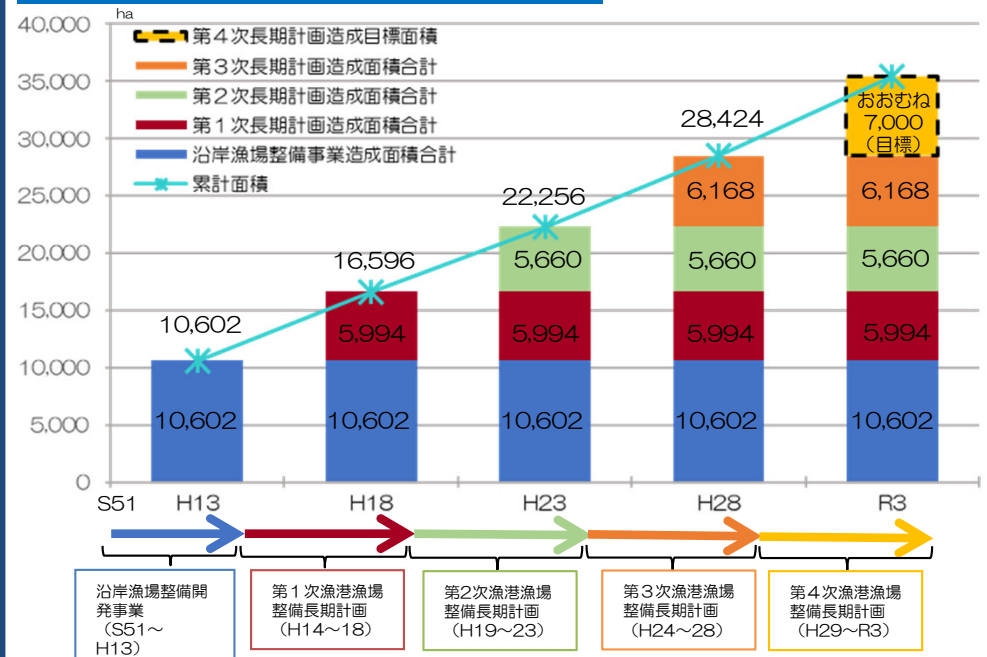
## 藻場・干潟整備の状況

### ①藻場・干潟の現存量の推移



藻場は30年で約8.3万ha（約4割）、干潟は60年で約3.5万ha（約4割）に減少したが、近年は減少に歯止めがかかり、ほぼ同等な量で推移している。

### ②藻場・干潟の造成面積の推移

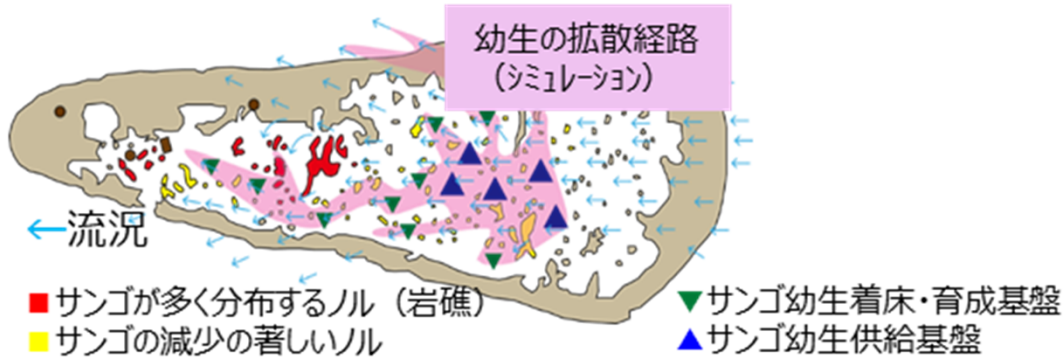


H28までに28,424haの藻場・干潟の造成を実施。H29~R3までの5年間で新たにおおむね7,000haの藻場・干潟の造成を推進する。

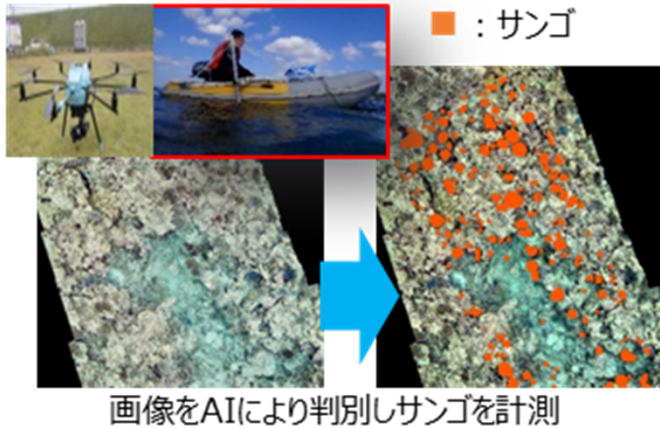
# サンゴの保全

## 1. サンゴ礁への幼生供給力を高める面的な保全・回復技術の開発

### ●浮遊幼生の移動特性を踏まえた効果的な基盤の配置手法の開発・実証

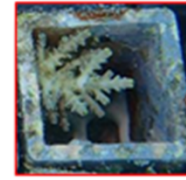


### ●ICT技術を活用したサンゴの被度・計測技術の開発

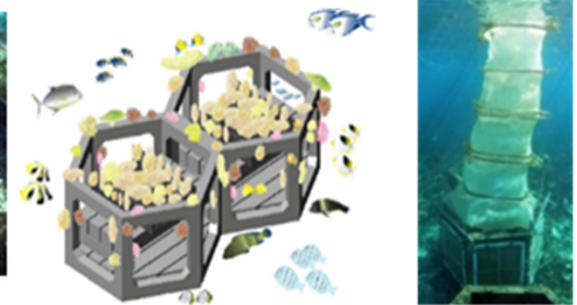
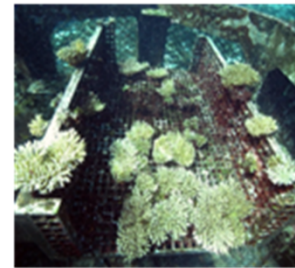


### サンゴ幼生着床・育成基盤及び幼生着床技術の開発・実証

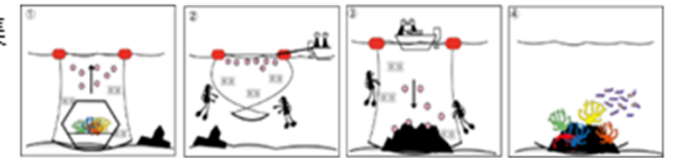
天然岩盤と比較して、  
着床率・生残率を高める  
着床育成基盤の開発



### サンゴ幼生供給基盤及び幼生供給規模拡大技術の開発・実証

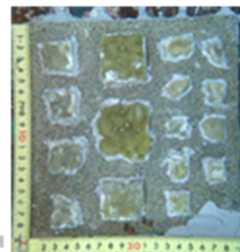
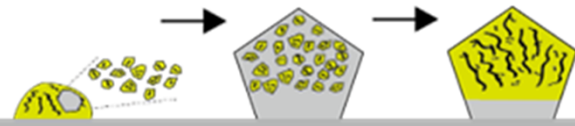


幼生供給基地と幼生収集  
装置を用いたサンゴ幼生  
確保・放流の手順



## 2. 海洋環境等変化に順応できるサンゴ開発

### ●海洋環境等の変化に強い サンゴ種の増殖手法の開発



環境変化に強い  
ハマサンゴを  
人工物に貼布し、  
面的に拡大させる  
(リスキニング)

### ●高温耐性型サンゴの 種苗生産技術の開発

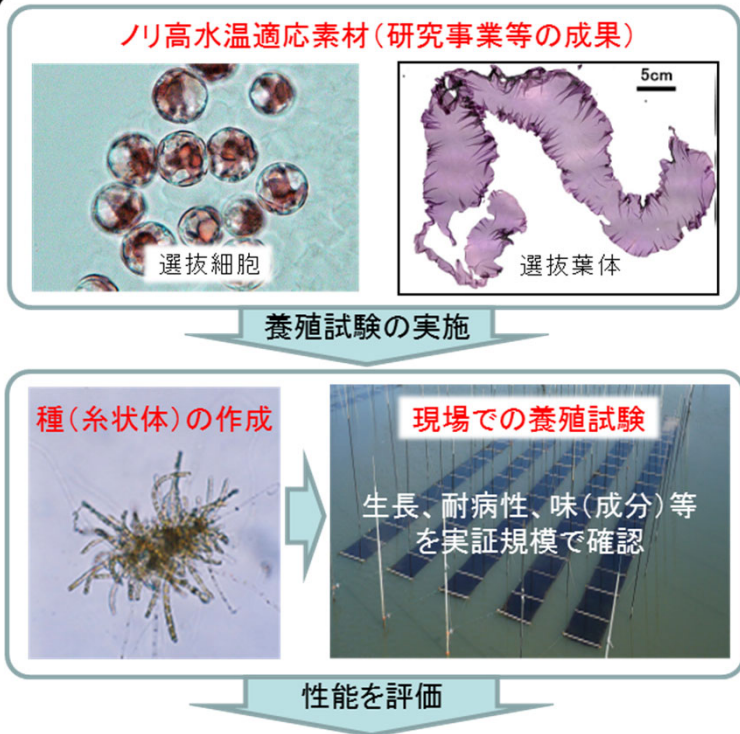


高温耐性サンゴ  
を選定・交配

# 種苗放流・養殖技術開発、有害生物漁業被害対策について

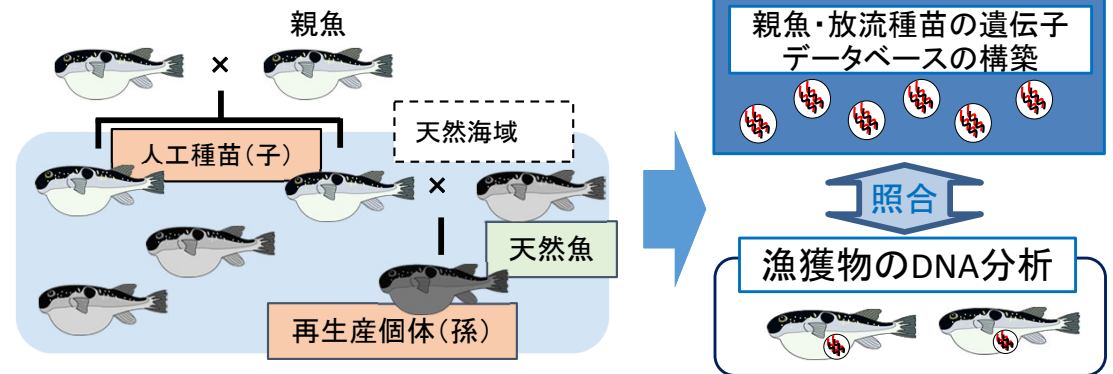
- 遺伝子解析による広域種の資源造成効果の検証や適切な放流費用負担体制構築を支援。
- 環境変化(高水温)に適するノリの品種の実用化に向けた研究を実施。
- 広域に出現し、二枚貝の食害など、漁業に大きな被害をもたらす有害生物(ナルトビエイ)の駆除を支援、等

## ノリの品種改良の研究



高水温適用品種の実用化

## 遺伝子解析による広域種の資源造成効果の検証の取組

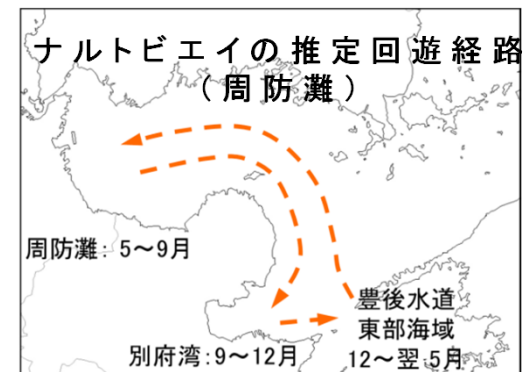


- ・ 放流場所と漁獲地点を検証することにより、放流の受益と負担の公平化を検討
- ・ 資源造成・回復効果の高い放流手法や対象種に重点化

## ナルトビエイ



ナルトビエイの  
胃内容物  
(大量の二枚貝)



# トドによる沿岸漁業への被害



- 大きさ：オスは3.4m、体重1トン、メスは3m、体重350kg
- 繁殖：ロシア(千島列島、オホーツク海)、アメリカ(アリューシャン列島、アラスカ湾、カリフォルニアなど)
- 来遊：例年10月～翌5月にロシアから北海道や青森県の日本海側と根室海峡に来遊。各地で魚介類を摂餌し、春になると繁殖のためロシアへ向け北上



刺し網の破損



漁獲物の食害



漁獲物の食害



胃の内容物

## 被害の現状

- 年間約10億円の漁業被害が発生(令和元年度北海道調べ)
  - 直接被害：刺し網の破損等
  - 間接被害：漁獲物の食害による価値低下、刺し網等の敷設数の減少等



## 対処

- 生態調査や回遊動向調査を基に駆除や追い払い等の効率化
- トド管理基本方針を策定し、絶滅の危険性がない範囲で漁業被害を最小化することを目標に年間約500頭を駆除
- 忌避機材など各種追い払い手法を開発
- 駆除や追い払いに取り組む漁業者等を財政的に支援

# 海洋保護区の活用

- 海洋保護区とは、「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はそのほかの効果的な手法により管理される明確に特定された区域」と定義。
- 日本型海洋保護区の特徴として、漁業者の自主的な共同管理によって生物多様性を保存しながら持続的に利用していく海域を設定。海洋生態系の適切な保護を通じて水産資源の増大に寄与。

## 各地域での漁業者による取り組み事例

北海道

しれとこ  
**知床**

-世界遺産と魚の産卵場を守る-

スケトウダラの産卵場の保護を目的とした海洋保護区が、漁業者により設置されてきました。現在この海洋保護区は、ユネスコ世界自然遺産の一部として、最先端の科学的調査も行われています。こうした活動を通じて地元の漁業者の海の守人としての意識が高まっています。



スケトウダラ漁の様子

写真提供：牧野 光琢



知床の海洋保護区

写真提供：牧野 光琢

石川県

へぐらじま  
**舳倉島**

-海の資源と伝統文化の保全-



海士町漁港

写真提供：國枝 俊弘



海女採りのアワビ

写真提供：JFいしかわ輪島支所

サザエやアワビなどの資源を守るため、地元の海士町自治会は、これまで何百年にもわたって、漁場や禁漁区を決めて厳しい管理を行ってきました。このような取り組みによって、資源をとり尽くさないように注意し、伝統文化の海女漁を守っています。

岡山県

ひなせ  
**日生**

-海のゆりかごを通じた人のつながり-

伝統漁法であるつば網漁の漁師が中心となり、アマモ場の再生活動が30年以上続けられてきました。近年、アマモ場に様々な種類の魚が戻ってきています。地元の人々の海への関心も高まり、多くの学生や子どもたちがアマモ場再生活動に参画するようになりました。



セリの様子

写真提供：釣田 いずみ



アマモ場のイカの卵とハゼ

写真提供：釣田 いずみ




## 農林水産省気候変動適応計画の概要【海面漁業】

**<現状>**

- 南方系魚種の増加、北方系魚種の減少
- 日本海のブリ、サワラ漁獲量が増加、スルメイカは減少
- 藻場の変化によるアワビ漁獲量が減少
- 有害プランクトンの発生域の拡大

**<将来予測>**

- 海の生産力が低下
- シロザケ・サンマの減少・小型化
- 漁場が北に移動
- アワビの減少地域が拡大

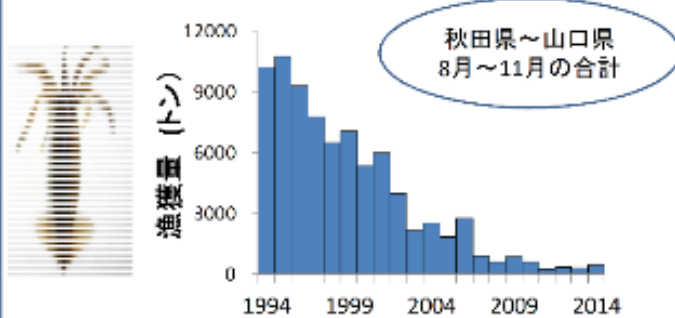


**サイズの小型化**

**漁場が北に移動**

**影響**

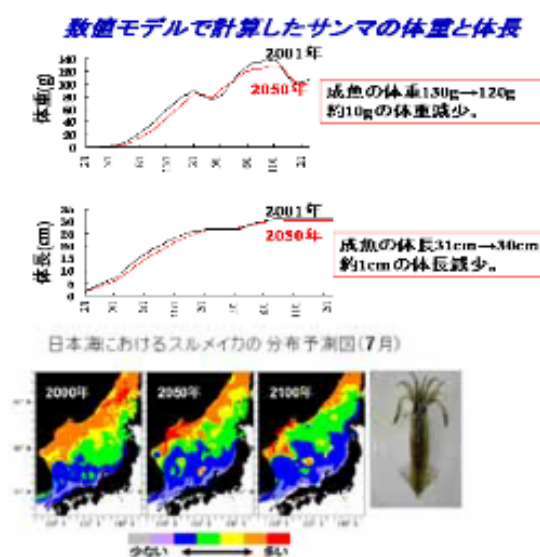
**「水温の高い夏～秋に減少」**



日本海沿岸域における8月～11月のスルメイカ漁獲量の変化

注：漁獲量の変化には、地球温暖化以外の要因も考えられる。

**数値モデルで計算したサンマの体重と体長**



日本海におけるスルメイカの分布予測図(7月)

資料：水研機構

**適応計画**

**取組**

- 【回遊魚】**
  - 産卵海域や主要漁場における海洋環境調査の継続と、水産資源への影響把握
  - 高精度漁場予測と環境に対応した順応的な漁業生産活動を可能とする施策の検討
- 【増殖対象種】**
  - 海洋環境の変化に対応しうるサケ稚魚等の放流手法等の開発
- 【漁場環境】**
  - 有害プランクトン大発生要因の特定と、衛星画像等によるリアルタイム情報による対応策

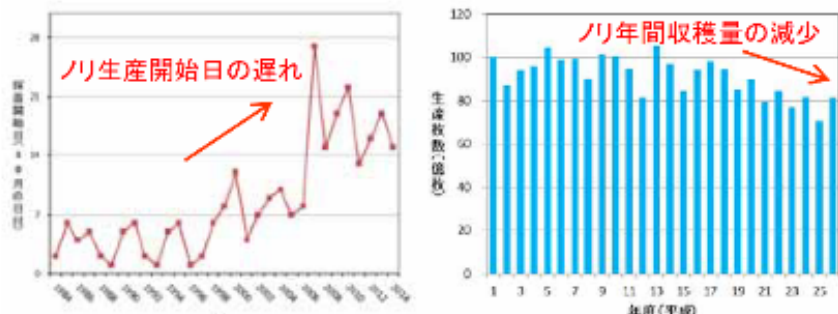
## 農林水産省気候変動適応計画の概要【海面養殖業】



影響

### <現状>

- ホタテガイの大量へい死やカキのへい死率の上昇、生産量の変化などが各地で報告。
- 養殖ノリについて、種付け時期の遅れによる年間収穫量の減少が報告。
- 赤潮の長期化や有毒プランクトンによる貝類の毒化、ナルトビエイ等の南方系魚類の分布拡大にともなうアサリ増殖への食害の影響などが報告。
- 秋季の高水温によるノリの生産開始の遅延と生産量の不安定化



### <将来予測>

- ブリ養殖では、夏季のへい死率増加と秋冬季の成長促進が予測。
- マダイ養殖では、成長の鈍化や感染症発症リスクの増大が予測。
- ブリ、トラフグ、ヒラメ等の養殖適地が北上し、養殖に不適になる海域が出るのが予測。
- 海洋の酸性化により、炭酸カルシウム骨格・殻を有する軟体動物、棘皮動物等の影響を受けやすい養殖種への影響。

### <取組事例>

- 細胞融合技術、プロトプラスト選抜技術等の新規育種技術を用いた高水温耐性を持ったノリ類等の育種素材の開発



## 適応計画

取組

### 【赤潮】

- 気候変動との関連性に関する調査研究の継続。
- メタゲノム解析技術等を利用し、熱帯・亜熱帯性赤潮プランクトンを高感度で探知できる手法の開発と、これらプランクトンの生理・生態的特性を把握し、発生予察、予防技術、対策技術の開発に活用。

### 【成長、疾病対策】

- 高水温耐性等を有する養殖品種の開発。
- 高温時に発生する魚介類の疾病への対策技術を開発し、日本への侵入が危惧される疾病の対策指針の作成。

### 【海洋酸性化】

- 二枚貝養殖等への酸性化の影響予測と予測に基づいた対策技術を開発。



## 農林水産省気候変動適応計画の概要【造成漁場】

影響

### <現状>

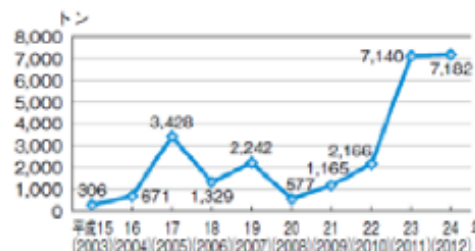
- カジメ科藻類の分布南限の北上
- アイゴなどの植食性魚類の摂食行動の活発化、分布域の拡大
- 多くの海洋生物の分布域が変化



アイゴとトイスズミの群れ

### <将来予測>

- 海水温上昇による藻場の種構成や現存量が変化し、磯根資源への影響
- 多くの漁獲対象種の分布域が北上。



資料：北海道庁「北海道水産振興」に基づき水産庁で作成

北海道において増加する暖水性魚類であるブリの漁獲量の増加



## 適応対策

- 気候変動による海洋生物の分布域の変化の把握及びそれに対応した漁場整備の推進
- 海域の状況の変化に応じて高水温耐性種の播種・移植や食害生物対策等を行うなど、順応的管理手法を取り入れた藻場整備の推進

暖海性魚類の来遊にあわせた漁場整備の実施。

暖海性魚類であるキジハタの来遊

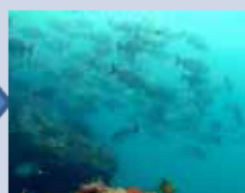


すみかとなる魚礁の設置

取組



造成した藻場



植食性魚類の出現による藻場の食害

対策の実施



植食性魚類の捕獲

## 技術開発

- 気候変動が地先ごとの沿岸資源に及ぼす影響を評価する手法の開発
- 磯焼け原因生物の分布域や影響変化の予測
- 食害に強い海藻増殖手法や混成藻場造成手法の開発



## 農林水産省気候変動適応計画の概要【漁港漁村】

影響

### <現状>

- 中長期的な海面水位の上昇や強い台風の増加等により高波被害、海岸侵食等のリスクが増大する可能性。
- 太平洋沿岸では、秋季から冬季にかけての波高の増大等の事例が確認されている。



低気圧による高潮被害の発生



防波堤を越える高波

### <将来予測>

- 海面上昇により、天端高※の低い係留施設等が浸水し、漁港機能に影響を及ぼすおそれ。
- 波高や高潮偏差増大により、漁港施設等への被害が及ぶおそれ。
- 海面上昇や台風の強度増大により、海岸侵食が助長されるおそれ。

※構造物上端の高さ



高波による越波



海岸の侵食

## 適応対策

取組

- 気候変動による影響の兆候を的確に捉えるための潮位や波浪のモニタリングの実施
- 防波堤、物揚場等の漁港施設の嵩上げや粘り強い構造を持つ海岸保全施設の整備を引き続き計画的に推進
- ソフト・ハードの施策を適切に組み合わせた戦略的かつ順応的な対策の実施



防波堤の嵩上げ



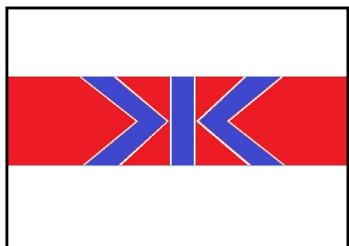
消波ブロックの嵩上げ



胸壁の嵩上げ

## 技術開発

- 水位上昇、波浪増大に対応した低コストな既存施設改良手法の開発



未定稿

# スマート水産業をめぐる事情について

---

令和3年4月  
水産庁

# 水産政策の改革を支えるスマート水産業の取組

○ 水産改革の  
目指す将来像

水産資源の持続的な利用と水産業の成長産業化を両立させ、  
漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立

◆ 政策の方向性

## 水産資源の持続的な利用

## 水産業の成長産業化

◆ 取組の方向性

◆ 具体的な取組

### 資源評価の高度化

資源評価対象種の拡大  
資源評価の精度向上

### 適切な管理措置の実施

漁獲報告の電子化  
IQ管理への対応

### 漁業・養殖業の 生産性向上

### 流通構造の改革

○ 標本船（沿岸漁船）から操業情報（投網回数や漁獲量等）・漁場環境情報（水温等）を電子的に収集する体制を構築。

○ 漁協・産地市場から産地市場情報（水揚げ情報）を電子的に収集。各種報告に活用。  
○ 広域資源管理システム(TACシステム)をIQ管理に対応できるよう改修。

○ 電子的漁獲報告体制の構築（大臣許可漁業から順次拡大）

○ 漁場予測技術の開発と漁業者への提供  
○ ドローンを活用した漁場探索技術の開発実証  
○ ICTやAIを活用した養殖生産管理の高度化  
○ ICTパイや人工衛星から取得されたデータ等を用いて赤潮発生予測情報を提供。  
○ 浮沈式大規模沖合養殖の展開  
○ 閉鎖循環式陸上養殖システムの実用化

○ 生産と加工・流通が連携し、ICT技術等の活用により水産バリューチェーン全体の生産性向上に取り組むモデルを構築。

○ 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（水産流通適正化法）への対応

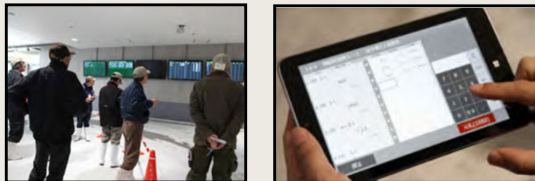
○ 資源評価・管理の高度化と生産性の向上の双方に資するスマート水産業の取組を後押しするため水産業において複数のデータを連携・共有・活用可能となる体制を整え、これを推進。

# スマート水産業が目指す2027年の将来像

2027年にスマート水産業により  
水産資源の持続的利用と水産業の成長産業化を両立した次世代の水産業の実現を目指す

## 電子データに基づく MSYベースの資源評価が実現

- ▶ 200種程度の水産資源を対象に、電子データに基づき資源評価を実施
- ▶ そのうち、TAC対象魚種については、原則MSYベースで資源評価を実施
- ▶ 生産者・民間企業で取得データの活用が進み、操業・経営の効率化や新規ビジネスの創出が実現



産地市場や漁協からデータを効率的に収集・蓄積

## 全国の主要産地や意欲ある産地の生産と加工・流通業者が連携して、水産バリューチェーンを構築し、作業の自動化や商品の高付加価値化を実現

- ▶ AIやICT、ロボット技術等により、荷さばき・加工現場を自動化するとともに、電子商取引を推進するなど情報流を強化して、ムリ・ムダ・ムラを省き、生産性を向上
- ▶ ICTの活用により、刺身品質の水産物の遠方での消費を可能とする高鮮度急速冷凍技術の導入や、鮮度情報の消費者へのPRを図る情報流の強化を図ることで、高付加価値化を実現



データ連携を推進し  
データをフル活用した水産業を実現



画像センシング技術を用いた自動選別

## 水産新技术を用い生産性・所得の向上、担い手の維持を実現

### 〈沿岸漁業〉



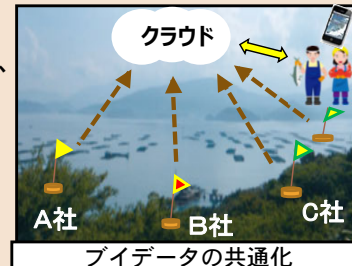
沿岸漁場予測技術

- ▶ 漁場の海流や水温分布などの詳細な漁場環境データをスマートフォンから入手し、漁場選定や出漁の可否に利用し、効率的に操業を実現
- ▶ 蓄積したデータに基づき、後継者を指導・育成

### 〈養殖業〉

- ▶ 赤潮情報や環境データ等の情報を速やかにスマートフォンで入手し、迅速な赤潮防御対策を実施
- ▶ ICTにより養殖魚の成長データや給餌量、餌コスト等のデータ化により、効率的・安定的な養殖業を実現

### 漁業・養殖業

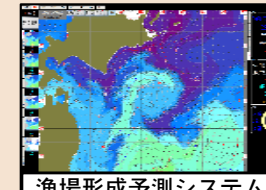


### 〈技術普及〉



情報共有・人材育成

### 〈沖合・遠洋漁業〉



漁場形成予測システム



自動かつお釣り機

- ▶ 衛星データやAI技術を利用した漁場形成・漁況予測システムを活用し、効率的な漁場選定や省エネ航路の選択を実現
- ▶ 自動かつお釣り機等により漁労作業を省人・省力化

# 資源評価の高度化・適切な管理の措置の実施に向けた取組について①

これまでの  
取組と成果

## ＜資源評価対象魚種の拡大＞

- 令和2年度に67種から119種に拡大。

## ＜産地市場・漁協からの産地市場情報（水揚げ情報）の電子的な情報収集の取組＞

- 全国各地の漁協・産地市場で、販売システムの導入状況や納入ベンダー等を調査。主要なベンダーと意見交換を実施。
- 複数の産地市場・漁協で情報収集システムを実証。産地市場情報を集約する全国データベースを構築。

## ＜標本船（沿岸漁船）から操業情報や漁場環境情報を電子的に収集する取組＞

- 令和2年度は24道府県で実証を行い、先行する都道府県で成果をとりまとめ。

## ＜その他＞

- 広域資源管理システム(TACシステム)をIQ管理に対応できるよう改修。

取組における  
課題

## ＜産地市場・漁協からの産地市場情報（水揚げ情報）の電子的な情報収集の取組＞

- 漁協や産地市場から産地市場情報を収集する体制の普及が課題。

→ 漁協や産地市場にとって、資源評価のためだけでは、水揚げ情報を積極的に提供するインセンティブがないことに加え、データを提供するために業務システムの改修等に費用負担が発生。

対応方向  
(令和3年度  
以降の取組)

## ＜資源評価対象魚種の拡大＞

- 令和3年度に200種程度まで拡大。

## ＜産地市場・漁協からの産地市場情報（水揚げ情報）の電子的な情報収集の取組＞

- 産地市場情報を、改正漁業法により義務化された漁獲報告として活用できることとし、漁獲情報を一元的に集約・蓄積することにより、漁業者・漁協等へのメリットを創出。
- 漁協・産地市場が業務システムの改修等に活用できる経費を、令和2年度第3次補正予算にて措置し、体制の普及を図る。

## ＜その他＞

- 画像解析技術を活用した漁獲物データ収集手法の本格的な開発を推進。
- 大臣許可漁業の電子的な漁獲成績報告体制の構築を実施。

主要な漁協・産地市場から、400市場以上を目途に産地市場情報を収集する取組等を進めることで、電子データに基づくMSYベースの資源評価を実現

# 資源調査、評価の充実（資源評価対象魚種の拡大） - 続き -

- 令和元年度は、これまで県が主体となり実施していた水産資源のうち、平成30年度の資源評価対象魚種に含まれない17種を加え、資源評価対象魚種を67種に拡大。
- 令和2年度は、①県から要望を受けた31種、②大臣許可漁業の主な対象である15種、④広域で種苗放流されている6種の合計52種について調査を開始し、119種に拡大。
- 令和3年度は、条件に合う水産資源の中から、73種を選定、調査を開始し、192種に拡大。

## 【資源評価対象魚種の拡大スケジュール】

### 平成30年度(計50魚種)

スケトウダラ、マアジ、マイワシ、マサバ、ゴマサバ、スルメイカ、ズワイガニ  
アオダイ、アカガレイ、アカアマダイ、イカナゴ、イカナゴ類、イトヒキダラ、ウマヅラハギ、ウルメイワシ、エソ類、オオヒメ、カタクチイワシ、カレイ類、キアンコウ、キダイ、キチジ、キンメダイ、ケンサキイカ、サメガレイ、サワラ、シャコ、ソウハチ、タチウオ、トラフグ、ニギス、ニシン、ハタハタ、ハマダイ、ハモ、ヒメダイ、ヒラメ、ブリ、ベニズワイガニ、ホッケ、ホッコクアカエビ、マアナゴ、マガレイ、マダイ、マダラ、マナガツオ類、ムシガレイ、ムロアジ類、ヤナギムシガレイ、ヤリイカ、

### 令和元年度(計67魚種)

アイナメ、アカムツ、イサキ、イシガレイ、ウスメバル、ガザミ、キビナゴ、クマエビ、クルマエビ、コウイカ、ツクシトビウオ、ツノナシオキアミ、ハマトビウオ、ホソトビウオ、マコガレイ、マルソウダ、メイトガレイ

### 令和2年度(計119魚種)

アオメエソ、アオリイカ、アカカマス、アブラガレイ、イシカワシラウオ、イセエビ、イボダイ、イラコアナゴ、ウチワエビ、エゾイソアイナメ、オニオコゼ、カイワリ、カサゴ、カワハギ、キジハタ、キツネメバル、キントキダイ、クエ、クロザコエビ、クロソイ、クロダイ、ケガニ、コノシロ、サヨリ、サルエビ、シイラ、シログチ、シロサバフグ、シロメバル、ジンドウイカ、スジアラ、スズキ、ソデイカ、タイワンガザミ、チダイ、トゲザコエビ、ハツメ、ババガレイ、ヒレグロ、ホウボウ、ホシガレイ、ホタルジャコ、ボタンエビ、マダコ、マトウダイ、ミギガレイ、ミスダコ、モロトゲアカエビ、ヤナギダコ、ヤマトカマス、ヨシエビ、ヨロイイタチウオ

### 令和3年度(計192魚種)

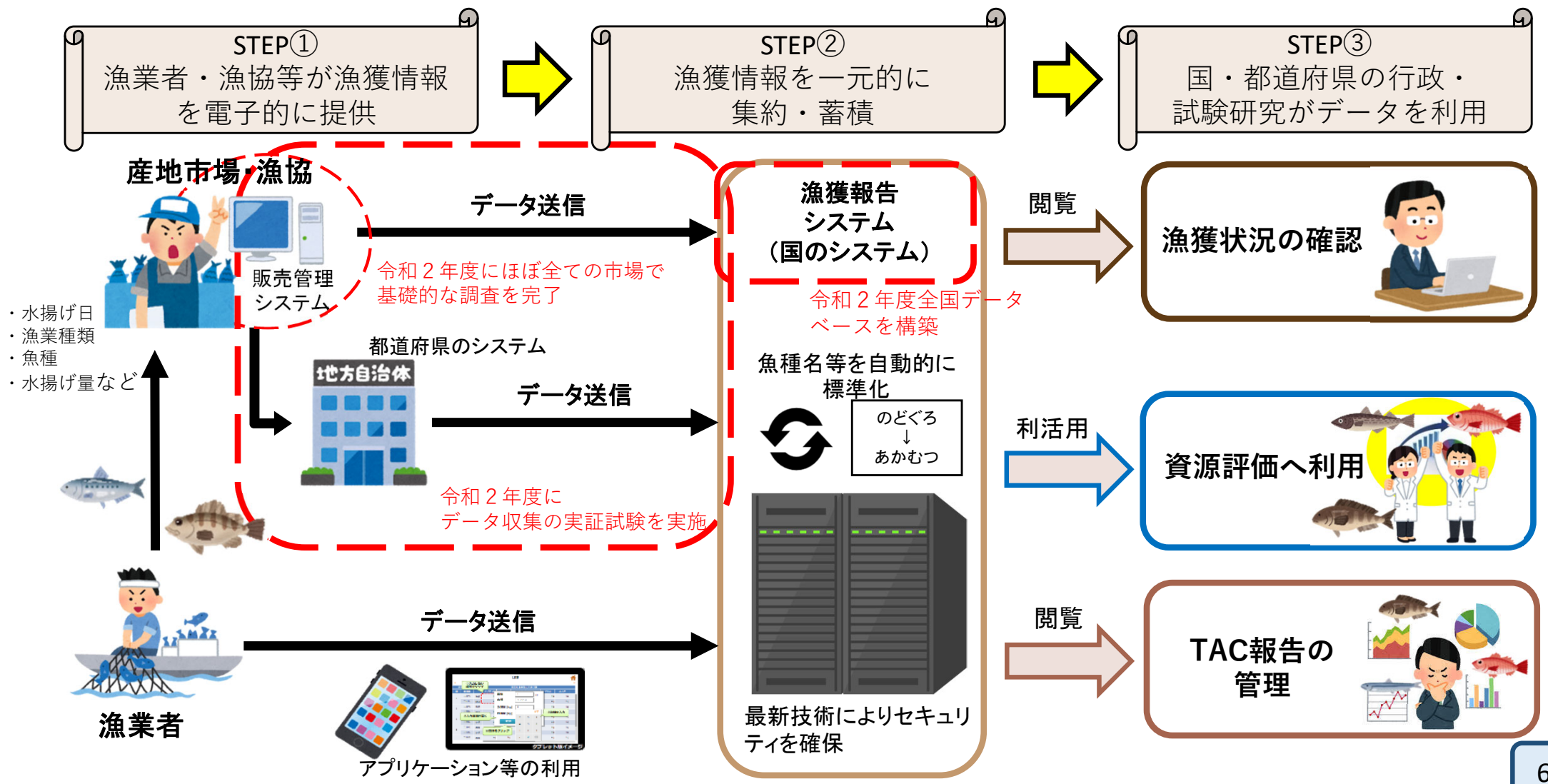
アイゴ、アカエイ、アカエビ、アカガイ、アカシタビラメ、アカマンボウ、アカヤガラ、アサリ、アブラボウズ、アラ、アンコウ、イイダコ、イシガキダイ、イシダイ、イトヨリダイ、イヌノシタ、ウバガイ、ウミタナゴ、エゾアワビ、エゾボラモドキ、エッチュウバイ、カガミダイ、カナガシラ、カミナリイカ、カンパチ、キュウセン、クジメ、クロアワビ、クロウシノシタ、クロガシラレイ、ケムシカジカ、コウライアカシタビラメ、コショウダイ、コブダイ、コマイ、サザエ、シバエビ、シマアジ、ショウサイフグ、シライトマキバイ、シラエビ、シリヤケイカ、シロギス、スナガレイ、スマ、タカベ、タナカゲンゲ、チカメキントキ、トコブシ、トヤマエビ、トリガイ、ナカツカ、ニベ、ネズミゴチ、ノロゲンゲ、ハガツオ、ハマグリ、バラメヌケ、ヒメジ、ヒラツメガニ、ヒラマサ、ホタルイカ、ボラ、マゴチ、マダカアワビ、マナマコ、マハタ、マフグ、マルアジ、メガイアワビ、メジナ、メダイ、ユメカサゴ

### 以降

調査データの蓄積→評価実施・結果公表 ※データ蓄積を通じ資源評価精度の向上を図る。

# 資源評価の高度化と適切な管理措置の実施に向けた一体的取組みについて

- 改正漁業法に基づく許可漁業等の漁獲報告について、生産現場の事務的な負担を軽減した報告を可能とし、報告で得られた水揚げ量等の各種データを資源評価等へ利用できる電子的情報収集体制の整備を推進。
- 全国の主要な漁協・産地市場等からデータを収集するため、順次データ収集を行うためのシステムの現場導入を推進（令和3年度200カ所の導入を目標）。



# 漁業・養殖業の生産性向上に向けた取組について

## これまでの 取組と成果

### <沖合・遠洋漁業における取組>

- 衛星情報やAI技術等を活用し、アカイカ等について漁海況予測情報を提供。

### <沿岸漁業における取組>

- 漁船による海洋観測網を構築し、海流や水温等のデータを利用して、7日先までを予測する漁海況予測技術を九州から山陰地域において実証。

### <養殖業における取組>

- 養殖業成長産業化総合戦略を策定（2020年7月）。沖合養殖や陸上養殖の技術開発を実証。
- 衛星情報等のデータを活用した赤潮発生予測情報を養殖業者に提供するシステムが完成。

## 取組における 課題

### <沖合・遠洋漁業における取組>

- 漁場を予測できる魚種を拡大するためには、広域の観測データの入手が必要。

### <沿岸漁業における取組>

- 沿岸域の漁場予測は、漁業者自らが水温等を観測する必要があるため、簡易なデータ取得方法が求められる。

### <養殖業における取組>

- 沖合養殖においては、一層のコスト削減と省力化及び養殖に適した静穏域の確保が課題。
- 陸上養殖においては、施設整備のインシャルコストや電気使用量等のランニングコストが高額であることが課題。

### <人材育成>

- 水産新技術の社会実装には、若手人材等への情報提供や教育・普及が課題。

## 対応方向 (令和3年度 以降の取組)

### <沖合・遠洋漁業における取組>

- サンマについて、漁場を予測する技術を開発し、サンマ漁船に漁場予測ソフトを実装化。一般船舶（フェリー等）からの観測データ取得を拡大。「しずく」後継機等の人工衛星データの更なる活用。

### <沿岸漁業における取組>

- 簡易に水温等の観測ができる機器を開発し、簡易な操作が可能なアプリを開発実証。

### <養殖業における取組>

- 沖合養殖においては、遠隔自動給餌システムを導入した大規模な沖合養殖プラントの展開、浮消波堤などによる養殖に適した静穏域の確保の促進。
- 陸上養殖においては、インフラの整備やコスト低減のための地場のエネルギー（地熱、風力発電など）の利用等。
- 各地のICTブイの情報や赤潮の発生予測情報等を集約して養殖業者等に提供するシステムの実用化。

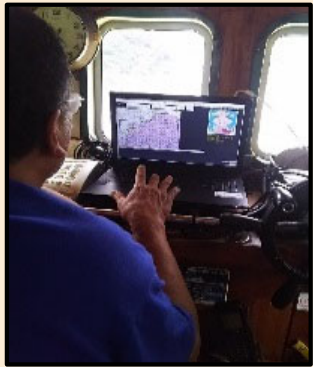
### <人材育成>

- ICTメーカーや研究機関等の有識者による人材バンクを立ち上げ、水産高校等向けの出前授業や技術提供を開始。

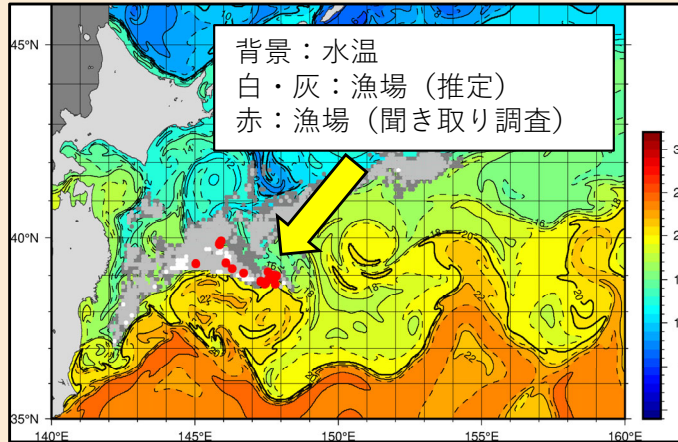
(沖合・遠洋) 2023年度までに漁船1000隻以上が、短期漁場予測を含む衛星情報等による漁海況情報を活用  
(沿岸) 2021年度までに漁海況予測情報の提供により経験が少ない漁業者でも漁場到達できるスマート化を10県以上で実施  
(養殖) 2021年度までに赤潮発生予測情報等を共有する養殖業の高度化を10カ所以上の養殖海域での実施・普及を目指す

# 漁業の生産性向上に向けた取組

## 漁船に提供する漁場予測情報 [沖合・遠洋]



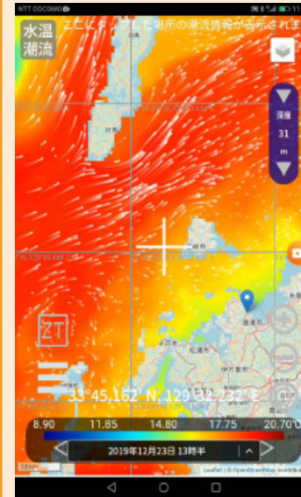
情報を基に漁場探査する様子



漁海況予測情報の図

漁獲量情報と衛星情報とあわせて、AI技術等を活用することにより、サンマの**漁場**を予測して情報提供（93隻のサンマ棒受網漁船に搭載）

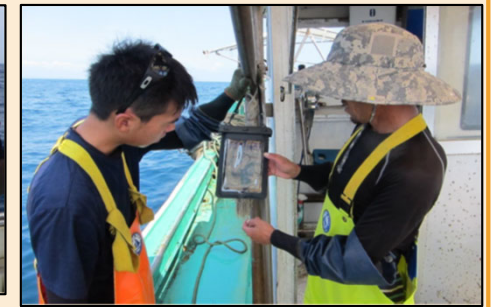
## スマホで提供する漁海況予測情報 [沿岸]



水温及び潮流の予測情報（アプリで表示）



簡易CTDで観測を行う様子



新規就業者にデータを用いて指導する様子

- 水温・塩分の分布予測や海流の方向・流速予測の**動画**をスマホ上で表示
- **7日先**の予測を目指し**九州～山陰海域**において漁船100隻程度によって実証試験を実施中

## 漁場探索ドローン技術の開発



海外まき網漁船

日本船（1千トン級）  
目視により魚群探索



魚群探索の様子

海鳥や海面の変化から、餌を追っているカツオの群れを探索・発見し操業実施



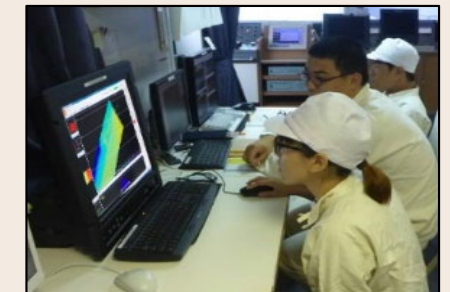
ドローン

十分な飛行性能、画像転送システムを有するドローンの開発

## 水産新技術の普及



授業風景



実習風景

教育機関において  
新技術に関する**授業等を実施**

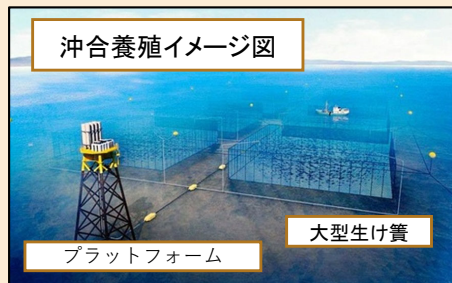
- 焼津水産高校 令和2年11月、令和3年1月
- 小樽水産高校 令和3年1月  
(令和2年度内に10県程度で実施予定)

# 養殖業の生産性向上に向けた取組

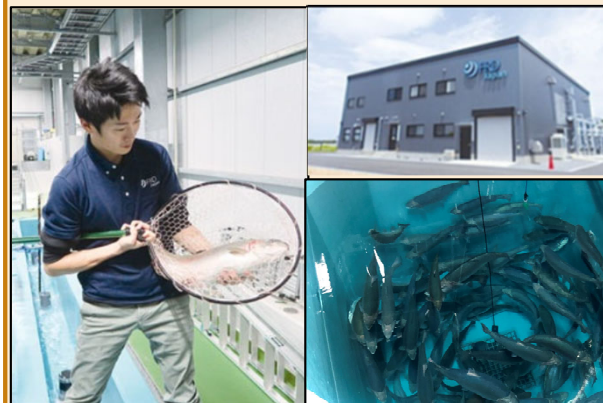
## 大規模沖合養殖



沖合養殖+自動給餌システム（鳥取県境港市）  
（提供：日鉄エンジニアリング）



## 陸上養殖技術



千葉県市原市（提供：(株)FRDジャパン）



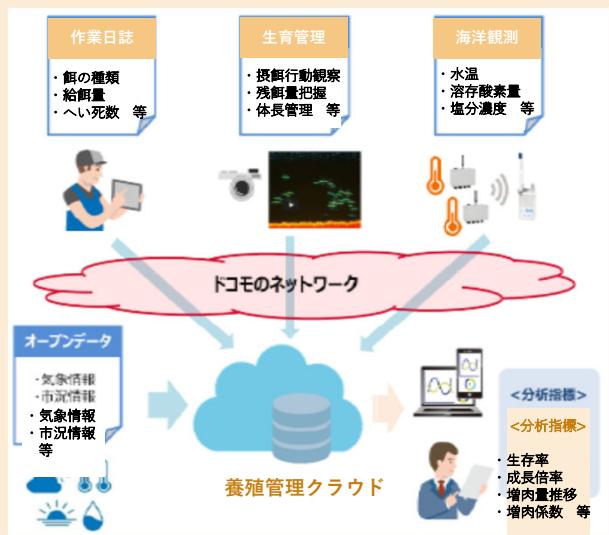
陸上養殖センター（鳥取県米子市）  
（提供：日本水産(株)）



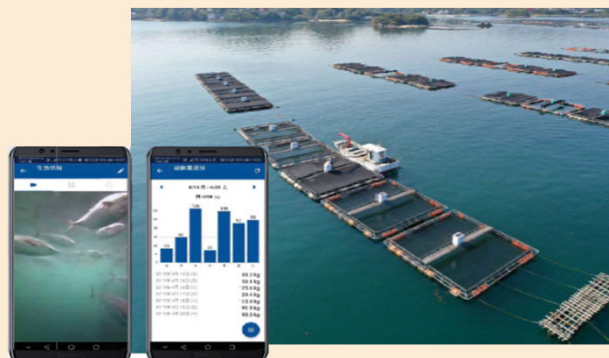
三重県津市（提供：ソウルオブジャパン(株)）

全国的に広がりつつある循環式陸上養殖施設

## 養殖管理システムの高度化



ドコモによる実証実験（提供：NTT docomo）

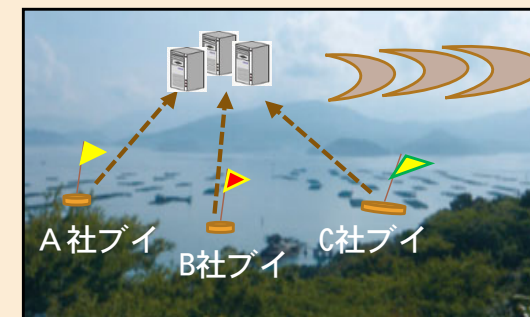


自動給餌器（提供：ウミトロン（株））

スマホで養殖魚の摂餌状況を確認しながら、**遠隔給餌が可能**

餌代や人件費等の経費を可視化し、**養殖経営を管理**

## 海洋環境情報の収集・活用



共通データフォーマット化したブイデータの  
一元的管理（イメージ）

ICTブイデータを共通フォーマット化し、  
赤潮発生情報を重ね合わせて、養殖業  
者に提供し、**迅速な赤潮防御等が可能**

（有明海・八代海にて実証実験）

# 流通構造の改革に向けた取組について ①

## これまでの 取組と成果

### <水産バリューチェーンの生産性向上に向けた取組>

- ・ 生産と加工・流通が連携し、ICT技術等の活用により水産バリューチェーン全体の生産性向上に取り組むモデルを構築するため、連携事業者の低コスト化・高付加価値化の取組を支援。（元年度12件、2年度9件）

### <水産流通適正化法の施行に向けた取組>

- ・ 違法に採捕された水産物が既存の流通経路に混入すること等を防止するため、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（水産流通適正化法）が令和2年12月に成立。

## 取組における 課題

### <水産バリューチェーンの生産性向上に向けた取組>

- ・ バリューチェーンによる生産性向上のためには、新商品開発に必要な機器整備が必要との声。
- ・ 今後マーケットインの発想に基づき取組を行おうとする者が、実践できる優良モデルの提示が必要。

### <水産流通適正化法の施行に向けた取組>

- ・ 法に基づき、届出、漁獲番号の伝達、取引記録の作成・保存など、事務手続・書類が新たに発生することから、その事務負担を軽減することが課題。

## 対応方向 (令和3年度 以降の取組)

### <水産バリューチェーンの生産性向上に向けた取組>

- ・ 機器整備については、他事業を活用することにより、効果的な取組を実施。
- ・ 有識者によるフォローアップ委員会において優良モデルの取組を分析・整理を行い、マーケットインの発想に基づき生産性が向上する手法をわかりやすく打ち出す。

### <水産流通適正化法の施行に向けた取組>

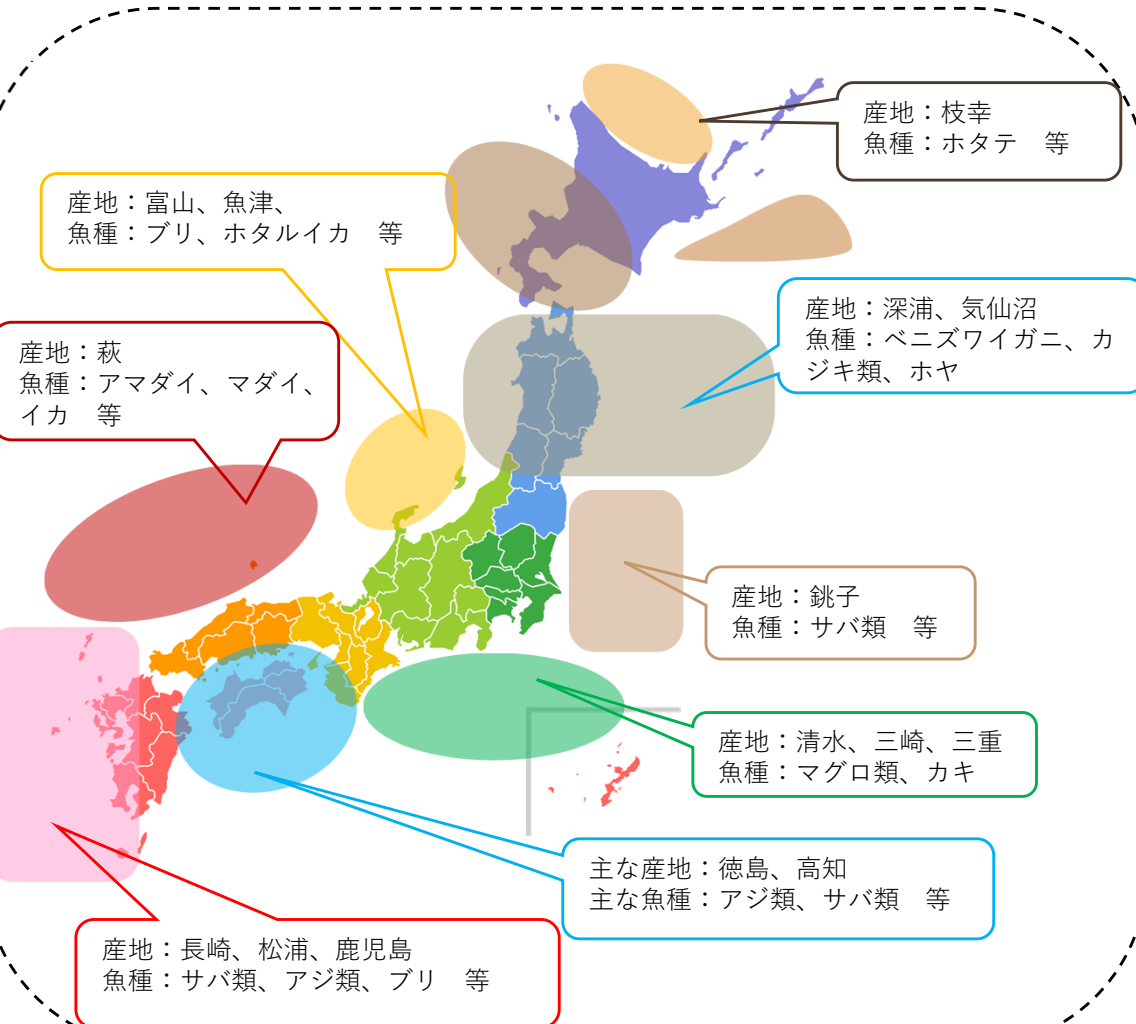
- ・ 学識経験者や生産・加工・流通団体等により構成される検討会を開催し、対象魚種や負担軽減のための電子化の方法など、法律の施行内容について検討を行う。（令和4年12月までに法施行）

全国の主要産地等に水産バリューチェーンを構築し商品の高付加価値化及び生産、流通、加工業者等の取り扱う水産物の信頼性の向上、取引の円滑化を実現

# 流通構造の改革に向けた取組について ②

- 生産と加工・流通が連携し、ICT技術等の活用により水産バリューチェーン全体の生産性向上に取り組むモデルを構築するため、連携事業者の低コスト化・高付加価値化の取組に支援を実施。令和元年度12件、令和2年度9件を支援。
- 支援した取組に対し、支援終了後も、国によるフォローアップを実施し、優良モデル構築（2023年度までに10事例以上）に向け、連携事業者の取組の成果を分析整理。

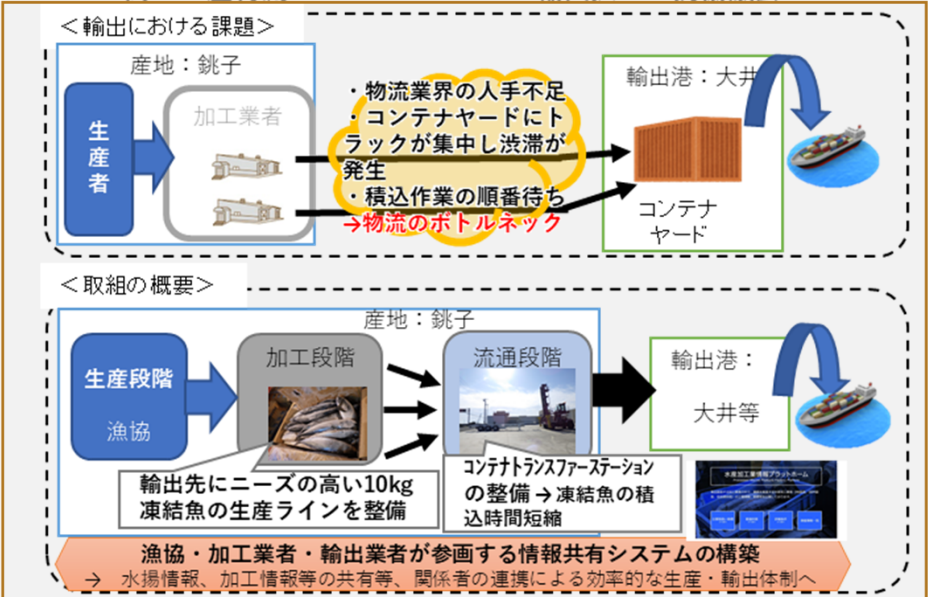
## 全国の産地における水産バリューチェーンの構築状況



### ○モデル例：日本水産輸出拡大連携協議会



### ○モデル例：水産物流通バリューチェーン輸出拡大連携協議会



# 流通構造の改革に向けた取組について ③

- 国内において違法に採捕された水産物の流通により、水産資源の持続的な利用に悪影響が生じるおそれがあり、それらの流通を防止するため、輸出も含めた国内流通を適正化する措置を講ずる。
- 国際社会において、IUU（違法・無報告・無規制）漁業への対応の必要性が高まっており、海外において違法に採捕された水産物について、我が国でも輸入を規制する措置を講ずる。

## ○ 水産流通適正化制度について

### 法律の主な内容

#### 1 漁業者等の届出

特定の水産物を採捕する漁業者等は、自己が適正な権限を有する漁獲者である旨を行政機関に届け出るとともに、水産物ごとに漁獲番号を付して譲渡する。

#### 2 取引記録の作成・保存

漁業者・流通業者・加工業者等は、1の水産物の取引に係る記録を作成・保存する。

- ・ 1～3の対象は、国内における違法漁獲のおそれ大きい魚種を想定。
- ・ 4の対象は、国際的に違法漁獲のおそれ大きい魚種を想定。

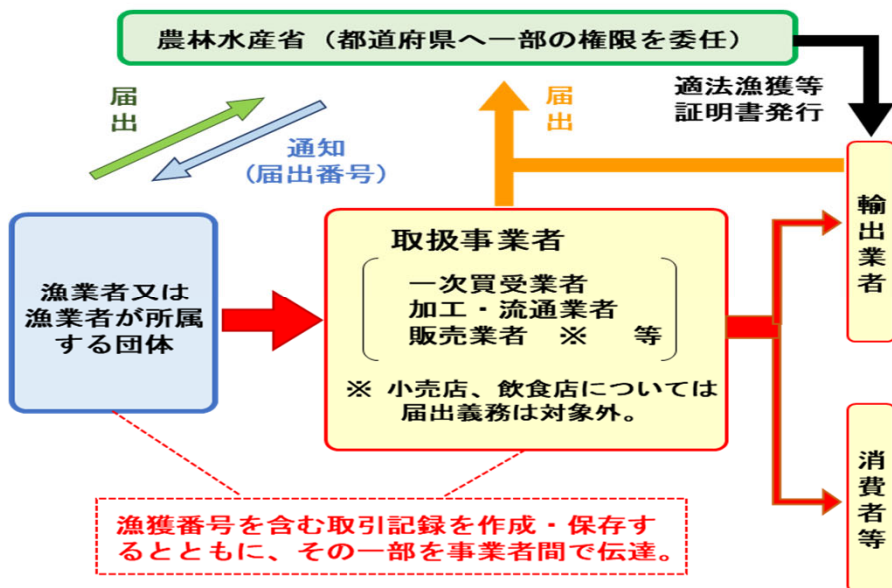
#### 3 輸出規制

1の水産物やその加工品の輸出事業者は、輸出の際、農林水産大臣が適法に採捕された水産物であることを証する書類（証明書）を添付する。

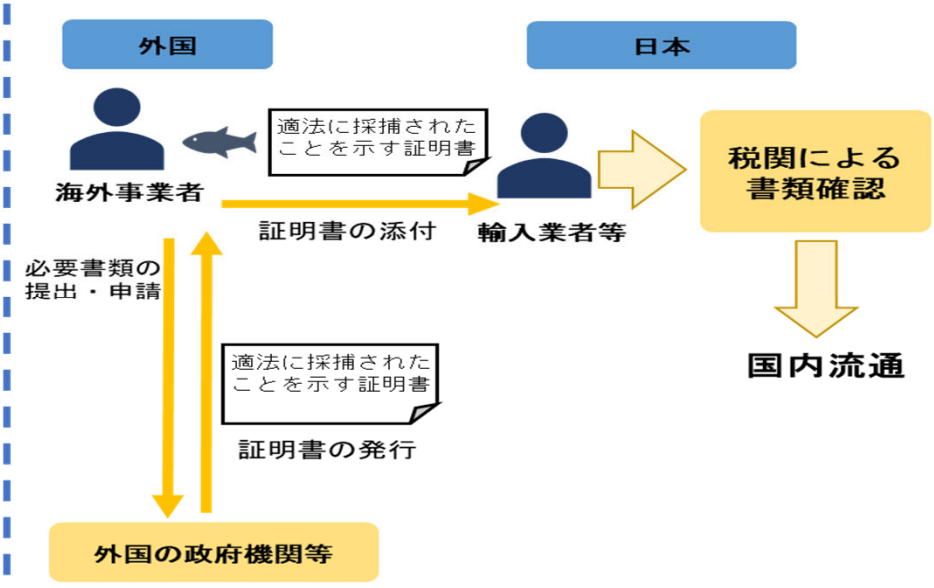
#### 4 輸入規制

特定の水産物の輸入事業者は、輸入の際、輸入元の外国政府が発行する適法に採捕された水産物であることを証する書類（証明書）を添付する。

特定第一種水産動植物等に係る制度スキーム



特定第二種水産動植物等に係る制度スキーム



※ 届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出入時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。

# 水産業におけるデータ連携の推進に向けた取組について①

## これまでの 取組と成果

- スマート水産業の社会実装に向けた取組を推進するため、ICT利用について先行する企業、学識経験者、水産関係団体、試験研究機関等の協力を得て、「水産業の明日を拓くスマート水産業研究会」を開催し、推進方策について検討を実施。
- 検討結果については、令和元年度末にとりまとめられ、水産庁に提出。

## 取組における 課題

- データ連携を活用したスマート水産業を推進していくため、以下の3点に取り組む必要があると提言。
  - 1、現場の生産者が積極的にスマート水産業に取り組みたくなるような成功事例の創出・拡大
  - 2、データ利活用の推進に向けたデータポリシーの確立、データ標準化
  - 3、将来にわたってスマート水産業が自主的・自律的に取り組まれていくための人材育成・普及啓発

## 対応方向 (令和3年度 以降の取組)

- 令和2年度から3年度にかけて、以下の取組を推進し、データ連携を活用したスマート水産業の実現を目指す。
  - 1、成功事例の創出・拡大に向けた実証を実施
  - 2、データポリシーの確立やデータ標準化の検討を行うため検討会を設置
  - 3、人材育成・普及啓発のため、出前授業等を行う体制等を確立

データ連携を活用したスマート水産業を推進し、水産資源の評価・管理の高度化、効率的な操業・経営の支援、新規ビジネスの創出を支援

# 水産業におけるデータ連携の推進に向けた取組について②

## スマート水産業研究会での提言への対応

### データ連携を活用した 成功事例の創出

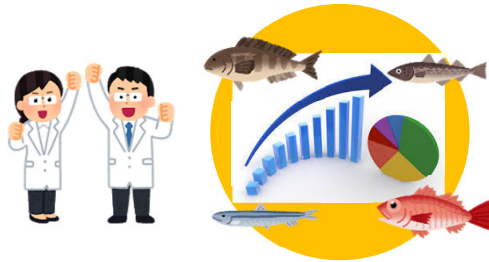
水産業の現場でデータ連携を活用した  
サービスを実証し、優良事例を創出

オホーツク海さけ定置網  
漁業プロジェクト



東シナ海マグロはえ縄  
漁業プロジェクト

得られたデータは、試験研究機関に提  
供され、水産業の発展のために活用



成功事例の紹介等を通じ、データの連携・  
活用の有効性をアピール

### データポリシー整備・ データ標準化の推進

令和2年度から産学官の有識者により、デー  
タ標準化・データポリシーの整備に向けた協議  
を開始



令和3年度に、データポリシーの  
検討結果を、ガイドラインとし  
て取りまとめる予定。  
また、データ標準化について  
も、標準化の対象を拡大する  
などして、引き続き検討を進め  
る予定。



データポリシーや標準化の対象の充実を図る

### スマート水産業の 普及啓発のための取組

令和2年度から、スマート水産業の人材  
育成・普及啓発のために、スマート水産業  
における人材バンクを立ち上げ、水産高校  
の要望に応じて、有識者を派遣して行う出  
前事業や技術普及を実施。



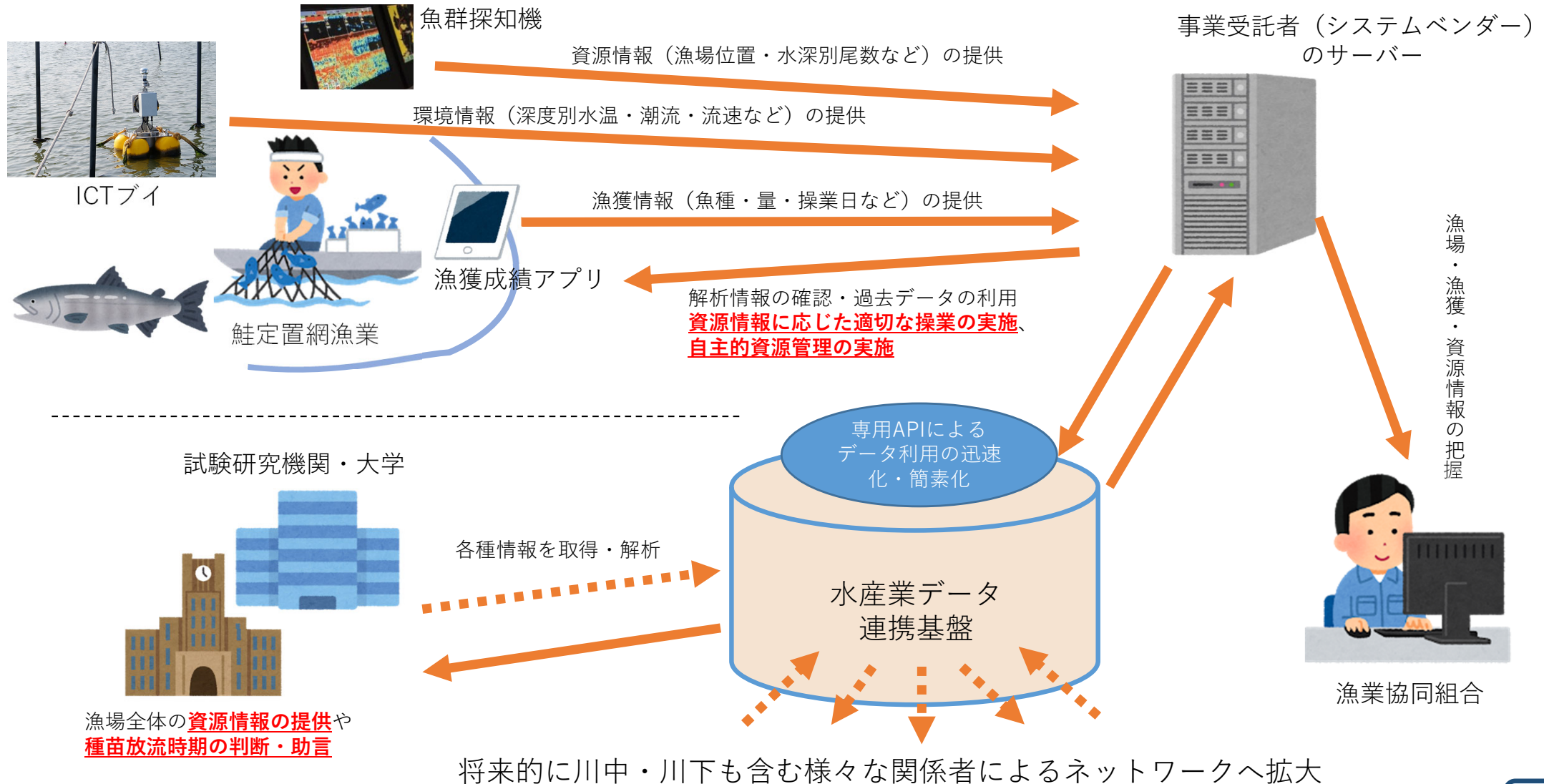
若手漁業者の着業を  
促進することで、年齢  
のバランスのとれた就  
業構造を目指す

人材バンクの充実とともに、  
出前授業等の取組について周知を図る

# 水産業におけるデータ連携の推進に向けた取組について③: 成功事例の創出

## オホーツク海サケ定置網漁業プロジェクト(斜里町)

- 漁業者による自主的資源管理の推進と、海洋環境の変化に対応し生産量の安定を図ることを可能とするデータ連携の仕組み作りが目的。
- 得られる漁場環境や操業の情報を漁業関係者以外の行政・試験研究機関も利用。

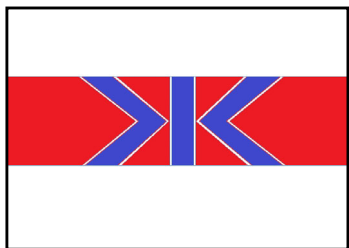


# スマート水産業の普及に向け必要な他分野との協力

- 「漁業・養殖業の成長産業化」を目指していく上では、他分野との協力が必要

現状	必要な協力
漁場形成予測等に活用するため、沿岸に近い海域での水温観測情報の充実が必要	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 循環変動観測衛星「しずく」後継機の打ち上げ供用開始（2023年に計画）</li><li>➤ フェリー等の一般船舶の水温等観測データの収集</li></ul>
沿岸域では、ICTブイなど携帯電話網を活用した機器によりデータ収集を行っている	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 全ての沿岸域での<b>基地局の整備</b>が必要</li></ul>
沖合・遠洋漁業については、衛星通信を活用してデータの送受信や乗組員のWifi利用を行っている	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 衛星通信を活用したサービス（インマルサット等）は、<b>利用料が高額であり、更なる低減が必要</b></li></ul>
陸上養殖や漁船の電化など、スマート水産業の推進により、漁村地域での電力使用が増加	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 漁村地域での、<b>再生可能エネルギーの活用を含め、安定的かつ安価な電力供給の実現が重要</b></li></ul>

未定稿



# 漁港・漁場・漁村をめぐる事情

---

令和3年4月  
水産庁

# 漁港の現状について

- 日本沿岸の津々浦々に、2,790港の漁港が存在している。
- 各地域の水産業形態にあわせ、効率的な水産業が営まれるよう漁港を整備。

## ○漁港の種類と数

総数 : 2,790港 (令和2年4月1日現在)

第1種 (その利用範囲が地元の漁業を主とするもの) : 2,052

第2種 (その利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属しないもの) : 525

第3種 (その利用範囲が全国的なもの、特定第3種漁港を含む) : 114

第4種 (離島その他辺地において漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの) : 99

参考: 港湾の総数は932港 (国際戦略港湾5, 国際拠点港湾18, 重要港湾102, 地方港湾807)

※令和2年4月1日現在

	平成21年 (2009)	26 (2014)	29 (2017)	30 (2018)	令和元年 (2019)	2 (2020)
漁港数	2,916	2,909	2,860	2,823	2,806	2,790
第1種	2,206	2,179	2,128	2,089	2,069	2,052
第2種	496	517	519	521	524	525
第3種	101	101	101	101	101	101
特定第3種	13	13	13	13	13	13
第4種	100	99	99	99	99	99

資料: 水産庁調べ  
注: 各年4月1日現在の漁港数。

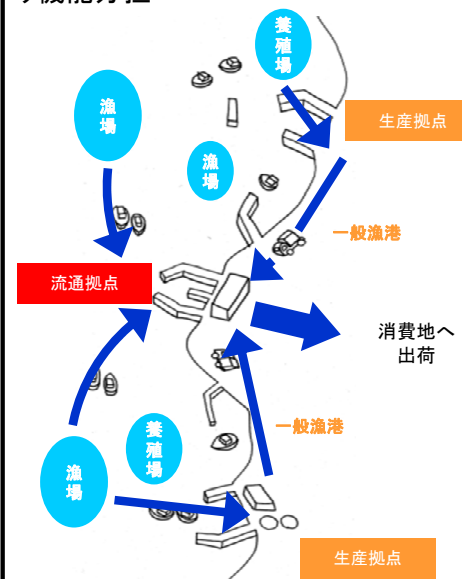
## 特定第3種漁港

水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの  
(全国で13漁港)



我が国は世界第6位の排他的経済水域を有し、海岸線延長は3万5千kmであり12kmおきに漁港が存在

各地域の水産業形態にあわせ、流通拠点漁港、生産拠点漁港、一般漁港により機能分担



## <流通拠点>

産地市場の統廃合を見通し、将来的にも水産物流通の拠点となる漁港



## <生産拠点>

大規模な養殖機能や避難機能等を有するなど水産物生産活動の中核的な拠点となる漁港



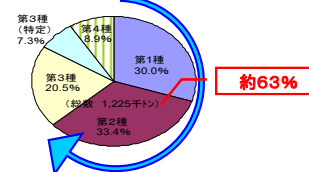
## <一般漁港>

沿岸漁業や養殖業等の生産活動を支える基盤としての漁港

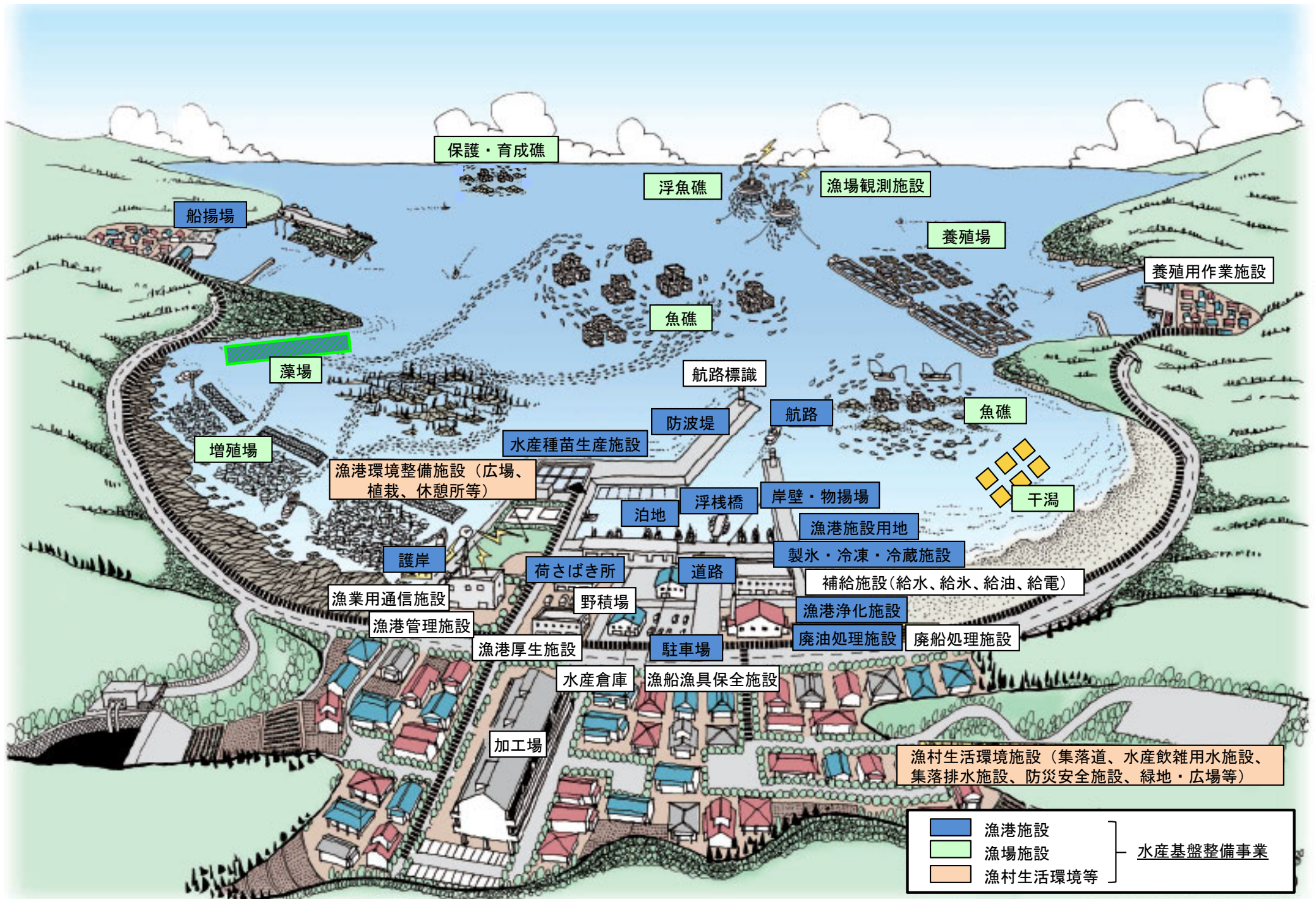


小規模な漁港が大半を占める第1種及び第2種で、我が国の沿岸漁業、養殖業の多くを生産

## 【沿岸漁業】



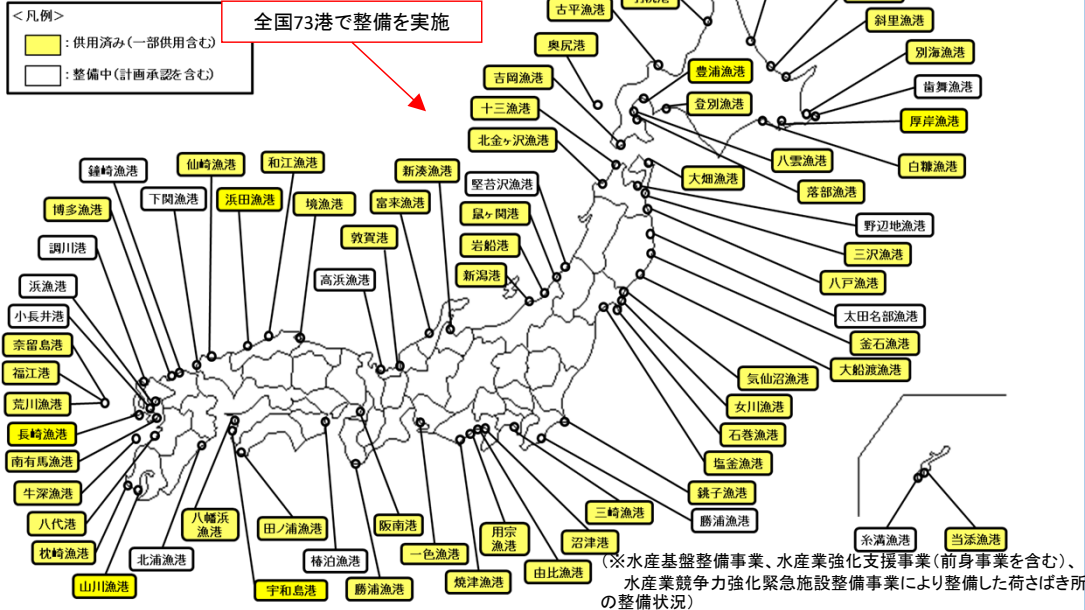
# 漁港・漁場・漁村のイメージ



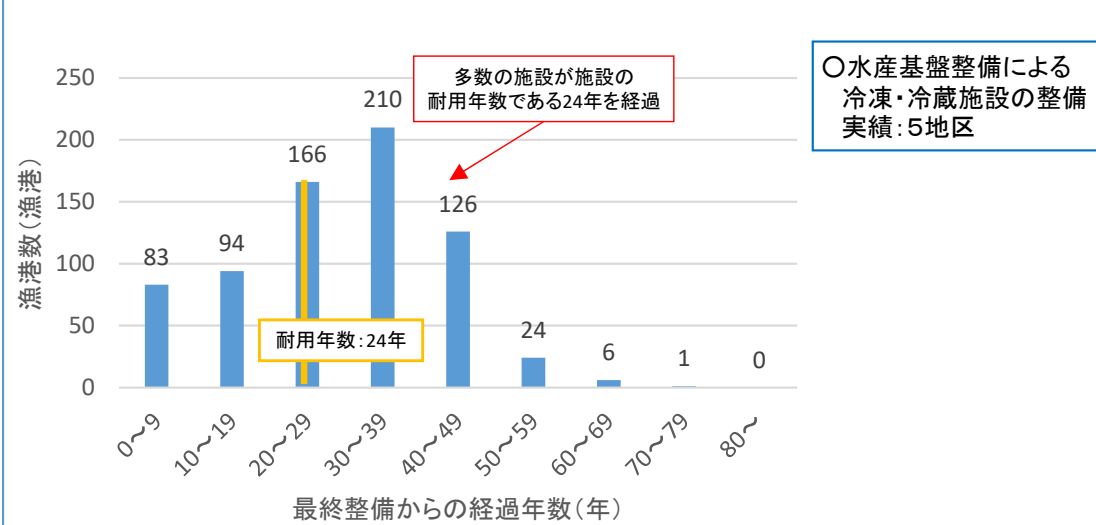
# 拠点漁港等の競争力強化

- 水産業の競争力と輸出促進を図るため、高度衛生管理型荷さばき所・大水深岸壁の整備など、漁港の機能を強化してきたところ。
- 冷凍冷蔵施設の老朽化が進行していることから、今後の更新需要に合わせ、冷凍冷蔵能力の確保が必要。
- 老朽化した漁船の代船建造が進む中、改革型漁船の導入により漁船が大型化しており、岸壁・泊地の延伸や増深が求められている。

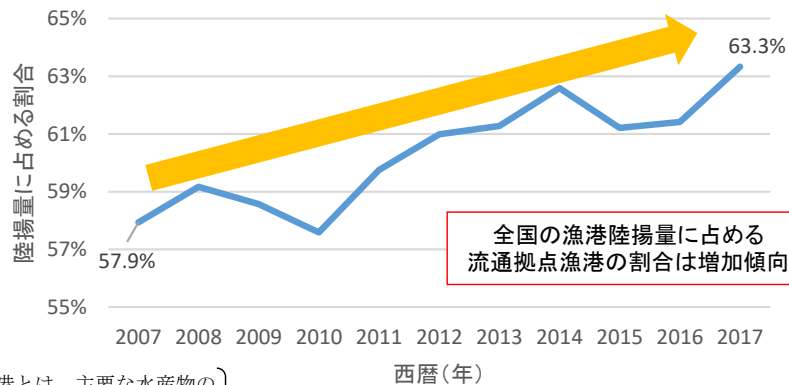
## 衛生管理型荷さばき所の整備実績



## 冷凍冷蔵施設の老朽化状況

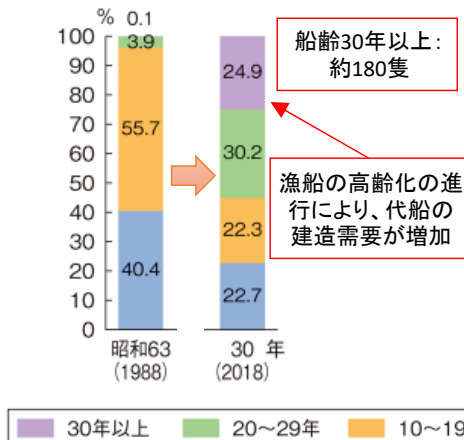


## 全国漁港陸揚量に占める流通拠点漁港(約150漁港)の推移



## 漁船船齢の高齢化、漁船の大型化

○漁船船齢の構成<20~199トン>



	H29	R2
海まき船(大型)の隻数	7隻	10隻
対応した岸壁	3バース	8バース

○海まき船の大型化予定  
令和2~6年度に10隻程度が建造予定(3漁港)。

	現行	大型化後
トン数	349トン	760トン
所要水深	7.0m	9.0m

資料:水産庁調べ

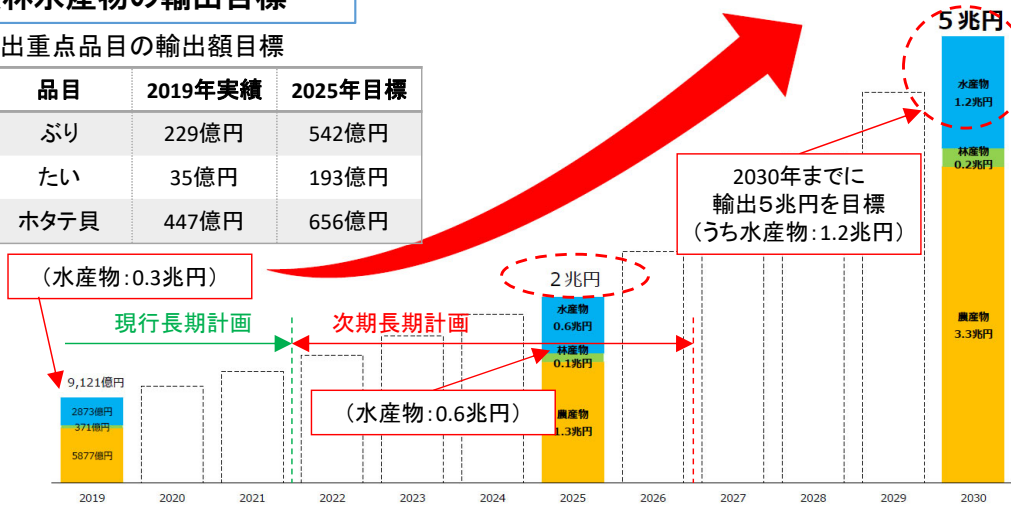
# 養殖業成長産業化との関連

- 水産資源の漁獲が不安定な状況を踏まえ、農林水産省は、「養殖業成長産業化総合戦略」を策定し、養殖業の成長産業化に向けた将来の姿を示すとともに、戦略的養殖品目及び輸出額目標を設定。
- また、養殖業の成長産業化には、マーケットイン型の転換が必要であるが、需要に応じた安定的な供給体制の構築のため、養殖適地の拡大や安定的な種苗の確保、非効率な作業環境の改善等を推進。

## 農林水産物の輸出目標

○輸出重点品目の輸出額目標

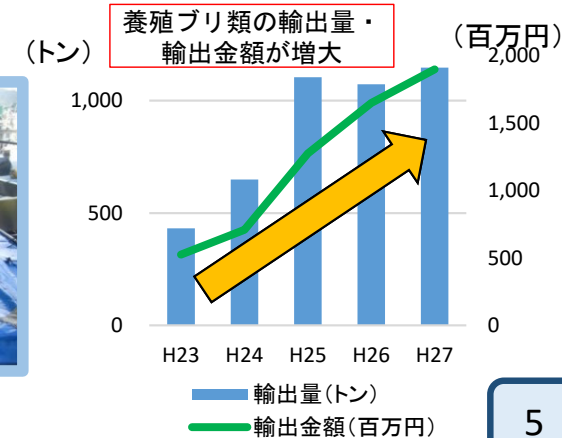
品目	2019年実績	2025年目標
ぶり	229億円	542億円
たい	35億円	193億円
ホタテ貝	447億円	656億円



※農林水産物由来の新たな加工品及び少額貨物（1ロット20万円以下）を新たに輸出額のカウントに追加（上図の内訳には含まれない）  
 出典：農林水産省（農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議）

## 養殖場と連携した漁港の一体的整備

- 鹿児島県において、養殖ブリのさらなる輸出拡大に向け、屋根付き岸壁や閉鎖型の荷さばき所を整備し、輸出量・金額の拡大を実現。（薄井漁港）



## 戦略的養殖品目

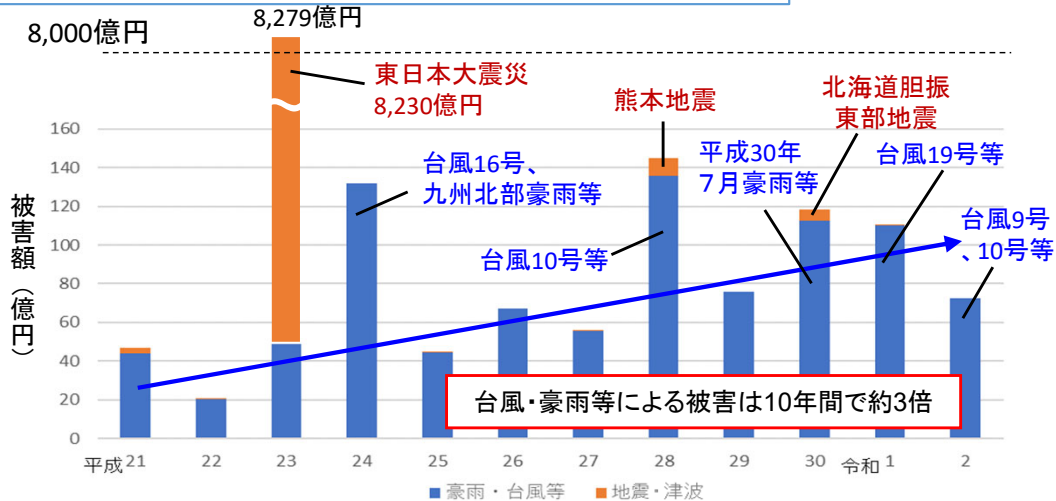
戦略的養殖品目	2030年生産目標	2030年輸出目標	対象マーケット	戦略的養殖品目	2030年生産目標	2030年輸出目標	対象マーケット
ブリ類	24万トン	1,600億円	◆北米市場の拡大、アジア・EU市場、国内需要創出等	サケ・マス類	3~4万トン	—	◆国内の輸入養殖サーモン市場の獲得
マダイ	11万トン	600億円	◆アジア市場の拡大、EU等の市場、国内需要創出等	新魚種(ハタ類等)	1~2万トン	—	◆アジア等市場の創出、国内天然魚需要の代替
クロマグロ	2万トン	—	◆国内市場の維持、アジア市場等の拡大				

現在または将来の生産環境を考慮して、我が国養殖業の強みを生かせる養殖品目を養殖品目として設定

# 防災・減災、持続可能なインフラ管理

- 近年、台風・豪雨や低気圧災害が激甚化し、漁港関係施設の被害が増大しており、沖波等設計条件の見直しを含めた漁港漁村の強靱化対策を推進。
- また、20年後には漁港施設の6割以上が建設後50年を経過するなど、漁港施設の老朽化が進行しており、予防保全型の維持管理の実施が必要。
- 一方、これらの漁港を管理する市町村のうち、漁港漁場の担当職員を1名しか配置できないところが半数近くあり、また3割は、漁港漁場の担当に技術系職員を配置できないなど、施設管理の効率化・省力化が課題。

## 漁港関係施設（漁港施設・海岸保全施設）の被害額



## 漁港施設の老朽化の現状

建設後50年を経過する漁港施設の割合

施設名	R2年3月	R12年3月	R22年3月
外郭施設（防波堤等）	21.4%	39.7%	66.0%
係留施設（岸壁等）	11.5%	33.0%	64.8%

注）岩手県、宮城県及び福島県を除く。R2.3月末現在。

※約2,600漁港において個別施設計画を策定（令和2年度末目標）

※今後30年間に必要な維持管理・更新費は約3.5兆円と推計しており、事後保全の場合の約6.6兆円と比べて約5割低減されている（維持管理・更新費は、今後の新技術開発や社会状況等の要因によりコストの低減が図られることも想定される）。

【水産庁所管の漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、海岸保全施設が対象】

## 沖波の見直し状況

沖波を設定している都道府県	うち、10年以内に沖波を見直し	
	前回設定から10年以上が経過	前回設定から10年以内が経過
39	13	26

※令和2年8月時点

約7割の都道府県において、今後沖波の見直しが必要

## 市町村の漁港漁場担当職員

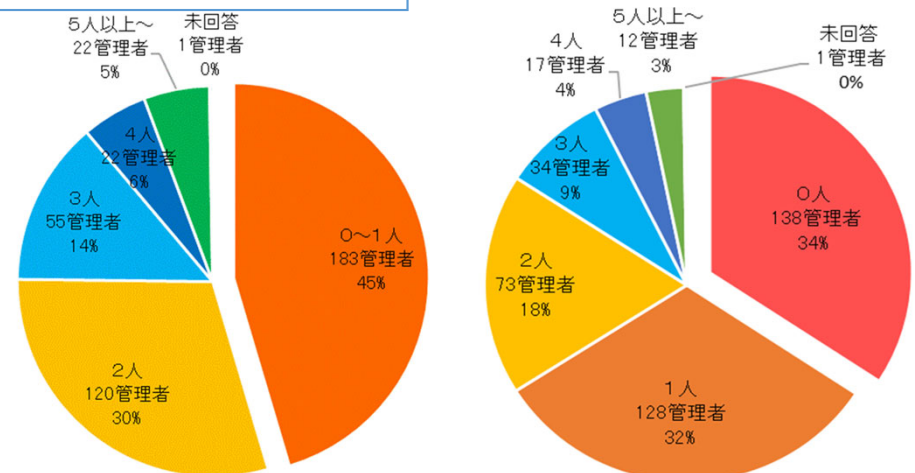
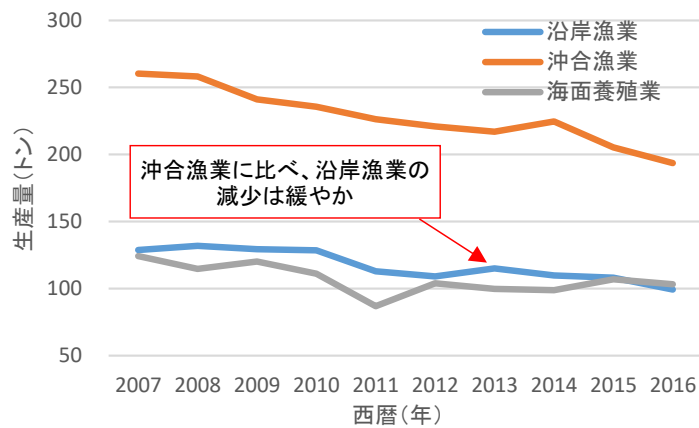


図1 市町村(全403漁港管理者)における漁港漁場の担当職員数(管理職を除く。) 図2 市町村(全403漁港管理者)における漁港漁場の担当技術系職員数(管理職を除く。)

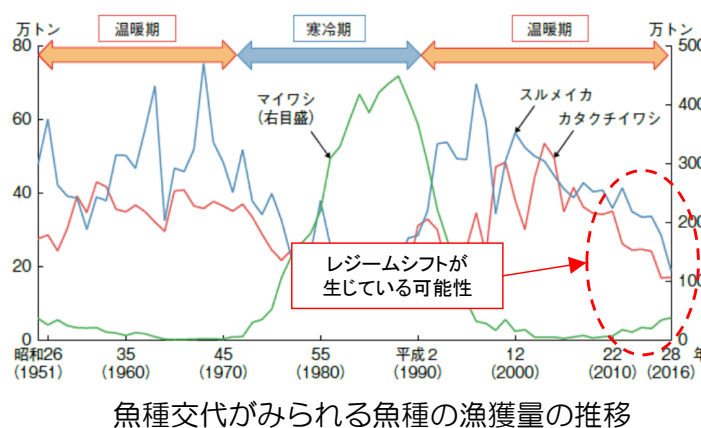
# 漁場の現状(海洋環境の変化)

- 日本近海の海水温は、100年間で1.14℃上昇しており、これに伴う海洋生物の分布域の変化等により、主要魚種の漁獲低迷や北海道でのブリの漁獲増など、回遊性魚類の漁場及び漁獲量の変化等が報告されている。
- また、藻場・干潟の面積は大きく減少した状態が続いている。
- 政府は、「気候変動適応計画」(平成30年11月27日閣議決定)を定め、水産分野においては、海洋生物の分布域・生息場所の変化に対応した漁場整備等に取り組んでいるところ。

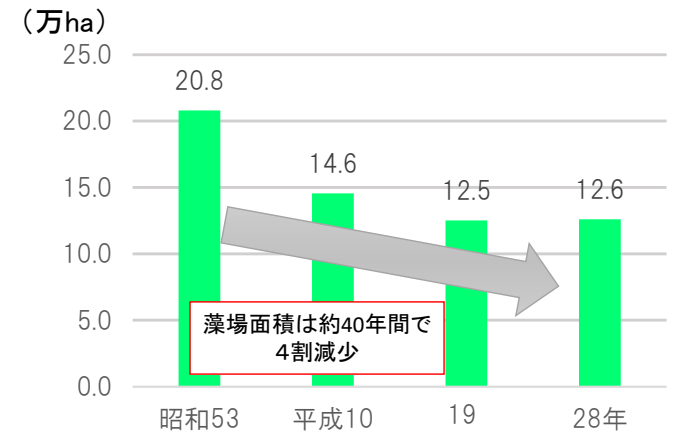
## 沿岸漁業と沖合漁業の生産量の推移



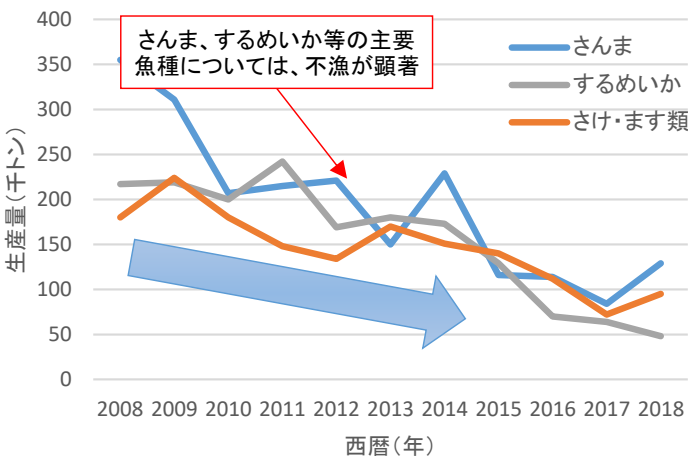
## レジームシフトへの対応



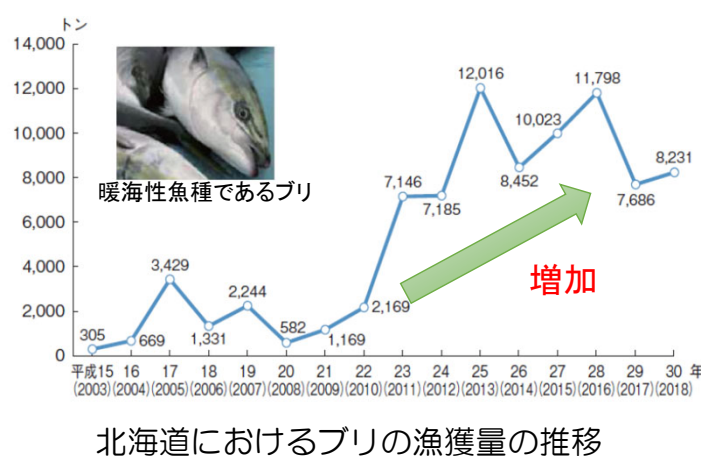
## 藻場面積の推移



## 主要魚種の漁獲低迷



## 個別地域の漁場環境の変化



## 海水温上昇に対応した漁場整備

○ 山口県では、海水温上昇により暖海性魚類であるキジハタにとって生息しやすい海域が拡大したことから、キジハタの成長段階に応じた漁場整備を実施。

	H19-23 (整備前)	R1 (整備後)
漁獲量	1,363kg	約4.5倍 6,161kg

大型のキジハタ(50cm)が漁獲

種苗放流  
稚魚  
若成魚  
成魚

幼稚魚保護礁(増殖場)の整備  
若成魚育成礁(増殖場)の整備  
生産礁の整備

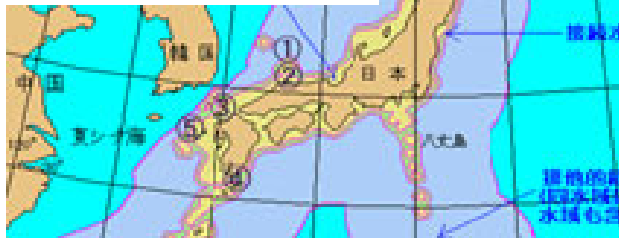
# 直轄漁場整備事業

- 直轄漁場整備事業（フロンティア漁場整備事業）は、排他的経済水域において、TAC魚種を対象に水産生物の保護・増殖を目的として、現在、全国3ヶ所において実施。
- アジ・サバ・イワシを対象としたマウンド礁（五島西方沖地区）は、マウンド礁で釣獲したマアジ1歳魚の体重が対馬暖流系群の平均体重に比べ約1.5倍、マウンド礁周辺の漁獲量は約2倍となるなどの高い効果を発揮(図1参照)。
- ズワイガニ等を対象とした保護育成礁は一般海域に比べ約2倍のズワイガニが生息(図2参照)。日本海A海区（富山県以西）のズワイガニ漁獲量は漸減傾向にあるが、保護育成礁周辺の漁獲量は安定しており、その漁獲割合は1/4を占めるなど、資源回復と漁獲の安定に貢献(図3参照)。

国直轄漁場整備の整備位置

事業実施地区

- ① 日本海西部地区(保護育成礁)
- 【完成】② 隠岐海峡地区(マウンド礁)
- ③ 対馬海峡地区(マウンド礁)
- ④ 大隅海峡地区(マウンド礁)
- 【完成】⑤ 五島西方沖地区(マウンド礁)



出典：海上保安庁「日本の領海等概念図」を加工し作成

図2：保護育成礁の効果

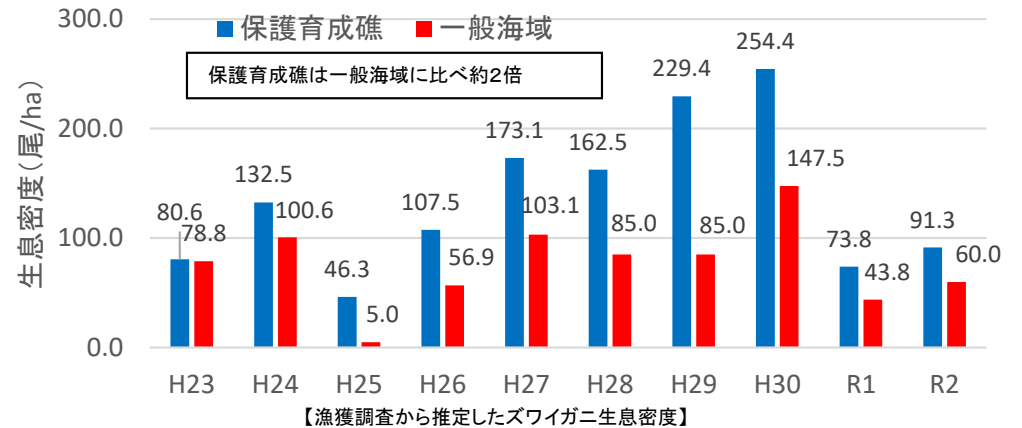


図1：マウンド礁（五島西方沖地区）の効果

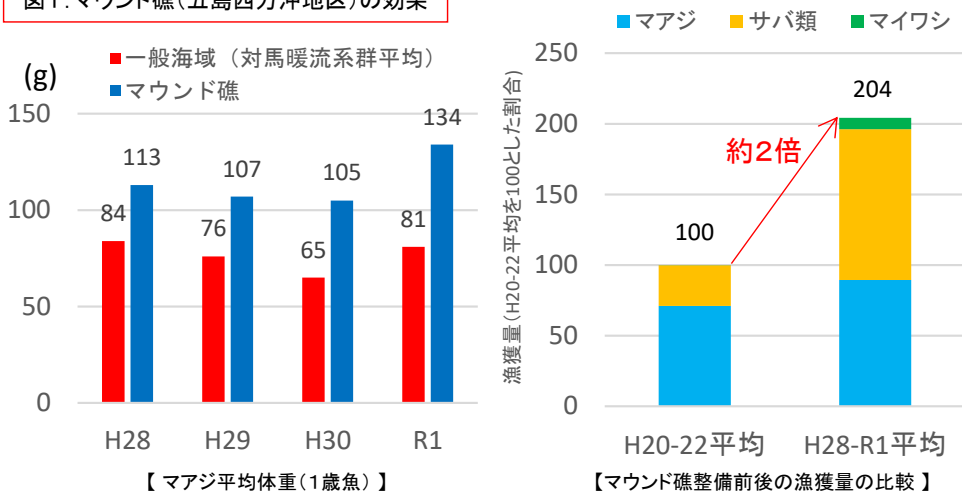
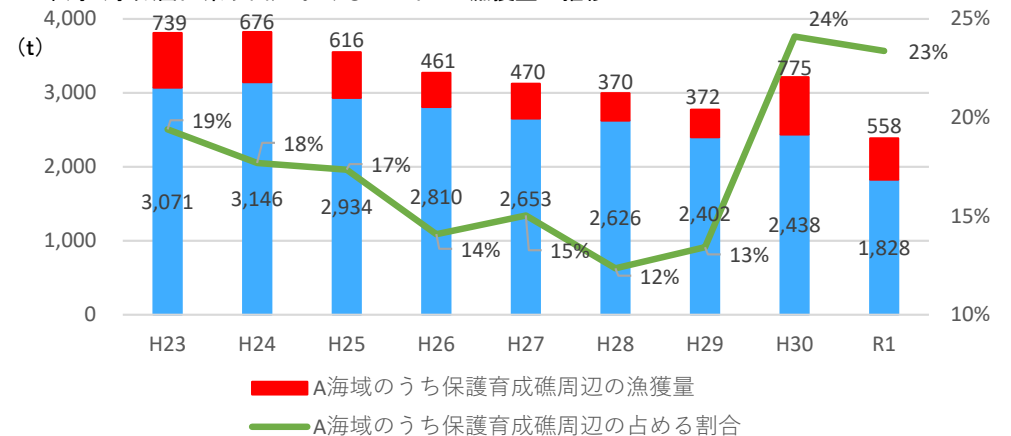


図3：保護育成礁の効果

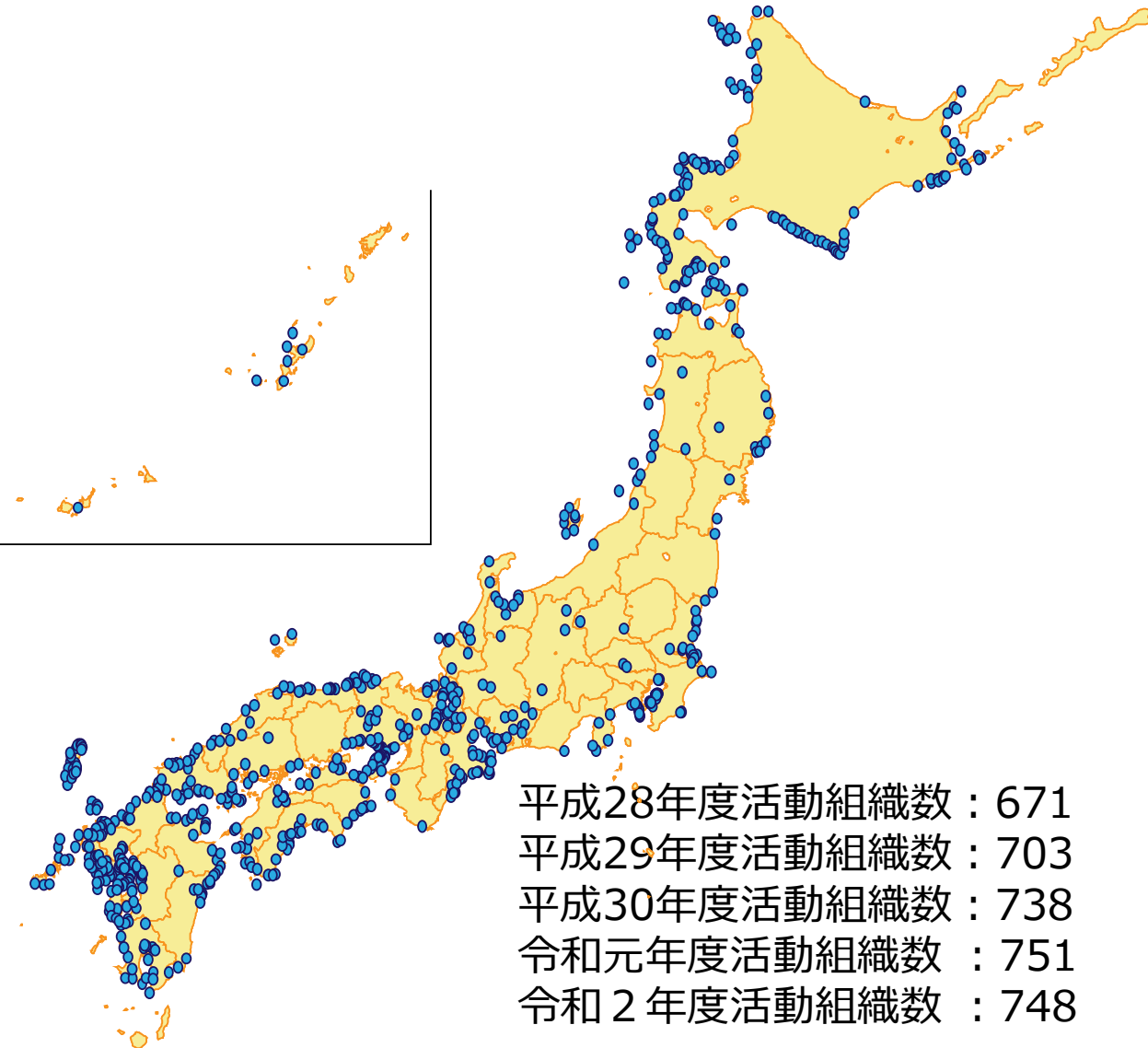
日本海A海区(富山県以西)におけるズワイガニ漁獲量の推移



# 水産多面的機能発揮対策の現状と課題

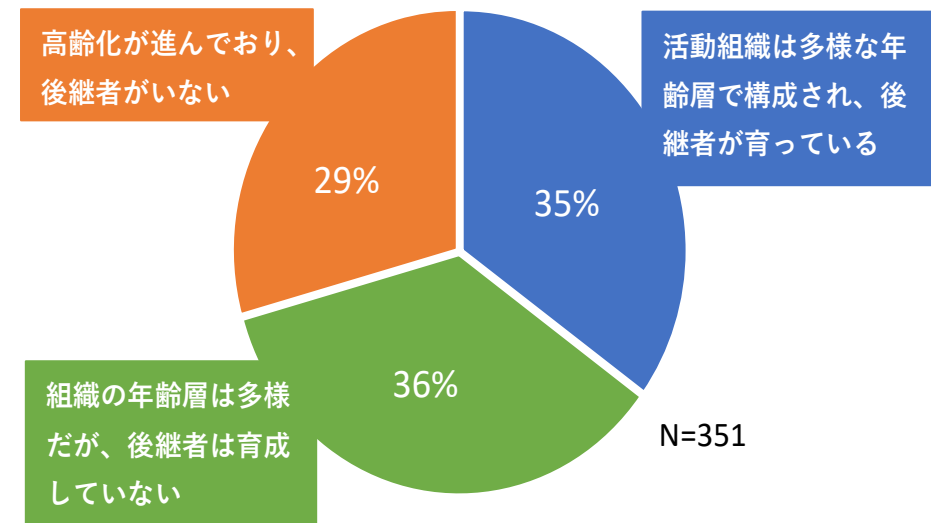
- 水産多面的機能発揮対策事業において、令和2年度現在で748の組織が活動を実施
- 水産多面的機能発揮対策事業の課題としては、活動組織の脆弱化が挙げられる。

## 活動組織の分布



## 活動組織の脆弱化

- ・ 構成員の高齢化、発揮活動の担い手不足、後継者不足が課題
- ・ 企業やNPO等他主体との連携を模索

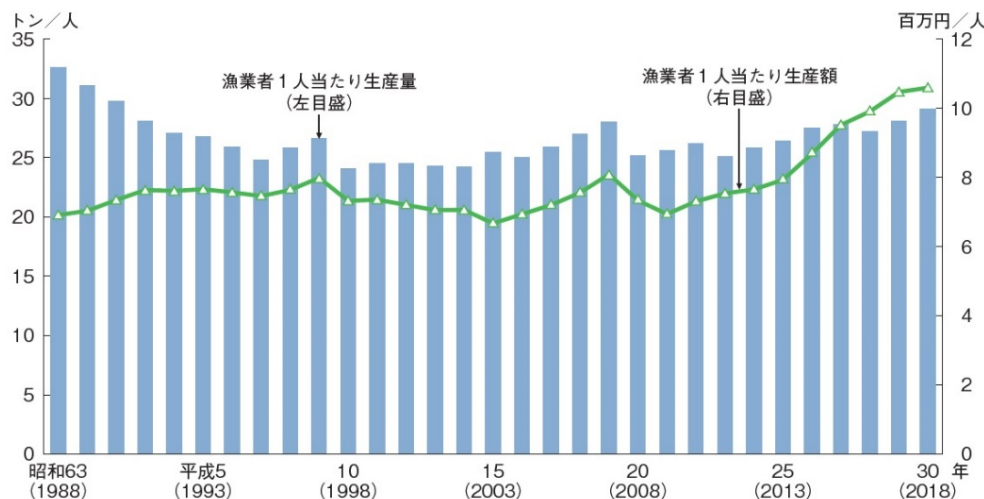


出典：JF全漁連・全内漁連によるアンケート（令和元年度）

# 漁村の現状

- 我が国漁業者1人当たりの漁業生産量、生産額は近年増加傾向にあるものの、多くの漁村の産業基盤である沿岸漁船漁業を担う者の所得は減少傾向である。
- さらに、漁村の高齢化・人口減少が進む中、地域の総所得の減少が懸念されることから、新たな漁村の所得向上と雇用創出が不可欠である。
- また、漁村人口規模が小さいほど、高齢化率が高いことから、漁村の特性に応じた活性化対策が重要である。

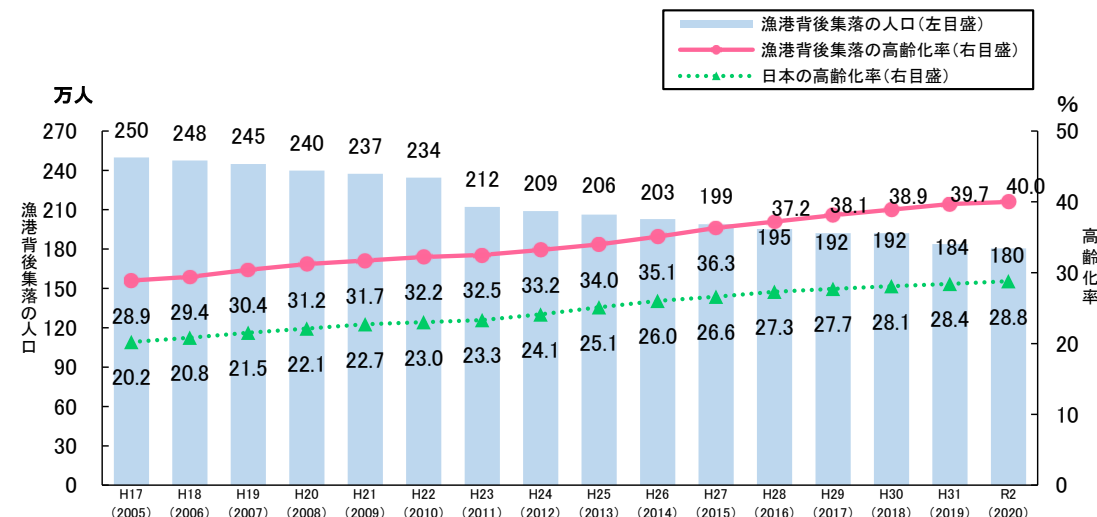
【漁業者1人当たり生産量、生産額】



※農林水産省「漁業センサス」(昭和63(1988)年、平成5(1993)年、10(1998)年、15(2003)年、20(2008)年、25(2013)年及び30(2018)年、漁業就業数)、「漁業就業動向調査」(その他の年、漁業就業数)、「漁業・養殖業生産統計」(生産量)及び「漁業産出額」(生産額)に基づき水産庁で作成  
 ※平成23(2011)及び24(2012)年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く(内水面漁業・養殖業産出額は、魚種ごとの全国平均価格から推計。)

【漁村人口の推移】

漁村は人口が減少傾向で高齢化率も上昇



※平成23年度調査以降は、岩手県、宮城県、福島県の3県を除く。(全国の高齢化率) 出典: 国勢調査(H17・H22・H27)・人口推計(その他年度)  
 ※漁港背後集落調査における現状把握のための実態調査において、上図に記載の年度は公表年度であり、用いたデータは公表年度の前年度末時点のもの。

【沿岸漁船漁家の個人経営体の漁業所得】

沿岸漁船漁業者の所得は減少傾向

(単位: 万円)

	H20	H27	H28	H29	H30	
沿岸漁船漁家	238.8	261.2	234.9	218.7	186.4	減少

出典: 水産白書

※農林水産省「漁業経営調査報告」に基づき水産庁で作成。  
 ※「漁業経営調査報告」の個人経営体調査の漁船漁業の結果から10トン未満分を再集計し計算した。  
 ※平成23(2011)年調査は、岩手県、宮城県及び福島県の経営体を除く結果である。  
 ※平成24(2012)～30(2018)年調査は、東日本大震災により漁業が行えなかったこと等から、福島県の経営体を除く結果である。  
 ※所得には、補助・補償金(漁業)を含めていない。

【集落における高齢化の状況(H31)】

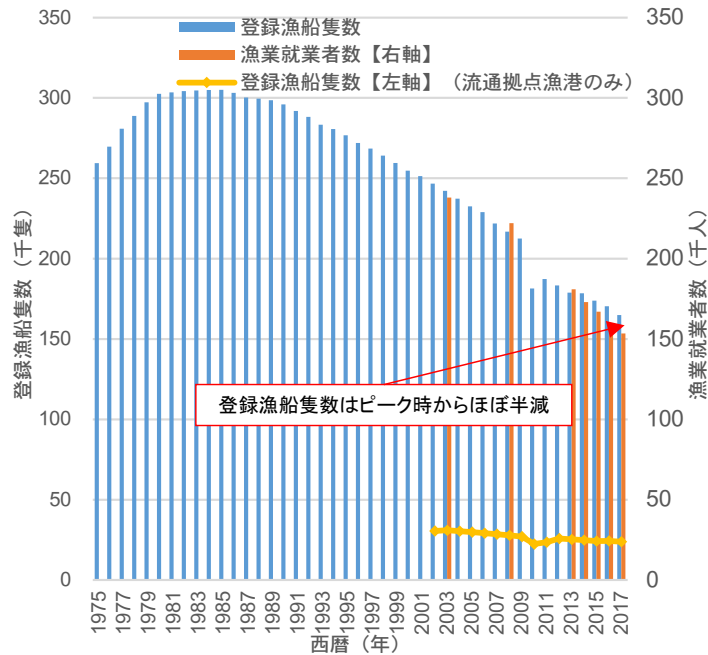
集落規模(人口)	0-99	100-499	500-999	1,000-4,999
集落数	1,037	2,036	587	427
高齢者の割合 (上記規模集落の全人口に占める割合)	52.0%	45.0%	40.9%	35.8%
(参考) 高齢化率50%以上集落数	615	650	90	25

※高齢者とは65歳以上の者をさす。

# 漁村活性化

- 登録漁船隻数は、1985年の約31万隻をピークに減少が続き、2017年にはほぼ半減している中、流通拠点漁港における減少の傾向は緩やかであるが、流通拠点以外の漁港において隻数の減少が顕著。
- 登録漁船、利用漁船隻数がともに漁港の指定基準である「20隻」を下回る漁港が10年間で1.6倍に増加し、全体の20%を占める。特に、第1種漁港では26%に達しており、中小規模の漁港でストックに余裕が生まれている傾向。
- 一方、漁港ストックを活かし、漁港の水域・陸域を利用した増養殖が増加。
- これまで、都市漁村交流を推進してきたが、近年は横ばい傾向であり、漁業関係者や民間事業者と連携し、交流拠点として漁港施設の更なる有効活用が求められている。

## 登録漁船隻数と漁業就業者数の推移



### 【登録漁船隻数の推移(全体及び流通拠点漁港)】

	2007年(H19)	2017年(H29)	減少率
登録漁船隻数	221,824	164,915	-25.7%
うち流通拠点	28,586	23,880	-16.5%
うち流通拠点以外	193,238	141,035	-27.0%

流通拠点漁港における減少の傾向は緩やか

## 登録漁船、利用漁船隻数がともに20隻未満の漁港数の推移

種別	H19	H24	H29	(参考)
第1種	354	462	552	2,089
第2種	3	8	7	521
第3種	0	0	0	114
第4種	5	5	5	99
計	362	475	564	2,823

※(参考)：平成29年の漁港数

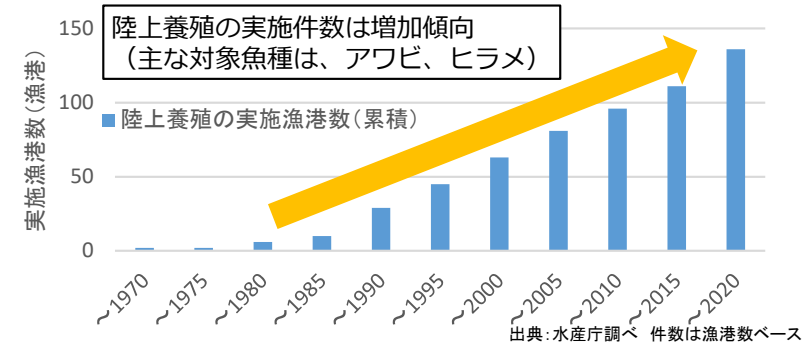
資料：漁港の港勢調査より水産庁が作成

## 漁港における養殖の取組

○増養殖を実施している漁港数

	件数	計
水域	385	529
陸域	144	

○陸上養殖を実施している漁港数の推移



## 交流人口、水産直売所等交流施設、日本人国内旅行消費額の推移

	H27	H28	H29	H30	H31	
漁村における交流人口(千人)	19,630	19,752	19,854	20,024	20,222	微増
水産物直売所の施設数(箇所)	633	655	672	669	578	横ばい
漁港内食堂の施設数(箇所)	1,054	995	951	969	873	減少

(単位：億円)

	H29	H30	R1	R2	
日本人国内旅行消費額(1-12月期)	211,130	204,834	219,312	98,981	大幅減少

# 浜の活力再生プラン(浜プラン)

- 人口減少と少子高齢化による地方の活力低下が懸念される中、地方創生の観点からも、漁業地域の活性化が重要。
  - このため、浜ごとの特性を活かした創意工夫のもと、漁業者自らが中心となり地域一体となって、漁業所得向上※を目指す行動計画である「浜プラン」の策定に取り組んでいるところ(平成25年度より)。
- ※当該プランでは、漁業所得を5年間で10%以上向上させる目標を設定。
- 令和3年3月31日現在、579地区で実施中。

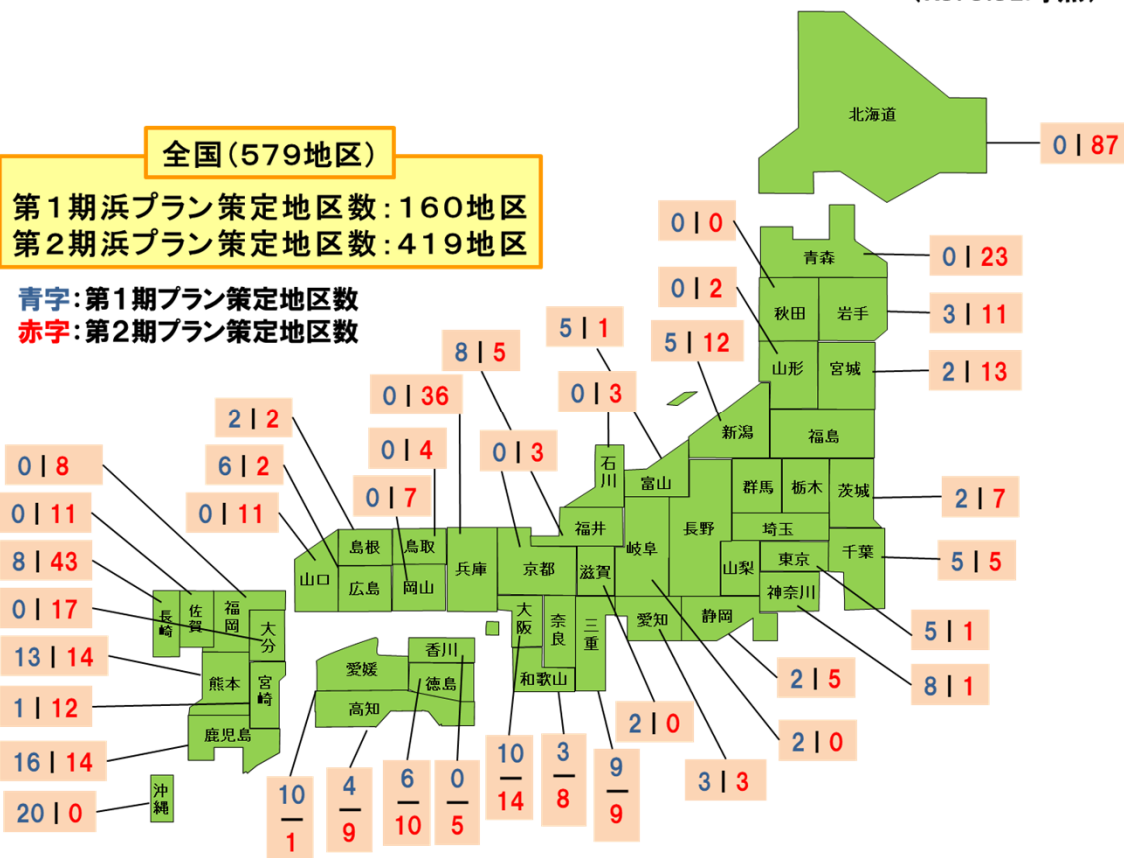
## 浜プラン策定状況

(R3. 3.31時点)

全国(579地区)

第1期浜プラン策定地区数：160地区  
第2期浜プラン策定地区数：419地区

青字：第1期プラン策定地区数  
赤字：第2期プラン策定地区数



## 浜プランの策定

水産業を核とした漁村地域の活性化を目指すため、浜ごと(概ね漁協単位)に策定

### ◎策定主体

地域水産業再生委員会(市町村、漁協等)

### ◎具体的対策を定める

<収入向上の取組>

高鮮度出荷・加工品開発、直販・輸出など

<コスト削減の取組>

省エネ機器の導入・協業化・船底清掃の取組実施など

### ◎5年後の所得目標を定める

漁業所得を10%以上向上させることを目指して取組を実施

### 串間市東地区(宮崎県)

・宮崎県の最南端に位置する当地域は、大型・小型定置網漁業を中心に、曳縄・一本釣り漁業等多様な沿岸漁業が行われており、ブリ、アジ等の回遊魚の漁獲が主体。

・漁獲量の減少や燃料高騰等による採算性の確保が困難、漁業者の高齢化や慢性的な後継者不足といった課題に対応する必要。



加工品製造・販売



地域ブランドアマジ「美々鱈」

・大型定置網は当番制を採用し、空き時間は個人で漁や加工品製造・販売などを行うことで、所得の安定化を実現。

# 浜プランによる地方創生の例

## 輸出

北海道根室地区「浜プラン」  
オホーツク雄武地区「浜プラン」  
サンマをアジア向けに、ホタテをEU向けに輸出

- 根室市アジア圏輸出促進協議会が行う商談会や当該協議会が各国で行う宣伝活動を活用し、サンマをアジア圏(ベトナム、タイ、シンガポール等)へ輸出を促進
- EU向けHACCP認定施設を整備し、冷凍ホタテをEU向けに出荷



## 観光

三重県鳥羽地区「浜プラン」  
鳥羽のおいしい朝食プロジェクトと  
海女文化の発信

- 市・漁協・観光協会の3者で「漁観連携」を推進。鳥羽旅館組合は、宿泊客に対し、朝食に必ず地物の魚を提供する取組を開始。集客のため、「じゃらんnet」に特集ページを掲載。
- 観光客の増加を目指して、海女文化のユネスコ無形世界文化遺産登録促進を目指す



## 地域ブランド

長崎県上五島町地区「浜プラン」  
五島の旬を届ける箱入娘  
～生産から流通・販売まで～

- 本土への輸送コストと輸送時間が嵩むため、高鮮度化(神経締め等)に取り組み価格の向上を目指す
- 具体的には、魚種と時期、取扱方法を特定した「五島箱入娘」を商品化



## マーケットイン

神奈川県小田原地区「浜プラン」  
消費者ニーズを踏まえた加工品の開発

- 首都圏に近い特性を生かし、漁協と市が連携し、働くママや高齢者が手軽に美味しく食べられる加工品を開発し、小田原ブランドを広める



## インバウンド

大分県別府地区「浜プラン」  
外国人向け情報発信・郷土料理の紹介

- 外国人留学生数日本一である別府市の特徴を生かし、漁協と市・観光協会が連携し外国人客の増加を目指して駅や飲食店等で外国語標記の案内板の設置や地元水産品・郷土料理の紹介に取り組む



外国人留学生や温泉客に人気の郷土料理「地獄蒸し」の魚介セット(温泉の湯気で蒸す料理)

## 取引の拡大

兵庫県但馬地区「浜プラン」  
島根県大田地区「浜プラン」  
量販店・外食チェーンとの連携

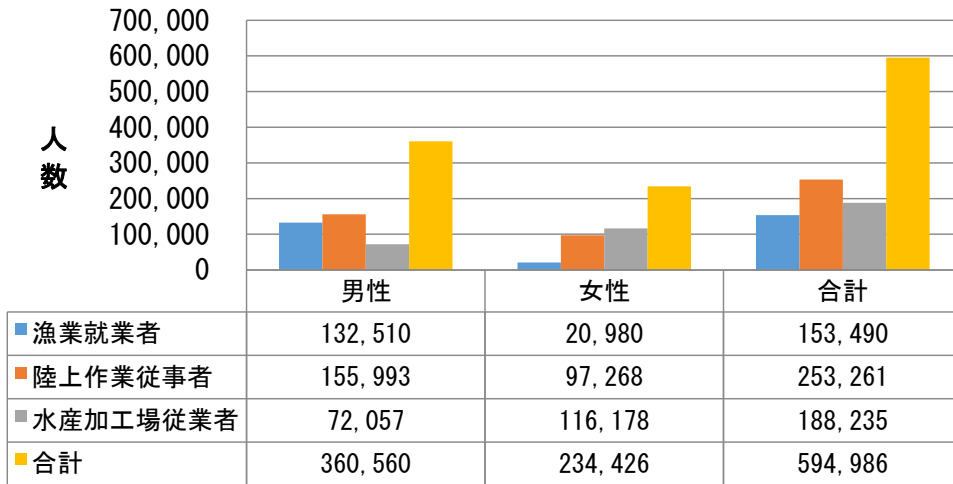
- 大手量販店との直接取引を拡大
- 漁協の販売員を量販店に配置し、消費者へ魚の魅力を直接PR(併せて消費動向を把握)
- 大手外食チェーンと共同でニギス等の低価格魚の加工品を開発し、傘下の居酒屋等へ提供



イオンリテール(株)の但馬産水産物フェア

# 女性の活躍について①

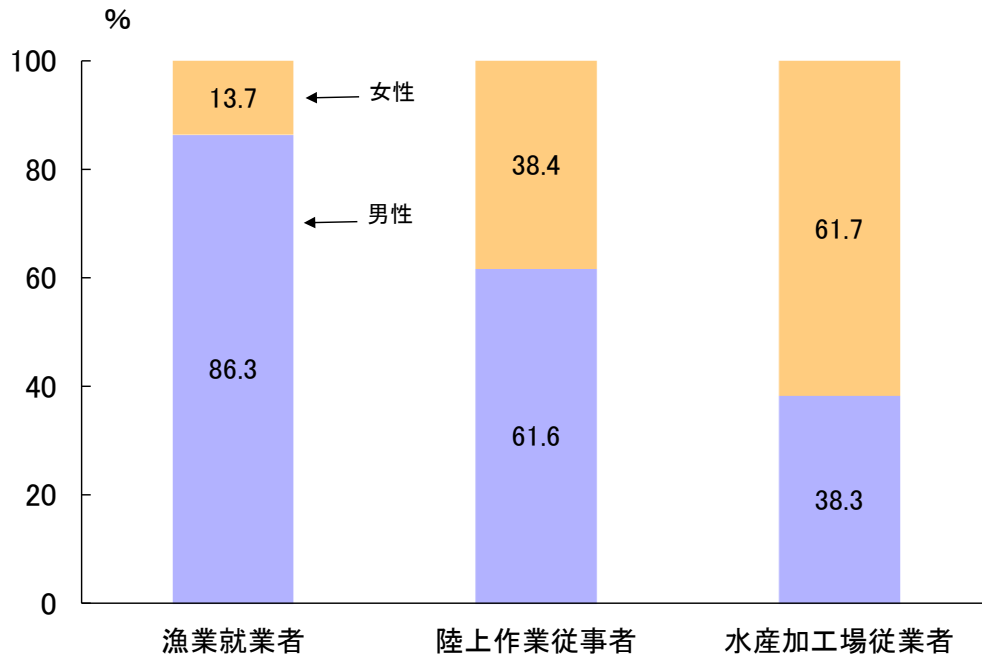
## 漁業・水産業従事者数



## 【漁協の正組合員及び役員に占める女性の割合】

	女性正組合員数	女性役員数
平成23年	9,907人(5.8%)	39人(0.4%)
24年	9,436人(5.4%)	37人(0.4%)
25年	8,363人(5.4%)	44人(0.5%)
26年	8,077人(5.4%)	44人(0.5%)
27年	8,071人(5.6%)	50人(0.5%)
28年	7,971人(5.7%)	50人(0.5%)
29年	7,679人(5.7%)	51人(0.5%)
30年	7,158人(5.5%)	47人(0.5%)

※農林水産省「水産業協同組合統計表」



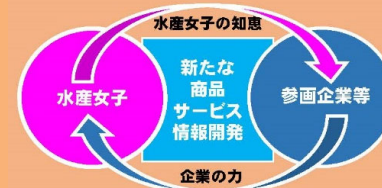
**漁業・水産業全体に占める女性の割合は約39%**

※農林水産省「漁業就業動向調査(平成29(2017)年)」(漁業就業者)及び「2013年漁業センサス」(陸上作業従事者及び水産加工場従事者)に基づき水産庁作成

# 女性の活躍について②

## 海の宝！水産女子の元気プロジェクト

漁業・水産業の現場で働く女性が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を、様々な企業・団体等の技術・ノウハウ・アイデア等と結びつけ、新たな商品やサービス、情報を創造し、社会全体に発信していくためのプロジェクト



### ➤ 第3回推進会議開催（令和2年1月21日）



水産関係企業との大ランチ会



ワークショップ/分科会

### ➤ 個別プロジェクト（企業とのコラボ）

カネコ総業株式会社

可愛くて愛着があり、いつもそばに置きたい、らくらく～の道具づくり開発プロジェクト

水産女子の現場での声を集め、女性のための道具づくりを通して水産業を盛り上げる。

株式会社 メトロアドエージェンシー

ジャムムプロジェクト

水産×ジャムムのLINEスタンプの制作、オリジナルキャラクターの制作、イベントでのタイアップ（着ぐるみの貸し出しなど）により、漁業・水産業に従事する方を盛り上げる。



水産女子のアイデアを採用したLINEスタンプの制作

### ➤ 水産女子メンバーの拡大

16名

発足時  
（平成30年11月）



61名

現在  
（令和2年7月末）

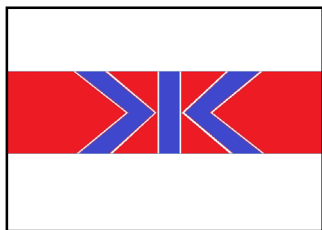
### ➤ 主な活動実績（各種イベントへの参加等）

- ・こども霞が関見学デー（令和元年8月7日・8日）
- ・阪神百貨店「10月は魚食普及月間」～レシピ提供～（令和元年10月）
- ・ジャパンハーヴェスト2019（令和元年11月2日・3日）
- ・日経BP社 東京サステナブル・シーフード・シンポジウム～分科会出演～（令和元年11月8日）

### ➤ クックパッド「水産庁☆水産女子の公式キッチン」開設（令和2年2月）

情報発信





# 漁協をめぐる状況について

---

令和3年4月  
水産庁

# 目次

1	漁協の組合数・合併状況	3
2	漁協の組合員数	4
3	漁協の役職員数	5
4	水産業協同組合法に規定する組合と系統の仕組み	6
5	漁業協同組合の組合員資格	7
6	漁協の経営状況	9
7	漁協の事業内容	10
8	漁協の損益状況①	11
9	漁協の損益状況②	12
10	販売事業の状況	13
11	購買事業の状況	14
12	信用事業の状況	15
13	事業外収益について①	16
14	事業外収益について②	17
15	事業外費用について	18
16	事業外収益「その他」について	19
17	漁協の組合数・組合員数の推移	20
18	合併状況	21
19	合併の推進①	22
20	合併の推進②	23
21	小規模漁協の取組事例①	24
22	小規模漁協の取組事例②	25
23	収益力向上に向けた多様な取組の推進	26
24	若者・女性の参画推進	27

# 1 漁協の組合数・合併状況

## ○漁業協同組合数

(令和2年3月31日現在)

	組合数
漁業協同組合	1,834
うち沿海地区漁協	939
うち内水面地区漁協	802
うち業種別漁協	93

出典:水産業協同組合年次報告

## ○合併の進捗状況の比較(※1)

	漁協	農協	森林組合
昭和42年度末 組合数(A)(※2)	2,445	7,074	2,756
令和元年度末 組合数(B)	939	627	613
(B)／(A)	38.4%	8.9%	22.2%

出典:漁協「水産業協同組合年次報告」、農協「農業協同組合等現在数統計」、森林組合「森林組合一斉調査」

(※1)漁協は沿海地区漁協、農協は総合農協について取りまとめたもの。

(※2)漁業協同組合同併助成法(現・漁業協同組合同併促進法)制定時の組合数

## ○1県1漁協への合併状況

(県漁協の設立により県漁連が解散している県域)

	県漁協設立年月
山形県	昭和40年7月
秋田県	平成14年4月
大分県	平成14年4月
鳥取県	平成14年4月 (信漁連は残存)
山口県	平成17年8月
JFしまね	平成18年1月
石川県	平成18年9月 (信漁連は残存)
佐賀有明海	平成19年4月 (信漁連は残存)
宮城県	平成19年4月
京都府	平成24年4月 (信漁連は残存)
佐賀玄海	平成24年4月 (信漁連は残存)
愛媛県	令和2年4月 (信漁連は残存)

※沿海地区漁協について、1県1漁協とする合併構想を掲げる県域も少なくない。  
連合会の会員が1人になった場合は、通常、連合会の権利義務の包括承継が行われ、連合会は解散することとなる。  
(一部の地域で県漁連・信漁連の傘下にあるが合併構想に参加していない漁協(経済事業をほとんど実施していない漁協等)が存在し、県漁連・信漁連が残存する場合もある。)

## 2 漁協の組合員数

- ・組合員数100人以上500人未満の漁協が全漁協数の約5割を占め、最多。
- ・組合員数50人未満の漁協(以下「小規模漁協」という。)は144漁協(全漁協数の16%)で、組合員数は約5千人(全組合員数の2%)。

図1. 組合員数別の漁協数(元年度)

(単位: 漁協)

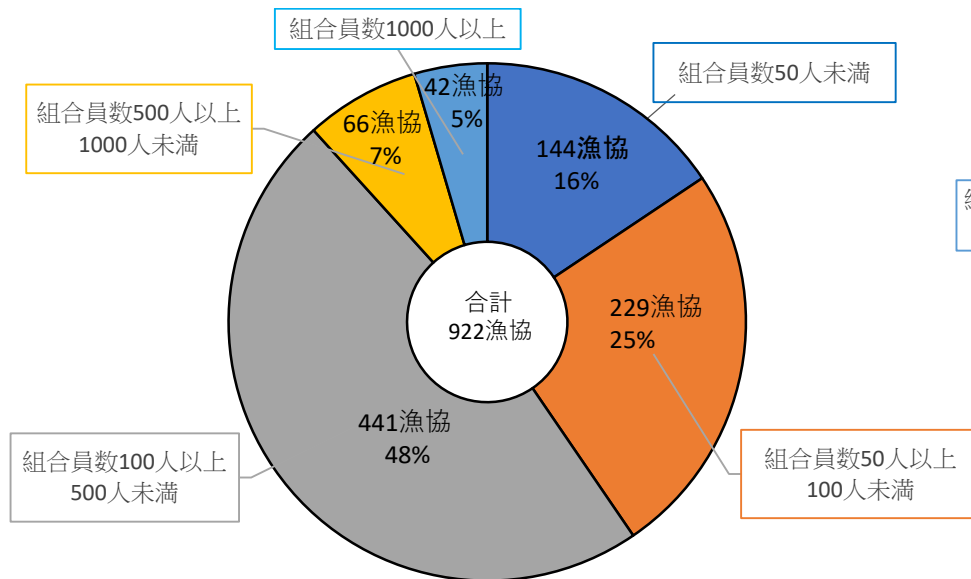
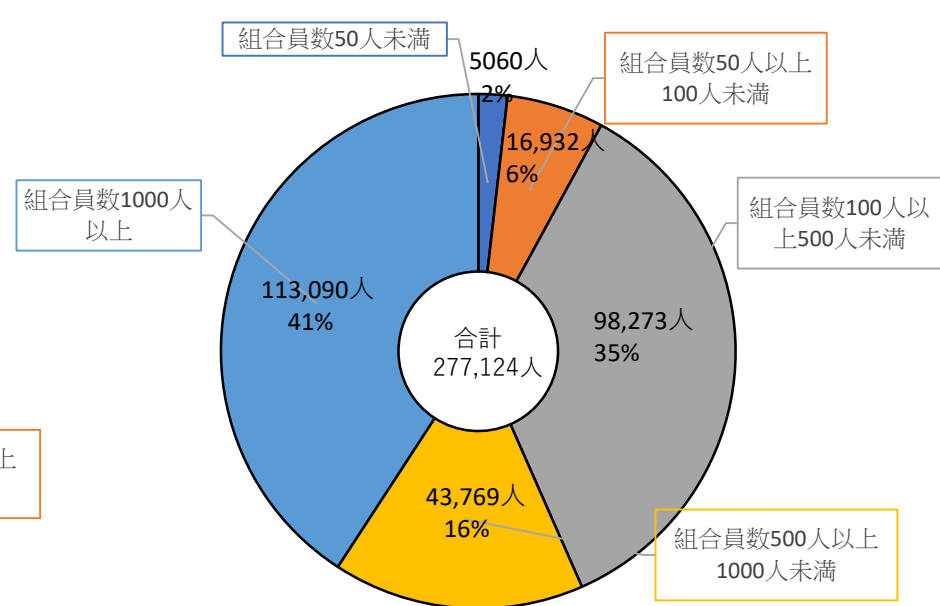


図2. 組合員の分布(元年度)

(単位: 人)



出典:「水産業協同組合統計表」

### 3 漁協の役職員数

- ・常勤役員を設置している漁協は全体の35%。
- ・小規模漁協は職員が少なく、複数の事業を兼務している等、事業実施体制が脆弱。

表1 常勤役員を設置している漁協数

単位：人

	漁協数	うち 常勤役員設	設置割合
組合員数50人未満	144	15	10%
組合員数50人以上100人未満	229	52	23%
組合員数100人以上500人未満	441	186	42%
組合員数500人以上1000人未満	66	37	56%
組合員数1000人以上	42	31	74%
全 体	922	321	35%

表2 漁協の職員数

単位：人

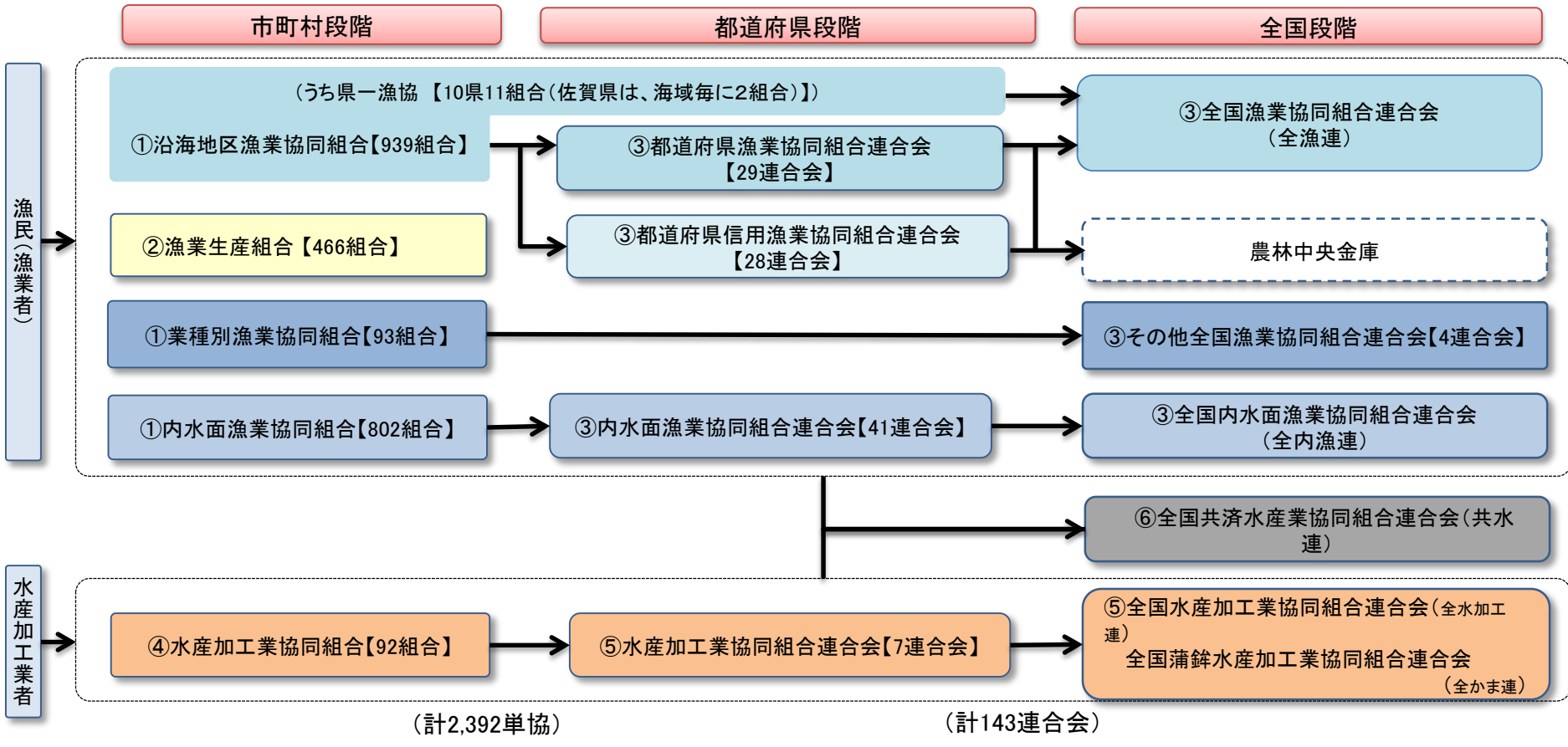
	1漁協当たり 職員数	うち 販売事業	うち 購買事業	うち 指導事業	組合員100人 当たり職員数
組合員数50人未満	2.4	0.4	0.3	0.2	6.8
組合員数50人以上100人未満	4.6	0.9	0.5	0.3	6.3
組合員数100人以上500人未満	11.2	2.5	1.2	1	5.0
組合員数500人以上1000人未満	25.1	6.4	3	2	2.4
組合員数1000人以上	71.3	19.8	9.8	5.3	2.6
全 体	11.9	2.8	1.4	1	4.0

# 4 水産業協同組合法に規定する組合と系統の仕組み

- ・水協法は、①漁業協同組合、②漁業生産組合、③漁業協同組合連合会、④水産加工業協同組合、⑤水産加工業協同組合連合会、⑥共済水産業協同組合連合会の6種類の協同組織を規定(これらを水産業協同組合と総称)
- ・大きくは、漁協系統と水産加工協系統の2系統に分類。

## 水産業協同組合と系統の仕組み

(組合数は令和元年度末現在)



※水産庁調べ。令和2年3月31日現在。連合会の合計には県域未達の地区漁連等(29連合会)を含む。矢印は、おおまかなイメージを示す。

## 5 漁業協同組合の組合員資格

- 漁協の正組合員は、法律で年間の従事日数が一定期間以上の漁民(個人)及び漁業を営む法人に限定されている。正組合員資格を満たさない漁業者や、漁協及び組合員の事業に密接に関連する事業を営む者は、准組合員として漁協の事業を利用することができる(水協法第18条)。
- 漁協の設立には、正組合員20人以上が発起人となる必要があり(水協法第59条)、正組合員数が20人未満となった場合には解散する(水協法第68条第4項)。
- 漁協の定款には、組合員たる資格及びその審査の方法を定めなければならない(水協法第32条第2項)。

### 沿海地区漁協の正組合員資格

- ① 当該漁協の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み又は漁業に従事する日数が90日～120日の間で定款で定める日数を超える漁民  
※ 定款により、漁業を営む者に限ることができる。

当該漁協の地区内に住所又は事業場を有する

- ② 漁業生産組合
- ③ 漁業を営む法人(常時従業者数300人以下で、かつ、使用する漁船の合計総トン数が1,500t～3,000tの間で定款で定めるトン数以下のものに限る。)

### 沿海地区漁協の准組合員資格

- ① 正組合員資格を有しない漁民
- ② 正組合員又は①の者と世帯を同じくする者
- ③ 当該漁協の行う事業に従事する者

当該漁協の地区内に住所又は事業場を有する次の者(事業従事者を含む。)

- ④ 正組合員資格を有しない漁業を営む法人  
(常時従業者数300人以下で、かつ、使用する漁船の合計総トン数が3,000t以下のものに限る。)
- ⑤ 水産加工業を営む者  
(常時従業者数300人以下のものに限る。)
- ⑥ 遊漁船業者(常時従業者数50人以下のものに限る。)
- ⑦ 当該漁協の行う事業又は組合員の営む漁業に密接に関連する事業(※)を行う者  
  - ※ 水産物の流通の事業、水産物の冷凍又は冷蔵の事業、氷の生産又は流通の事業、水産用資材の生産又は流通の事業
- ⑧ 当該漁協の地区の全部又は一部を地区とする漁協

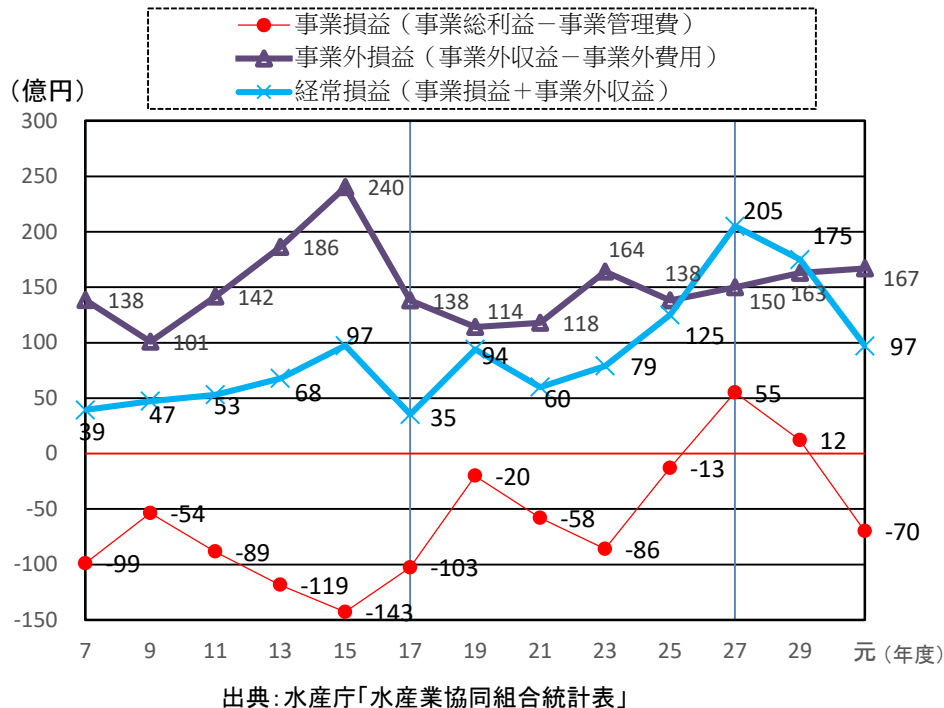
## (参考) 漁業協同組合と類似の組織の比較

	定数	事業範囲	漁業権の帰属	組織の特徴	浜の活性化に期待される役割
<b>漁業協同組合</b> <small>【水産業協同組合法】</small>	組合員 20人以上 (業種別組合は15人以上)  《正組合員要件》 ・漁業経営・従事日数が90日超の漁民 ・漁業法人  役員 理事5人以上 監事2人以上	組合員の事業・生活に必要な事業  《指導(漁業権管理含む)販売・加工・購買、信用・共済、沿岸漁場管理、共同利用施設の設置 等》  漁業自営 (組合員の2/3以上の書面同意が必要)	◎団体漁業権の管理 共同漁業権、 区画漁業権(団体)  ○自営 定置漁業権、 区画漁業権(個別)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体漁業権について、漁業権行使規則を定めて組合員間の漁業活動の調整を行うほか、沿岸漁場の保全活動を実施</li> <li>・ 漁業者の相互扶助組織として、組合員が営む漁業の発展や生活向上に必要なサービスを提供</li> <li>・ 組合員の加入・脱退は自由で、組合員の事業規模にかかわらず、議決権は1人1票</li> <li>・ 非営利組織として組合員への配当制限あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多数の漁業者による沿岸漁場の共同利用に必要な利害調整を行う公益的な役割</li> <li>・ 水産物の共同販売や生産資材の調達など、系統組織の強みを活かした経済事業を展開</li> </ul>
<b>漁業生産組合</b> <small>【水産業協同組合法】</small>	組合員 3人以上 (今般改正で7人から緩和)  《組合員要件》 ・漁民  役員 理事1人以上 監事は任意 (今般改正で双方とも緩和)	漁業 附帯事業(販売、加工等)	○漁協組合員と なって行使 共同漁業権、 区画漁業権(団体)  ○個別免許 定置漁業権、 区画漁業権(個別)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業活動の協業化により、安定的な経営基盤、与信力の向上や販売力の強化</li> <li>・ 組合員(2/3以上)が常時従事</li> <li>・ 議決権は1人1票</li> <li>・ 非営利組織として組合員への配当制限あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少人数の漁業者が新たな漁業生産方式や販売方式に共同で取り組むため、経営を法人化して事業基盤を強化</li> </ul>
<b>株式会社</b> <small>【会社法】</small>	株主 1人1株以上  役員 取締役1人以上 (取締役会設置会社では取締役3人)	定款で定めた事業 (制限なし)	漁業生産組合と同じ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有と経営が分離した法人形態</li> <li>・ 出資に応じた議決権(1株1票)</li> <li>・ 営利組織のため配当制限なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加工や観光など漁業以外の幅広い事業活動が可能</li> <li>・ 漁協の事業部門の子会社化や、飲食・小売業界など関連業界の資本参加も可能</li> </ul>
<b>民法上の組合</b>	組合員 2人以上	組合契約に定めた事業(制限なし)	漁業生産組合と同じ (ただし、組合ではなく、組合員個人への免許・行使権付与)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組合員が出資をして共同で事業を行うための契約</li> <li>・ 議決権は1人1票</li> <li>・ 財産は組合員の共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブランドロゴの管理など、営利性の低い特定の事業活動のみを共同で行う場合の取り決めを契約で担保</li> </ul>
<b>NPO法人</b> <small>【特定非営利活動促進法】</small>	社員 10人以上 役員 理事3人以上 監事1人以上	不特定かつ多数者の利益に寄与する20分野に限定 (農山漁村・中山間地域の振興ほか)	漁業生産組合と同じ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会貢献活動を行う非営利団体に法人格を付与</li> <li>・ 議決権は1人1票</li> <li>・ 配当禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者以外の幅広い分野の参画を得て、漁村の活性化に資する活動を展開</li> </ul>
<b>事業協同組合</b> <small>【中小企業等協同組合法】</small>	組合員 4人以上  《組合員要件》 ・小規模の事業者 (事業従事者は組合員になれない)  役員 理事3人以上 監事1人以上	組合員の事業に関する共同事業 (生産、加工、販売、購買等) ※信用事業は不可	漁業生産組合と同じ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者の相互扶助組織として、組合員が営む事業の発展に必要なサービスを提供</li> <li>・ 組合員の加入・脱退は自由で、組合員の事業規模にかかわらず、議決権は1人1票</li> <li>・ 非営利組織として組合員への配当制限あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「特定地域づくり事業」の認定を受けた場合、組合で雇用した人材を組合員に派遣して通年雇用を確保</li> </ul>

# 6 漁協の経営状況

- 漁協の経済事業等の収支を示す事業損益は、近年では改善の傾向にあったが、事業の柱である販売事業が漁業生産の低迷や不漁等により縮小したことが原因で、30及び元事業年度は赤字となった。
- 経常損益に関しては、事業外損益により補てんされ、漁協全体では黒字。
- 事業部門別の損益をみると、販売事業、漁業自営事業の利益により、他の赤字部門を補てん。

### 漁協の経常損益等の推移



### 漁協の主な部門別事業損益の推移 [沿海地区漁協、1組合当たり]

(単位: 百万円)

年度	販売	購買	指導	製氷・冷凍	信用	漁業自営	共済
27	17.6	1.1	1.1	▲ 2.1	▲ 16.4	28.3	▲ 2.3
28	16.7	1.2	1	▲ 1.8	▲ 15.8	25.1	▲ 2.5
29	15.1	0.7	1	▲ 4.2	▲ 14.3	20.1	▲ 3.1
30	14.4	0.3	1.6	▲ 4.9	▲ 17.3	18.4	▲ 2.0
元	11.5	0.3	2.0	▲ 4.6	▲ 18.4	18.9	▲ 1.3

注: 1組合あたりは、それぞれの事業毎の実施組合数の中で算出したもの。  
出典: 水産庁「水産業協同組合統計表」

# 7 漁協の事業内容

- ・漁協の事業は販売事業、購買事業、指導事業が中心。
- ・信用事業は信用漁業協同組合連合会(信漁連)への譲渡が行われたため、実施漁協は少ない。

図1. 事業別の実施漁協数(元年度)

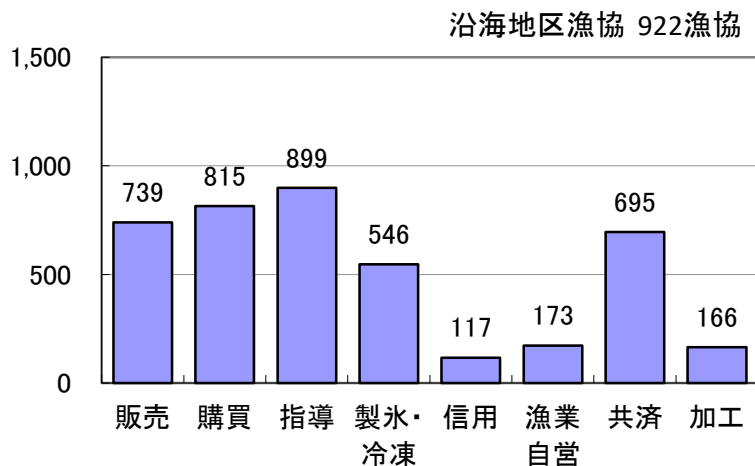
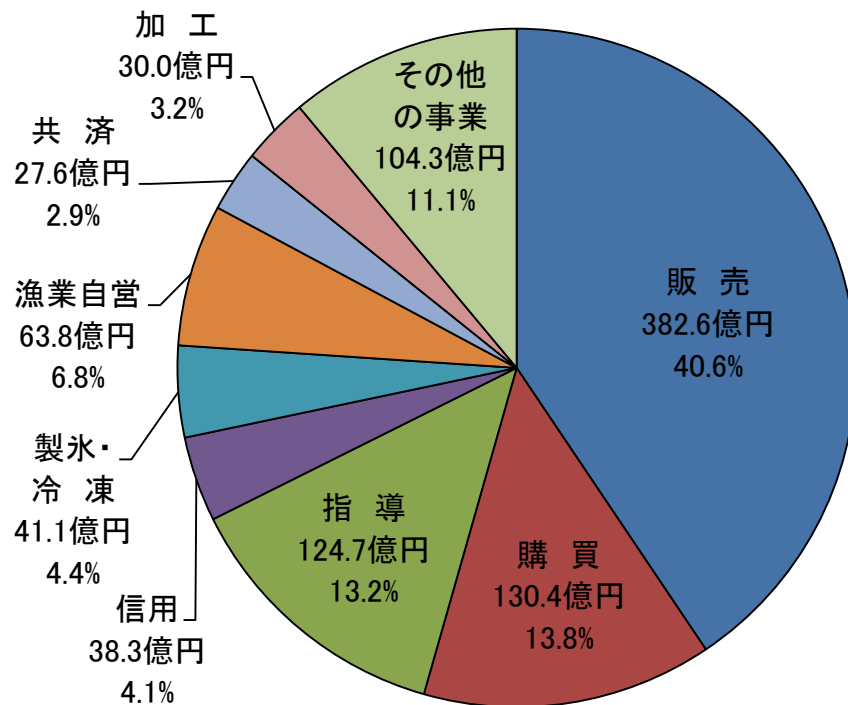


図2. 事業総利益(全漁協合計)に占める各事業の割合(元年度)



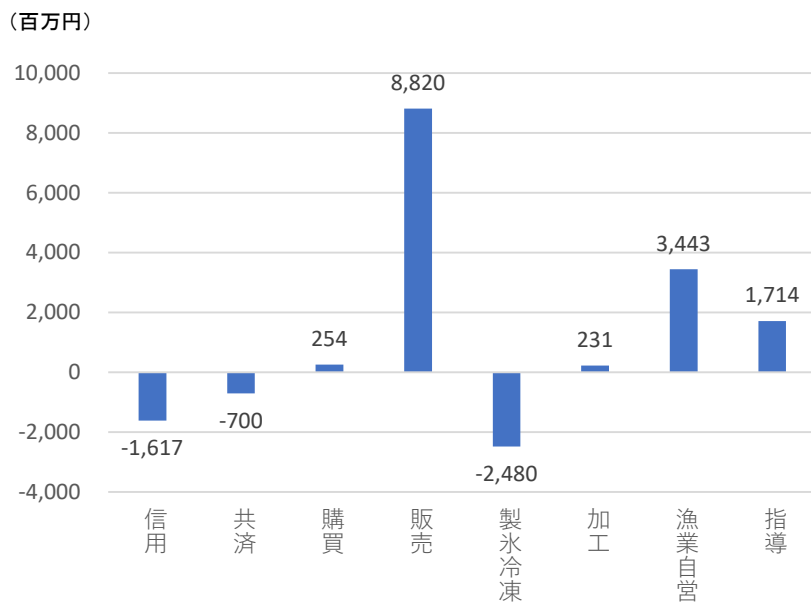
- 販売事業:** 組合員の漁獲物等の販売
- 購買事業:** 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 指導事業:** 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導
- 製氷・冷凍事業:** 漁船への氷の供給、冷凍施設の運営等
- 信用事業:** 事業・生活に必要な資金の貸付、貯金の受入
- 漁業自営:** 漁協による漁業の経営
- 共済事業:** 漁協共済の引受
- 加工事業:** 組合員の漁獲物等の加工

出典:「水産業協同組合統計表」

# 8 漁協の損益状況 ①

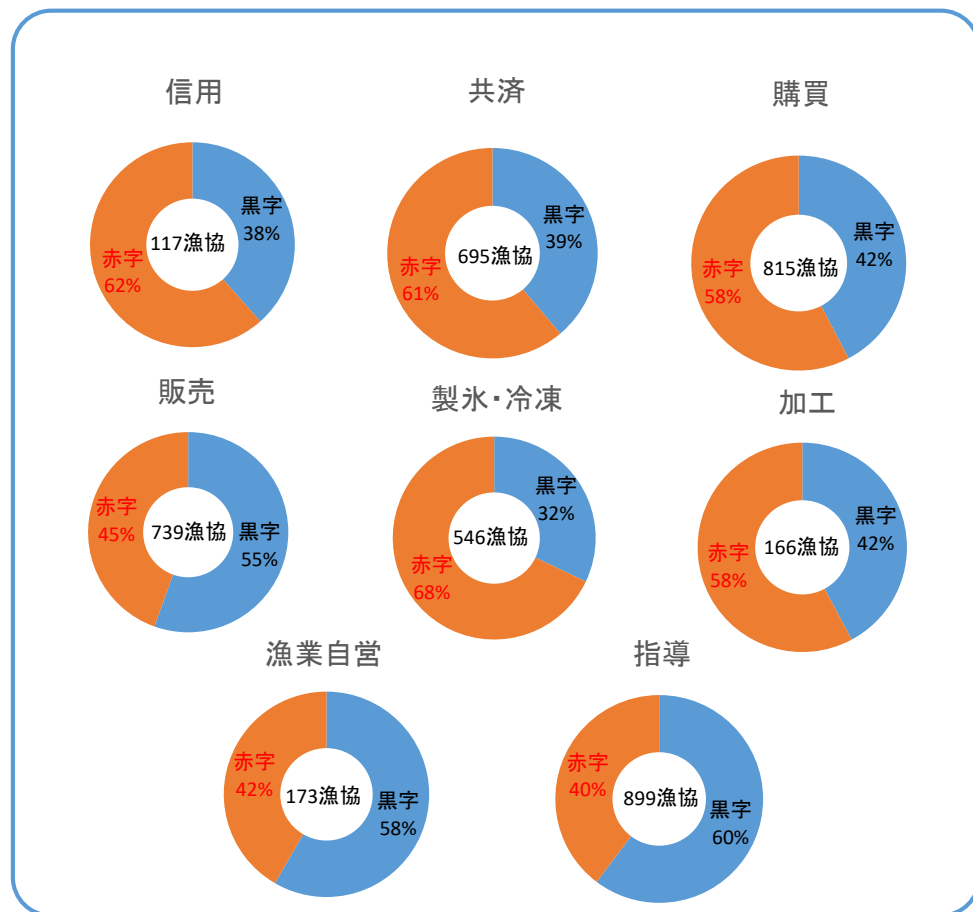
・漁協全体の事業別損益は、販売事業と漁業自営は黒字、製氷・冷凍、信用、共済事業は赤字。

図1. 漁協の事業別損益(全漁協合計)



出典:「水産業協同組合統計表」

図2. 事業別の赤字漁協と黒字漁協の割合



## 9 漁協の損益状況 ②

- ・事業損益(事業総利益－事業管理費)段階では全体の73%の漁協が赤字。小規模漁協ほど赤字の割合が高い。
- ・経常損益(事業損益＋事業外損益)段階では全体の71%の漁協が黒字。
- ・1漁協平均で見ると、事業利益は赤字、経常利益は黒字。

表1. 漁協の損益状況(漁協数、割合)

区 分	組合数計	事業損益				経常損益			
		黒 字		赤 字		黒 字		赤 字	
組合員数50人未満	144	30	20.8%	114	79.2%	99	68.8%	45	31.3%
組合員数50人以上100人未満	229	47	20.5%	182	79.5%	162	70.7%	67	29.3%
組合員数100人以上500人未満	441	140	31.7%	301	68.3%	315	71.4%	126	28.6%
組合員数500人以上1000人未満	66	20	30.3%	46	69.7%	46	69.7%	20	30.3%
組合員数1000人以上	42	15	35.7%	27	64.3%	29	69.0%	13	31.0%
全 体	922	252	27.3%	670	72.7%	651	70.6%	271	29.4%

表2. 漁協の損益状況(1漁協平均)

単位: 千円

事業収益	事業直接費	事業総利益	事業管理費	事業利益	事業外収益	事業外費用	経常利益
(a)	(b)	(c)=(a)-(b)	(d)	(e)=(c)-(d)	(f)	(g)	(h)=(e)+(f)-(g)
545,224	442,967	102,257	109,852	-7,595	52,026	33,872	10,560

# 10 販売事業の状況

- ・水揚げされた漁獲物は主に産地市場においてセリ等により販売され、買受人により消費地市場に出荷される。
- ・漁協は自ら開設する産地市場や荷さばき所において、セリ等の実施、買受人からの代金回収等を行うことにより、多種多様な漁獲物の集荷・分荷、価格形成、決済、生産に関する情報発信の機能を担っている。
- ・販売担当職員1人当たりの取扱高は368百万円。

図1 受託販売品の品目別内訳

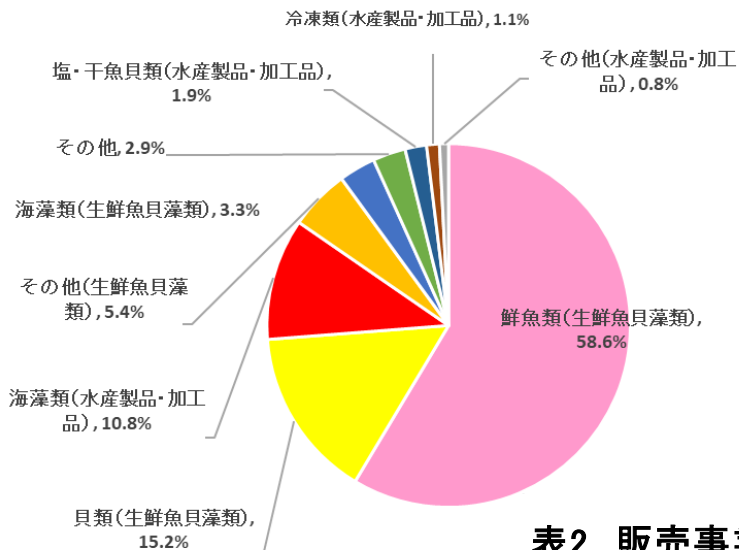


表1. 販売事業損益(1漁協平均)

単位: 千円

販売事業収益	159,853
販売事業直接費	109,901
販売事業総利益	49,952

表2. 販売事業実施状況

単位: 千円

区分	販売実施組合数 (a)	販売担当職員数 (b)	販売事業取扱高 (c)	販売担当職員 1人当たり取扱高 (c/b)
全体	766	2,611	959,726,696	367,517.1

# 11 購買事業の状況

- ・購買事業は組合員の事業・生活に必要な物資を供給するものであり、事業用物資（石油類と資材類）が供給高の約9割を占めている。
- ・漁協は、共同発注による価格低減や、漁業者の意見を反映させた商品開発、改良等の取組を行うほか、代金回収・決済の機能を担っている。
- ・購買担当職員1人当たりの供給高は129百万円。

図1 購買事業取扱高の内訳

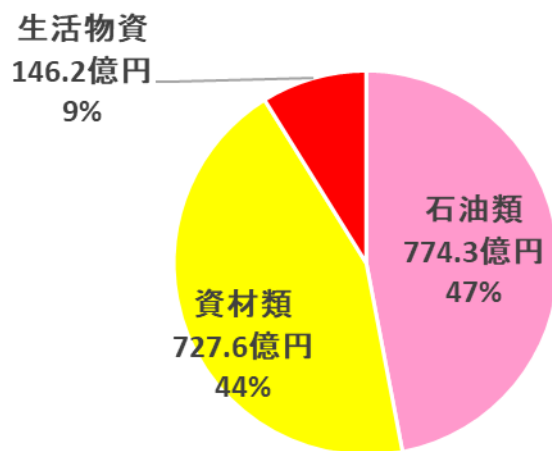


表1. 購買事業損益(1漁協平均)

単位: 千円

購買事業収益	211,537
購買事業直接費	195,713
購買事業総利益	15,824

表2. 販売事業実施状況

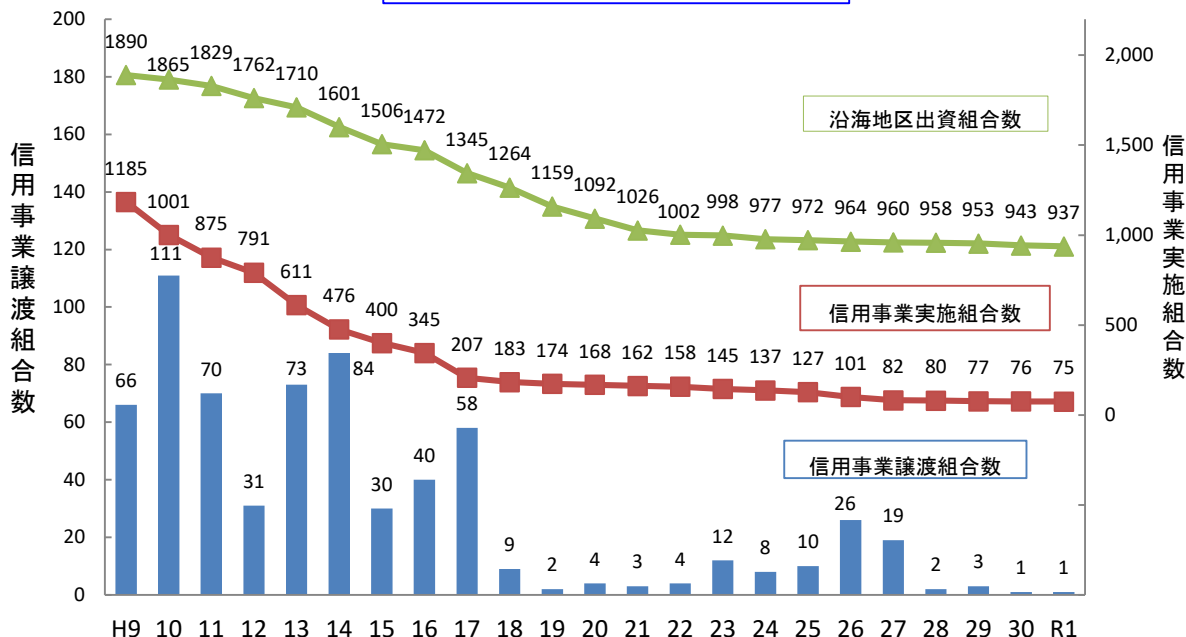
単位: 千円

区分	購買実施組合数 (a)	購買担当職員数 (b)	購買事業取扱高 (c)	購買担当職員 1人当たり取扱高 (c/b)
全体	824	1,282	164,807,271	128,527

# 12 信用事業の状況

- 金融環境の変化や漁業生産額の減少に伴う貯金・貸出しの減少等に対応するため、各県域において一県一漁協による信用事業の実施、信漁連への信用事業統合等による「一県一信用事業責任体制」を構築(平成21年5月末に完成)。
- この結果、信用事業実施漁協数は、信用事業譲渡等により年々減少し、令和元年度末では75漁協。
- 現在、漁協系統において、漁業金融機能の強化を図るため、信漁連の広域合併を推進しており、令和3年4月1日に東日本信用漁業協同組合連合会、九州信用漁業協同組合連合会が設立。西日本においては令和4年4月の広域合併を目指して協議中。

信用事業実施漁協数の推移



H9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 R1  
 注：R1年度の75の信用事業実施組合の内訳は、沿海地区漁協73のほか、内水面漁協1、業種別漁協1である。

出典：全漁連、水産庁調べ

信用事業実施組合数(令和2年3月末)

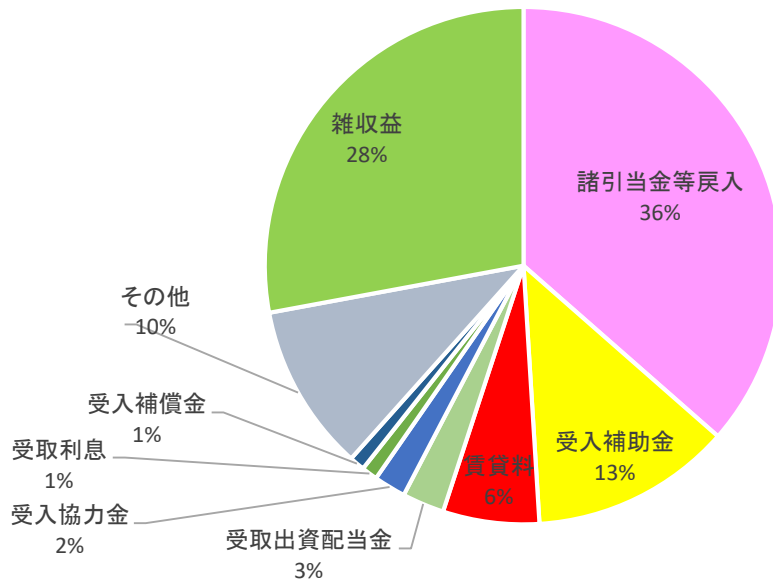
都道府県名	信用事業実施組合数	備考
北海道	68	複数自立漁協
宮城	1	一県一漁協(宮城県漁協)
山形	1	一県一漁協(山形県漁協)
福島	1	相馬双葉漁協
島根	1	一県一漁協(島根県漁協)
山口	1	一県一漁協(山口県漁協)
熊本	1	県内1信用事業実施漁協(天草漁協)
大分	1	一県一漁協(大分県漁協)
計	75	

資料：水産庁調べ

# 13 事業外収益について

・事業外収益は、前年度に引当てた引当金の戻し入れのほか、受入補助金、雑収益が多い。

図1. 事業外収益の内訳(割合)



## 事業外収益の勘定科目

科目	説明
諸引当金等戻入	各事業に係る債権以外の債権に係る一般貸倒引当金等の戻入額
受入補助金	国、地方公共団体から受け入れた補助金で指導事業及び無線事業に係る補助金以外のもの
賃貸料	土地、建物等の賃貸料の受入額
受取出資配当金	外部出資に対する配当金の受入額
受入協力金	企業等から協力の対価として受け入れた金額
受取利息	預け金利息及びその他の利息の受入額
受入補償金	企業等から受け入れた補償金のうち組合に帰属するもの
受入漁港負担金	組合員が負担する漁港整備のための負担金の受入額等
受入寄付金	企業等から受け入れた寄付金
雑収益	事業外収益のうち、他の科目に属さないもの(但し、事業外収益の総額の10%以下の金額に限る)

表1. 事業外収益の内訳(1漁協平均)

単位:千円

	事業外収益計	諸引当金等戻入	受入補助金	賃貸料	受取出資配当金	受入協力金	受取利息	受入補償金	その他	雑収益
全体	50,718	18,494	6,366	3,053	1,332	1,013	506	483	5,313	14,158

## 14 事業外収益と補償金について

・企業等からの補償金を計上した漁協の数は漁協全体の約6%。

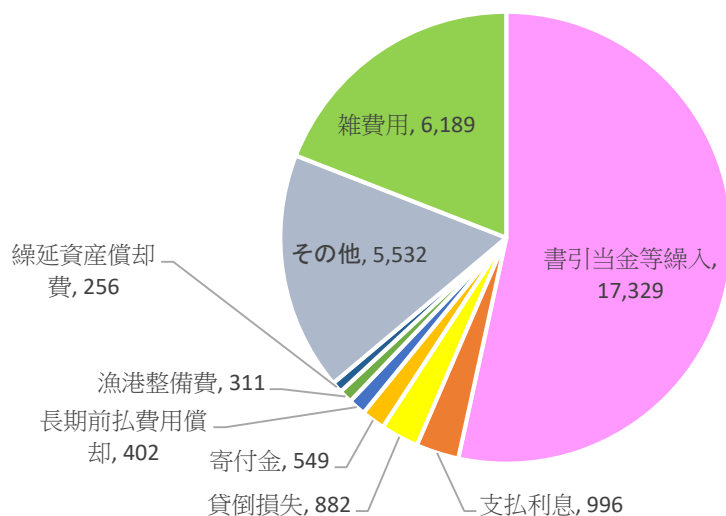
区 分	補償金計上 漁協の数(a)	補償金額 合計(b)	1組合平均補 償金額(b/a)	組合員1人当 たり補償金額
全 体	51	445,120	8,728	49

	事業外損益	補償金	補償金/ 事業外損益
補償金を計上した漁協(51漁協)	40,675	8,728	21.5%

# 15 事業外費用について①

・事業外費用は前年度に計上した諸引当金の繰入が5割を占めるほか、償却費や支払利息が多い。

図1 事業外費用の内訳(割合)



事業外費用の勘定科目

科目	説明
諸引当金等繰入	各事業に係る債権以外の債権に係る一般貸倒引当金等繰入額
支払利息	借入金等に係る利息の支払額
貸倒損失	各事業に係る債権以外の回収不能債権の償却額
寄付金	寄付金の支払額
長期前払費用償却	長期前払費用の償却額
漁港整備費	組合が負担する漁港整備のための負担金支払額
繰延資産償却費	繰延資産の償却額
雑費用	事業外費用のうち、他の科目に属さないもの(但し、事業外費用の総額の10%以下の金額に限る)

表1. 事業外費用の内訳(1漁協平均)

単位:千円

	事業外費用計	繰入当引金等	支払利息	貸倒損失	寄付金	長期前払費用償却	漁港整備費	繰延資産償却費	その他	雑費用
全体	32,446	17,329	996	882	549	402	311	256	5,532	6,189

# 16 事業外損益について②

・事業外損益の「その他」は漁協が任意に設定した科目を、水産庁が取りまとめる際に「その他」として集計したものであり、その中には、事業損益に計上すべきものもある。

・なお、事業外収益の「雑収益」は他の科目に属さないもので、事業外収益の総額の10%以下の場合に使用する科目であるが、事業外収益の過半を占める漁協が全体の40%となっている。

表1. 事業外収益・費用の「その他」として計上した主な科目

事業外収益	事業外費用
<p>○適切な名称を付しているもの 受取配当金、受入還付金、土地賃料、駐車場利用料、受入共済金、住宅管理収益</p> <p>○事業収益に分類すべきもの 水共社事務費受入、信漁連代理店手数料、施設管理受託料、事務受託料、イベント収入、出向者受入給料、漁村センター収入、漁場利用料、共同漁業権管理収益、遊漁船賦課金、鮭鱒増殖負担金、利子補給金</p> <p>○補償金・協力金等 花火補償、海面利用料、工事協力金、同意料、迷惑料、ロケット謝金、受入遊漁料、沿岸協力金、水面使用迷惑料</p>	<p>○適切な名称を付しているもの 弁護士、税理士費用、漁港整備費、住宅管理費用</p> <p>○事業費用に分類すべきもの 棚卸差損、退職給付金、役員退任慰労金、修繕費、信漁連代理店経費、外国人技能研修費、イベント費用、漁村センター費用、警戒船費用、ホタテ貝処理施設負担金</p>

## 新たな会計ルール

- 組合員以外の海面利用者から金銭を徴収する場合は、
  - ①書面によること
  - ②内容・用途や算定根拠について合理性・透明性を確保すること
  - ③徴収する趣旨に合致する適切な名目を整理すること
- 1のうち、漁場管理等(繁殖保護、資源管理を含む)にかかるものは指導事業の「漁場管理等受入金」に計上する(但し、収支に係る証憑を保存し、徴収目的に合った支出を説明する態勢の整備が必要)。
- 2に該当しないものは、事業外収益に計上するが、「雑収益」の科目を使用するのではなく、受入趣旨に合致する適切な科目に計上する。

## 新たな会計ルールを踏まえた勘定科目の整理

現在：

事業外収益のうち、他の科目に属さないもの(事業外収益の総額の10%以下の金額に限る。)を処理する。



今後：

事業外収益のうち、他の科目に属さないもの(事業外収益の総額の10%以下の金額に限る。)を処理する。

ただし、海面利用に係る収益は、上記にかかわらず、受入趣旨に合致する適切な名称を付した科目を設けて処理する。

表2. 事業外収益の中で雑収益が占める割合

	組合数	割合
0%以上10%未満	177	19.2%
10%以上50%未満	362	39.3%
50%以上100%以下	383	41.5%
合計	922	100.0%

※10%以下の科目が複数ある場合には、雑収益の割合が10%を超える場合がある。

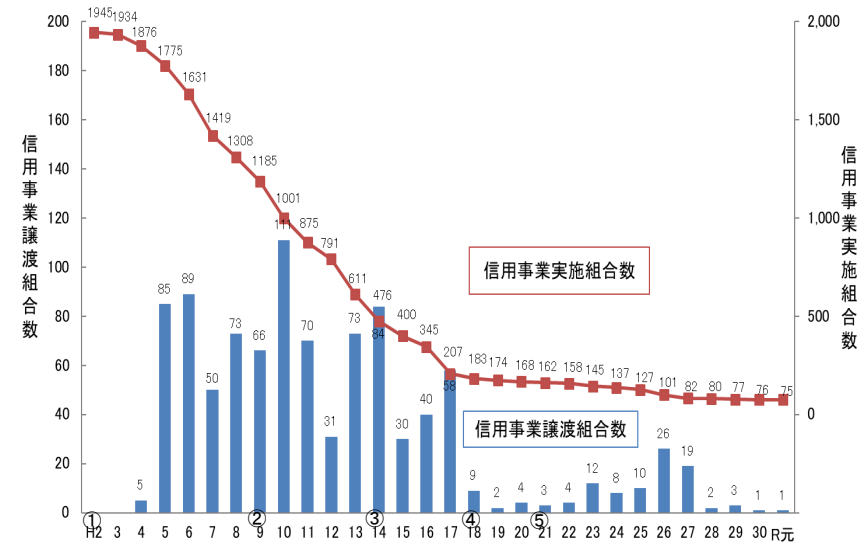
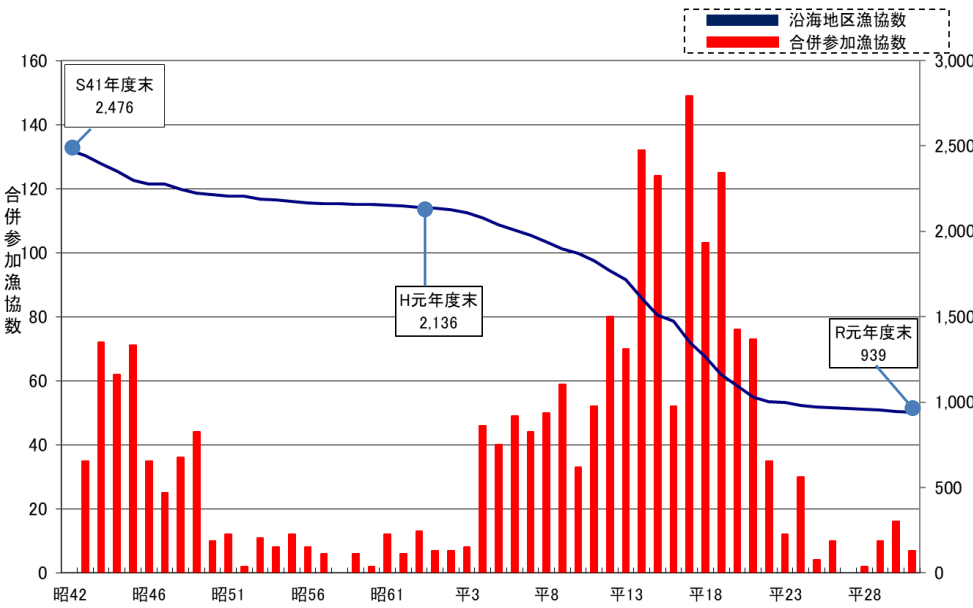
# 17 漁協の組合数・組合員数の推移

・漁協は地先漁業権の管理と密接に結びついていたという歴史的事情もあって、その規模は極めて狭少であったことから、昭和40年代以降、法制度を整備し、漁協合併を推進してきた。

・また、金融環境の変化等に対応し、信用事業の健全性を確保するため、平成2年の水協法改正で信用事業の譲渡規定を整備し、信漁連への信用事業統合や漁協の合併を推進してきた。

### 沿海地区漁協数・合併参加漁協数の推移

### 信用事業実施組合数※の推移



※ 令和2年4月  
43漁協が合併し  
愛媛県漁協設立

- ①H2 水協法改正(信用事業の譲渡規定を整備)
- ②H9 水協法改正(信用事業の健全性確保のための規定を整備)
- ③H14 [JFマリンバンク基本方針制定]「一県一信用事業責任体制」の構築(H21完了)を目指す。
- ④H18 [JFマリンバンク基本方針改正] 広域信漁連を加え「信用事業安定運営責任体制」による事業運営を明記
- ⑤H21 「一県一信用事業責任体制」が全国域で完成。

※ 信用事業実施組合には、沿海地区漁協、内水面漁協、業種別漁協、水産加工協が含まれる。

漁業協同組合併助成法

漁業協同組合併促進法

- ①制定(S42.7~S46.3)
- ②第1次延長(S46.4.1~S51.3.31)
- ③第2次延長(S51.4.1~S55.3.31)
- ④第3次延長(S55.4.1~S60.3.31)
- ⑤第4次延長(S63.4.1~H5.3.31)
- ⑥第5次延長(H5.4.23~H10.3.31)

- ⑦第6時延長(H10.4.1~H15.3.31)
- ⑧第7次延長(H15.4.1~H20.3.31)

# 18 合併状況

・漁協系統は、平成9年に、「10年後(平成19年度)を目途に『一県一漁協又は一県複数自立漁協』を実現する」との方針を策定し、取り組んできたところ。

・11府県で県一漁協及び北海道で複数の自立・拠点漁協の設立が実現された一方、合併が進んでいない県域もある。

### 都道府県別漁協数の推移

### 県一漁協の設立状況

	S41年 度末 ※1	H元年 度末 A	R元年度末		B/A %
			B	信用事 業実施 ※4	
計	2474	2136	939	73	44%
北海道	144	132	71	66	54%
青森県	81	55	48	0	87%
岩手県	51	38	24	0	63%
宮城県	64	57	7	1	県一
秋田県	32	12	4	0	県一
山形県	1	1	1	1	県一
福島県	26	19	6	1	32%
茨城県	43	43	14	0	33%
千葉県	101	57	28	0	49%
東京都	26	24	18	0	75%
神奈川県	53	42	20	0	48%
新潟県	72	58	14	0	24%
富山県	30	22	10	0	45%
石川県	52	43	1	0	県一
福井県	40	22	13	0	59%
静岡県	49	35	18	0	51%
愛知県	63	48	22	0	46%
三重県	137	133	14	0	11%
滋賀県	48	45	35	0	78%
京都府	23	23	1	0	県一

	S41年 度末 ※1	H元年 度末 A	R元年度末		B/A %
			B	信用事 業実施 ※4	
大阪府	24	23	23	0	100%
兵庫県	83	66	37	0	56%
和歌山県	60	55	21	0	38%
鳥取県	26	19	6	0	県一
島根県	54	46	3	1	県一
岡山県	51	43	20	0	47%
広島県	76	66	58	0	88%
山口県	115	116	14	1	県一
徳島県	37	38	33	0	87%
香川県	70	58	36	0	62%
愛媛県	85	83	53	0	県一
高知県	87	80	19	0	24%
福岡県	87	88	34	0	39%
佐賀県	53	52	7	0	県一
長崎県	181	155	66	0	43%
熊本県	77	68	37	1	54%
大分県	59	35	1	1	県一
宮崎県	30	27	20	0	74%
鹿児島県	83	74	47	0	64%
沖縄県	— ※3	35	35	0	100%

	県一漁協設立年月
山形県	昭和40年 7月
秋田県	平成14年 4月
大分県	平成14年 4月
鳥取県	平成15年 7月 (信漁連は残存)
山口県	平成17年 8月
JFしまね	平成18年 1月
石川県	平成18年 9月 (信漁連は残存)
佐賀有明海	平成19年 4月 (信漁連は残存)
宮城県	平成19年 4月
京都府	平成24年 4月 (信漁連は残存)
佐賀玄海	平成24年 4月 (信漁連は残存)
愛媛県	令和2年 4月 (信漁連は残存)

### ○合併の進捗状況の比較(※1)

組合数	漁協	農協	森林 組合
昭和42年度 末(A) (※2)	2,445	7,074	2,756
平成30年度 末(B)	945	649	617
(B)/(A)	38.7%	9.2%	22.4%

出典：漁協「水産業協同組合年次報告」、農協「農業協同組合等現在数統計」、森林組合「森林組合一斉調査」

(※1) 漁協は沿海地区漁協、農協は総合農協について取りまとめたもの。

(※2) 漁業協同組合併助成法(現・漁業協同組合併促進法)制定時の組合数

※1: 大臣認可漁協(2漁協・その後解散)は含んでいない。

※2: 令和2年4月に愛媛県漁協が設立され、令和2年7月県漁連が同漁協に包括承継された。

※3: 沖縄県の日本復帰(昭和47年)前。

※4: 県一漁協を設立済の府県は、「県一」と表記。

■ B/Aが7割以上の県。

■ 県一漁協(県一漁協とは、県漁連を包括承継した漁協)のある県。

# 19 合併の推進①

・合併助成法及び合併促進法では、適正な事業経営を行うことができる漁業協同組合を広範に育成することを目的に、合併後の漁協の規模の目安(区域、事業規模)を示し、合併を推進。

## 漁業協同組合合併助成法(S42～H10)

### 【計画認定基準(施行通知)】

#### ① 制定～3次延長(S42～S60)

- ・ 地区が市町村の区域以上
- ・ 常勤役職員数の合計が6人以上
- ・ 年間水揚高8,000万円以上

#### ② 4次延長(S63～H5)

- ・ 地区が市町村の区域以上
- ・ 常勤役職員数15人以上
- ・ 出資金 8,000万円以上、貯金残高10億円以上、販売取扱高10億円以上

#### ③ 5次延長(H5～H10)

- ・ 地区が市町村の区域以上
- ・ 常勤役職員数20人以上
- ・ 出資金1.5億円以上、貯金残高20億円以上、販売取扱高15億円以上

## 漁業協同組合合併促進法(H10～H20)

### 【計画認定基準(施行通知)】

#### ④ 6次～7次延長(H10～H20)

- ・ 地区が市町村の区域以上
- ・ 常勤役職員数20人以上、正組合員数250人以上
- ・ 出資金2億円以上、販売取扱高20億円以上

### 【主な支援措置】

#### 〈漁業権関係〉

- ・ 第一種共同漁業権の行使規則の変更等に係る特例(漁業法上の手続に加えて旧漁協組合員の2/3以上の同意)
- ・ 第一種共同漁業権の放棄・変更の手続に係る特例(旧漁協組合員の同意を求める手続を合併後の定款に記載し、当該漁業権の存続期間内は変更不可) ※5次延長にて措置

#### 〈補助〉

- ・ 合併計画に基づく施設整備費補助、都道府県の指導費補助(施設整備費補助はS45年度末までの合併、指導費補助はS55年度末をもって終了。)

#### 〈税制〉

- ・ 法人税特例(被合併漁協の評価益からなる清算所得の課税特例等)等

※平成13年度以降、主要な特例は企業組織再編税制措置で手当て

## 20 合併の推進②

- ・合併促進法の期限到来(平成20年3月)後は、合併の阻害要因となっている経営不振漁協の欠損金の処理を中心とした漁協の経営改善と合わせて、合併等の漁協系統の組織再編を推進。
- ・平成29年度以降は、県域の基本方針に基づく広域合併を推進。

### 要改善漁協の経営改善支援(H20～H28)

- 漁協系統を中心に、行政も連携し、繰越欠損金が多く、解消に時間を要する「要改善漁協」を指定し、経営改善を支援。

(指定基準)

繰越欠損金が50百万円以上で、その解消に10年以上要すると見込まれる漁協(信用事業を実施するものを除く)。

(支援スキーム)

漁連や関係団体、県庁からなるJF経営指導委員会が、経営改善計画に基づく取組を指導。

#### 【支援措置(予算事業)】

- ・ 専門家派遣による経営改善計画の策定支援
- ・ 経営改善計画の実施に必要な借入資金についての利子助成、保証料助成、求償権償却費助成

### 広域合併の推進(H29～)

- 県域で定める合併基本方針に基づく広域合併(県一漁協、複数自立漁協)を推進。

#### 【JFグループの運動方針(2015～2019)】

	取組県域	達成済 (R2.12)	未達成 (R2.12)
県一漁協	28	11	17
複数自立漁協	12	1	11

#### 【支援措置(予算事業)】

- ・ 専門家派遣による合併計画、事業改善計画の策定支援
- ・ 合併計画、事業改善計画の実行に必要な借入資金についての利子助成、保証料助成

# 21 小規模漁協の取組事例①

- ・広域合併には至っていない小規模な漁協であっても、販売事業の工夫等により経営状況の良い漁協も存在。
- ・一方、組織・経営の維持が厳しくなり、合併に向けて協議している漁協も存在。

○小規模漁協(組合員50人未満)の1組合員当たり販売事業取扱高の分布(H30年度)

	合計	～100万円	100～500万円	500～1,000万円	1,000～5,000万円	5,000万円以上
漁協数	134	86	31	11	5	1
割合	100%	64.2%	23.1%	8.2%	3.7%	0.8%

## 経営の良い漁協の事例

### (基本情報)

- ①組合員数:29人 ②職員数 :10人 ③事業収支:60百万円
- ④販売事業取扱高:1,470百万円
- ⑤漁業概要:ホタテ養殖(稚貝、成貝)、ヒラメ底建網漁業ほか

### (経営指標(注))

- ①売上高営業利益率:15.3%  
【営業利益(事業利益)÷売上高(事業収益)×100】
- ②売上高事業管理費率:9.7%  
【販売費及び一般管理費(事業管理費)÷売上高(事業収益)×100】
- ③1職員当たり付加価値生産額:16.5百万円  
【付加価値生産額(事業総利益)÷職員数】
- ④1組合員当たり販売事業取扱高:50.7百万円  
【販売事業(受託販売・買取販売)取扱高÷組合員数】

### (取組内容)

- ・水揚量の約9割がホタテ(稚貝、成貝)となっているが、ホタテ以外の収益源を創出すべく積極的に取り組んでいる。
- ①ヒラメの活魚出荷に取り組むとともに、PRのため、底建網の1日オーナー制度のイベントを開催し、全国から参加有
- ②直営の加工場を有し、近隣漁協からも原料調達するタコの加工・販売量は全道有数
- ・販売手数料率 8%

## 組織・経営の維持が厳しくなり、合併に向け協議している漁協の事例

### (基本情報)

- ①組合員数:25人(うち女性8人)②職員数:2人③事業収支:0.4百万円
- ④販売事業取扱高:61百万円
- ⑤漁業概要:採貝藻(アワビ、ウニ、コンブなど)ほか

### (経営指標(注))

- ①売上高営業利益率:2.5%  
【営業利益(事業利益)÷売上高(事業収益)×100】
- ②売上高事業管理費率:78.7%  
【販売費及び一般管理費(事業管理費)÷売上高(事業収益)×100】
- ③1職員当たり付加価値生産額:6.3百万円  
【付加価値生産額(事業総利益)÷職員数】
- ④1組合員当たり販売事業取扱高:2.5百万円  
【販売事業(受託販売・買取販売)取扱高÷組合員数】

### (取組内容)

- ・漁協の正組合員25人中、女性が8人  
(法定解散を避けるため、組合員の妻が正組合員として加入。)
- ・販売手数料率は主に12%(アワビ、ウニ、海藻等)
- ・近隣の漁協への吸収合併に向け調整中

注:売上高(事業収益)－売上原価(事業直接費)－販売費及び一般管理費(事業管理費)＝営業利益(事業利益)・・・事業利益は漁協が本業の経営で稼いだ利益を指す

## 22 小規模漁協の取組事例②

・小規模な漁協の中には、販売事業は実施せず、漁業権の管理に特化した組合も存在。

○販売及び購買事業取扱高100万円未満等(※)の漁協(H30年度)

	販売及び購買事業取扱高100万円未満等(※)の漁協	うち販売事業取扱高0円の漁協	
		うち販売事業取扱高0円の漁協	うち常勤職員0又は1人の漁協
組合員1人以上～50人未満	32	29	21
組合員50人以上～100人未満	30	25	21
組合員100人以上～500人未満	24	22	12
組合員500人以上～1000人未満	0	0	0
組合員1000人以上	0	0	0
全 体	86	76	54

※販売事業取扱高及び購買事業取扱高が100万円未満かつ漁業自営事業取扱高が0円の漁協を指す。

### 事例 1

(基本情報)

- ①組合員数:40人(65才以上29人)
- ②理事数 :非常勤5人
- ③職員数 :なし(事務は担当理事が実施)
- ④主な漁業:あさり、たこ、なまこ漁

(漁協運営の状況)

- ・主たる事業は、漁場管理(漁業権管理(漁場の見回り)や種苗放流(アサリ)等の繁殖保護事業)と漁場利用事業(工事に伴う警戒船の配船を漁協が請負う)。
- ・販売事業は実施せず、組合員が自らが近隣市場への出荷や地域内での小売りを実施。

### 事例 2

(基本情報)

- ①組合員数:68人
- ②理事数 :非常勤6人
- ③職員数 :1人
- ④主な漁業:小型底曳網、一本釣り、かき養殖

(漁協運営の状況)

- ・主たる事業は、利用事業(上架施設の管理運営)と指導事業(講習、漁場管理(漁業権管理(漁場の見回り、浮標灯設置、漁場の区割り)や繁殖保護(種苗放流))。
- ・販売事業は実施せず、組合員自らが近隣市場への出荷や販売施設での直販を実施。

## 23 収益力向上に向けた多様な取組の推進

### 事例1: 漁協連携による 共同販売事業

静岡県沼津市の4漁協(我入道、静浦、内浦、戸田)は、それぞれの資源(異なる漁獲物、所有資産(直売所、移動販売車))を活かし、共同での販売事業を実施。

- 4漁協の漁獲物を、我入道漁協の直売所(沼津市内)や戸田漁協の移動販売車(伊豆半島内陸部)で販売
- 共同での加工品開発

### 事例2: 市場機能の強化

北海道根室市の4漁協(落石、歯舞、根室、根室湾中部)は、漁協毎に4つの卸売市場を運営しているが市場毎に販売規格や集荷量等が異なり、魚価にバラツキが生じたため、秋サケ、サンマを花咲市場での販売に統合。

- 4漁協の販売規格を統一
- 秋サケ、サンマを花咲市場での販売に統合した。仲買人の利便性向上、取扱量の増大による魚価を向上  
(秋サケを花咲市場に集約  
488円/Kg(H24~26年平均)  
⇒718円/Kg(R1)  
[魚種を可能なものから拡大])

### 事例3: 販売子会社の活用

石川県漁協は、県産水産物を買付け他業者に販売、アマエビの冷凍加工等を行う子会社(漁協100%出資)を設置。

- 県内で漁獲される水産物を市場等で買付けて他業者に販売したり、生産者と販売・加工業者の仲介を行うほか、買参権の取得により、市場でアマエビ等の魚価の下落時に買い支え。

### 事例4: 漁協直営の ダイビングサービス

静岡県いとう漁協は漁協直営のダイビングサービスを3支所(富戸、川奈、八幡野)で実施。

中でも、富戸支所は、全国に先駆けてダイビングサービスを実施し、年間約3万人のダイバーが訪れている。

- 漁協による潜水機材のレンタル、漁船の乗船料等の漁業以外の収入による所得向上
- 漁業者が設置したアオリイカの産卵床が、観察スポットとしてダイバーに人気
- その日に観察した魚を漁協直営の食事処で提供

### 事例5: 漁港を活かし、 にぎわいの場を創出

静岡県の仁科漁港では、漁港の用地を有効活用して、伊豆漁協仁科支所による水産物直売所・食堂(H24)や西伊豆町による農林水産物等直売所(R2)を設置し、漁港を賑わい創出の場として活用。

- 占用許可制度を活用し、補助用地の目的外使用によって、施設を整備。
- 漁協食堂の利用客は、年間3万8千人(H30実績)。将来、町の直売所との相乗効果によって、年間12万人の来訪者を見込む。

### 事例6: 漁港を活かし、 交流促進拠点を創出

千葉県の鋸南町保田漁協は、保田漁港の一部を活用し、外来のプレジャーボートの受入れを行うとともに、漁港用地では食堂、入浴・宿泊施設を運営し、陸・海からの来訪者の交流拠点を創出。

- 漁協は、指定管理者制度によるプレジャーボート保管収容施設の管理のほか、飲食施設、入浴・宿泊施設の直営によって、漁業以外からの収入を得る仕組みを構築。
- 外来プレジャーボートの受入は年間721隻(R1実績)、食堂への来訪者は年間約31万人(R1実績)。

## 24 若者・女性の参画推進

### 事例1：若者参画（新潟県・上越漁協）

（基本情報）

- ①組合員数：239人
- ②理事数：非常勤10人
- ③職員数：19人（管理3.3人、販売6.2人、  
加工1.7人、指導1.2人）
- ④主な漁業：べにずわい、にぎす、まあじ、まだい

（若者活躍の状況）

- ・浜プランの策定をきっかけに、青年部が中心となり、休止状態であった加工事業を立て直し。
- ・加工企画委員会は、役員、漁業士、青年部（7～8人）、職員等を構成員とし、魚種の特性に即した販売戦略を構築。
- ・主力商品である「糸魚川のごつつお昆布メ」は、「にいがた6次化フェア2017」で入賞。

### 事例2：若者参画（青森県・小泊漁協）

（基本情報）

- ①組合員数：315人
- ②理事数：常勤1人、非常勤4人
- ③職員数：11人（管理4人、販売2人、指導1.5人）
- ④主な漁業：火光利用いか敷網、まぐろはえなわ、小型定置

（若者活躍の状況）

- ・若手漁業者、漁協職員、町役場職員が組織する「中泊活ハマクラブ」を結成し、地域の活性化を目指して取組。
- ・中泊町はメバル（ウスメバル）の水揚げが県内一であることに着目し、町おこしに活用。
- ・小泊地区で水揚げされたメバルと町内で生産された米を使用し、町内の食堂で「中泊メバル膳」を提供。5年間で8万食を達成。
- ・メバルの価格も高価安定。
- ・漁業体験ツアーも企画。

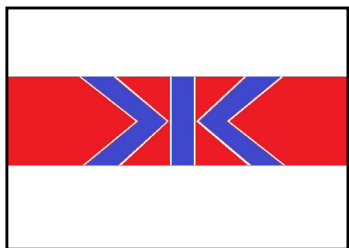
### 事例3：女性参画（富山県・新湊漁協）

（基本情報）

- ①組合員数：381人（うち女性54人）
- ②理事数：非常勤10人（うち女性1名（代表理事組合長、  
富山県漁連会長、全漁連理事））
- ③職員数：9人（うち女性2人）  
（管理1.7人、販売3人、指導0.5人）
- ④主な漁業：べにずわい、ぶり、ほたるいか、しろえび

（女性活躍の状況）

- ・平成20年に就任した女性組合長のもとで女性部が中心となり、地産地消・魚食普及活動を活発に実施。
- ・「新湊漁協女性部食堂」の運営、高校生や大学生を対象とした魚のさばき方教室の開催、地元の小中学生の親子とともに海岸清掃活動等を実施。
- ・セリの見学会や小学校の給食へベニズワイガニを提供する「カニ給食」等の取組が「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」グランプリを受賞（平成27年）。



未定稿

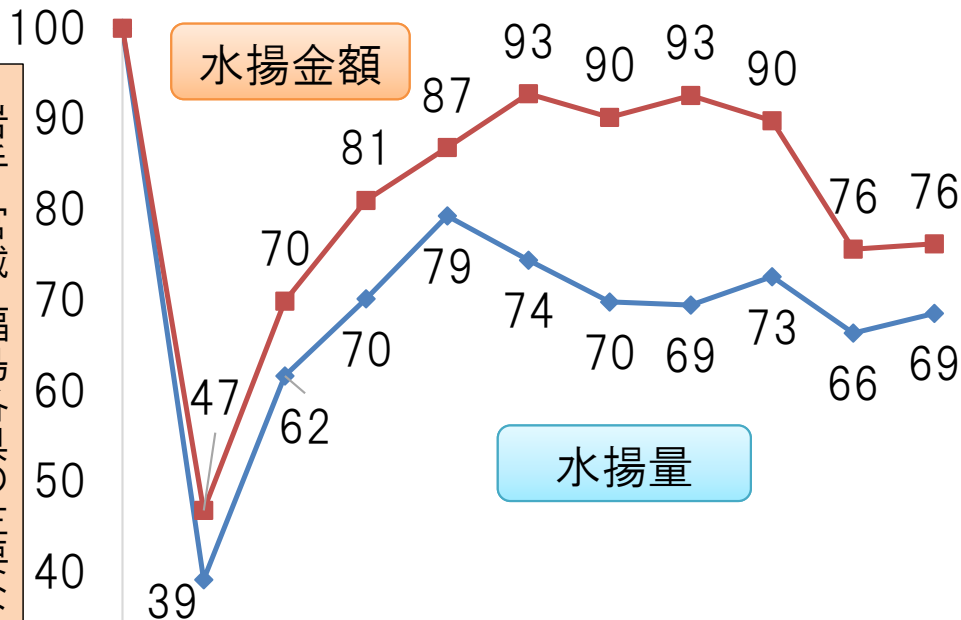
# 東日本大震災からの 水産業復興へ向けた現状と課題

---

令和3年4月  
水産庁

# 東日本大震災からの水産の復旧・復興状況（水揚げ・漁港）

## 1 水揚げ



R2の内訳	岩手県 (久慈、宮古、釜石、大船渡)	宮城県 (気仙沼、女川、石巻、塩釜)	福島県 (小名浜)
水揚金額	64% (124.7億円)	81% (476.4億円)	51% (9.1億円)
水揚量	54% (75.5千トン)	75% (234.0千トン)	72% (7.9千トン)

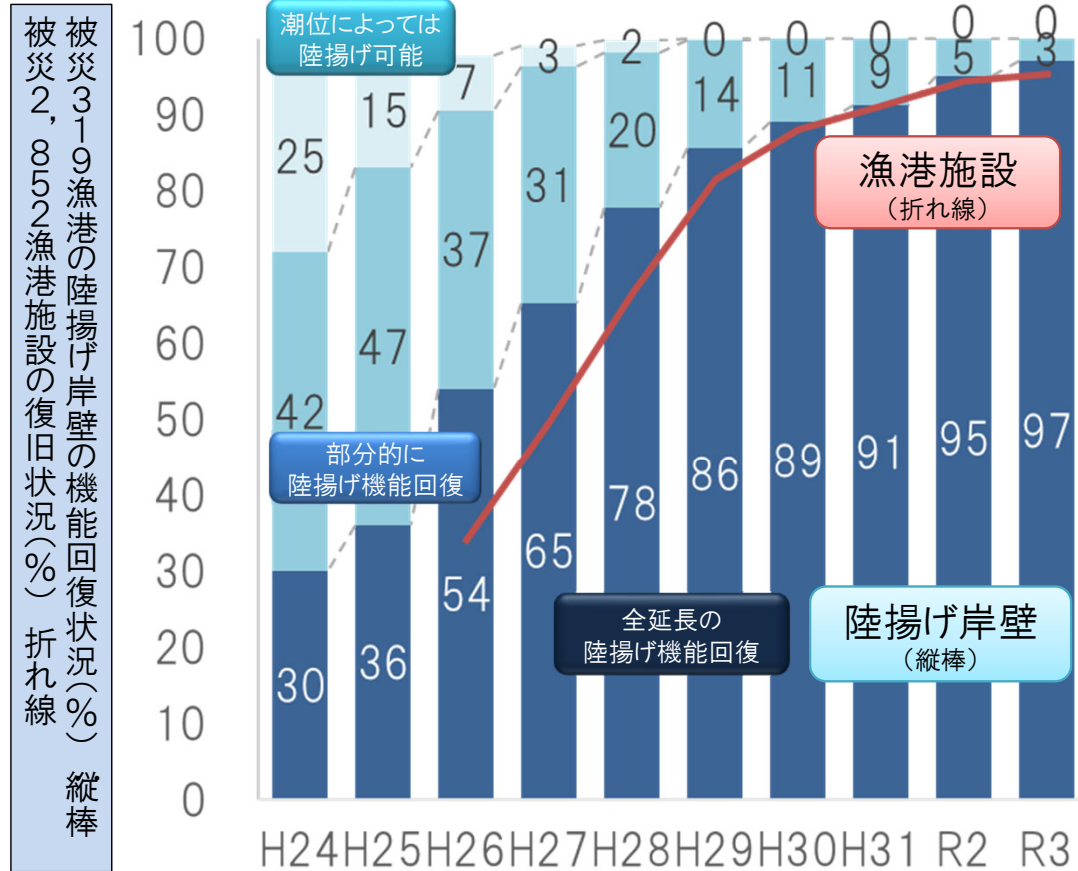
H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
水揚金額 (億円)	801	375	560	649	695	743	722	741	719	606	610
水揚量 (千t)	462	181	285	325	367	345	323	322	336	307	317

※H22年は22年3月～23年2月、その他の年は2月～翌年1月。

## 2 漁港

・被災した漁港の全てで陸揚げ機能が回復。



陸揚げ岸壁について	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3	R3.1
全延長の陸揚げ機能回復(漁港)	96	115	172	208	248	273	284	291	303	311
部分的に陸揚げ機能回復(漁港)	134	149	117	99	65	45	35	28	16	8
潮位によっては陸揚げ可能(漁港)	81	48	23	9	5	1	0	0	0	0
未復旧(漁港)	8	7	7	3	1	0	0	0	0	0
復旧が完了した漁港施設(施設)			974	1,417	1,903	2,324	2,514	2,602	2,695	2,717

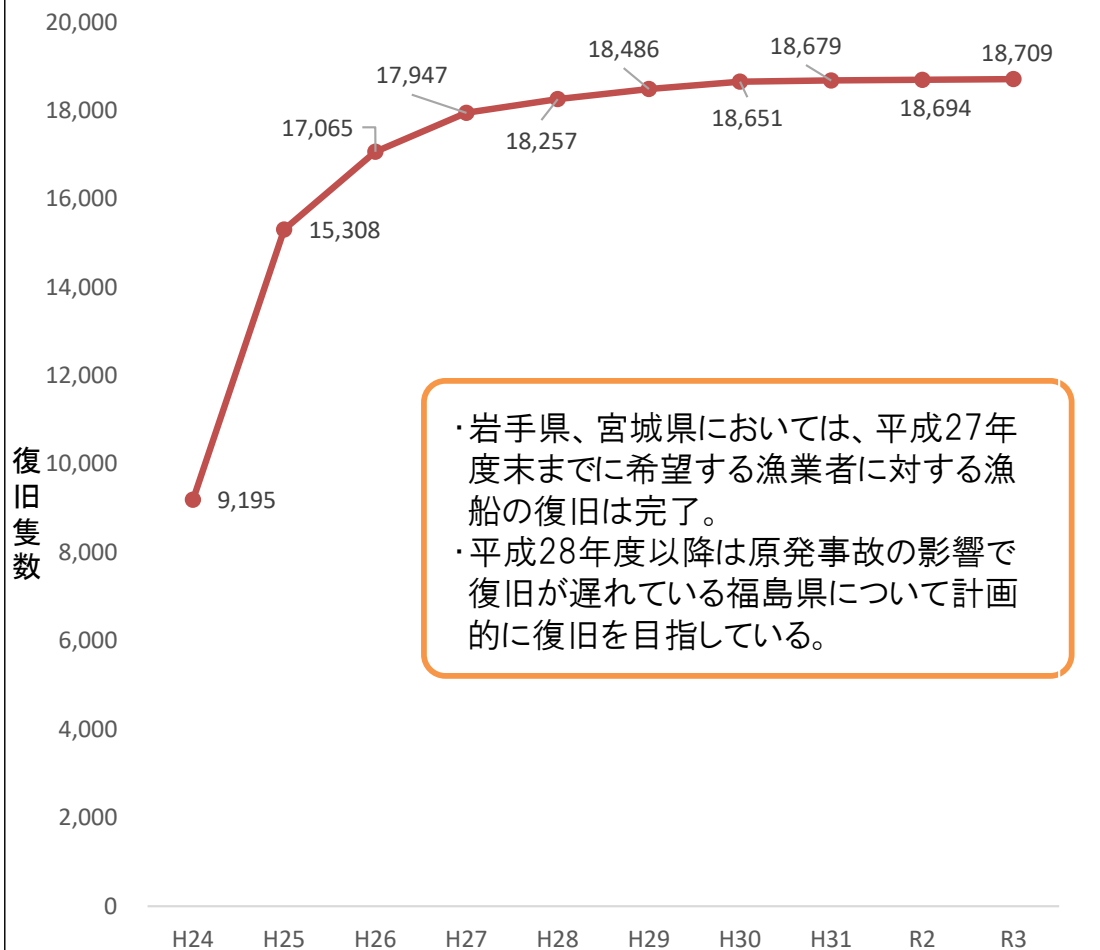
※漁港施設とは、岸壁、防波堤、泊地、道路等をいう。

※被災漁港数は7道県の合計。

# 東日本大震災からの水産の復旧・復興状況（漁船・養殖）

## 3 漁船

・今後再開を希望する福島県の漁船について計画的に復旧。



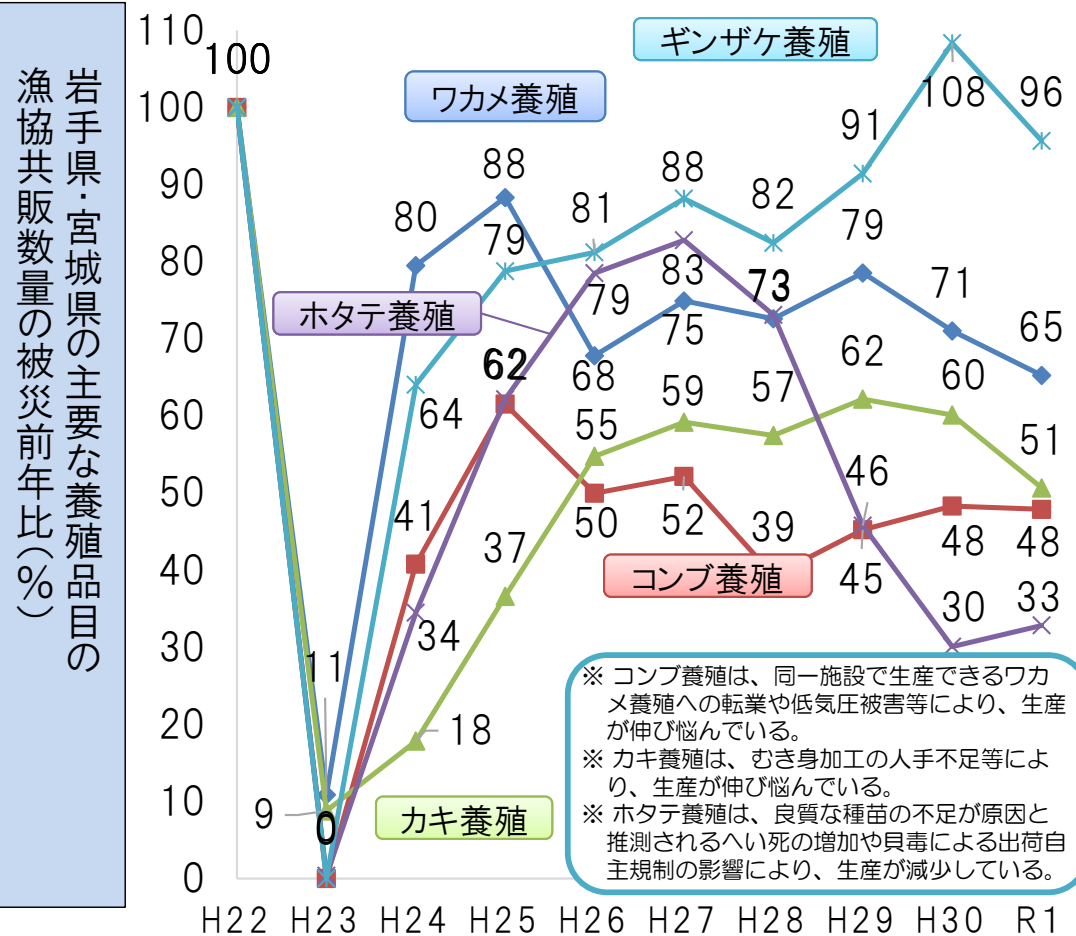
・岩手県、宮城県においては、平成27年度末までに希望する漁業者に対する漁船の復旧は完了。  
 ・平成28年度以降は原発事故の影響で復旧が遅れている福島県について計画的に復旧を目指している。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
復旧隻数	9,195	15,308	17,065	17,947	18,257	18,486	18,651	18,679	18,694	18,709
うち岩手	4,217	7,768	8,542	8,805	8,852	8,852	8,852	8,852	8,852	8,852
宮城	3,186	5,358	6,293	6,861	7,106	7,310	7,465	7,465	7,465	7,465
福島	-	256	289	340	358	383	393	421	436	451

※各年の隻数はH24年からH31年は3月末。R3年は1月末。  
 ※復旧隻数は21都道県の合計。

## 4 養殖

・再開を希望する養殖施設はH29年6月末に全て整備完了。



岩手県・宮城県の主要な養殖品目の漁協共販数量の被災前年比(%)

※コンブ養殖は、同一施設で生産できるワカメ養殖への転業や低気圧被害等により、生産が伸び悩んでいる。  
 ※カキ養殖は、むき身加工の人手不足等により、生産が伸び悩んでいる。  
 ※ホタテ養殖は、良質な種苗の不足が原因と推測されるへい死の増加や貝毒による出荷自主規制の影響により、生産が減少している。

単位:トン	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期	漁期
ワカメ養殖 <sup>※1</sup>	34,439	3,742	27,379	30,414	23,354	25,799	25,002	27,047	24,462	22,473
コンブ養殖 <sup>※2</sup>	13,817	0	5,633	8,502	6,904	7,205	5,433	6,250	6,674	6,616
カキ養殖 <sup>※3</sup>	4,031	354	719	1,476	2,207	2,386	2,316	2,503	2,423	2,042
ホタテ養殖 <sup>※4</sup>	14,873	56	5,130	9,245	11,677	12,313	10,871	6,810	4,476	4,885
ギンザケ養殖 <sup>※5</sup>	14,750	0	9,448	11,619	11,978	13,007	12,159	13,486	15,982	14,111

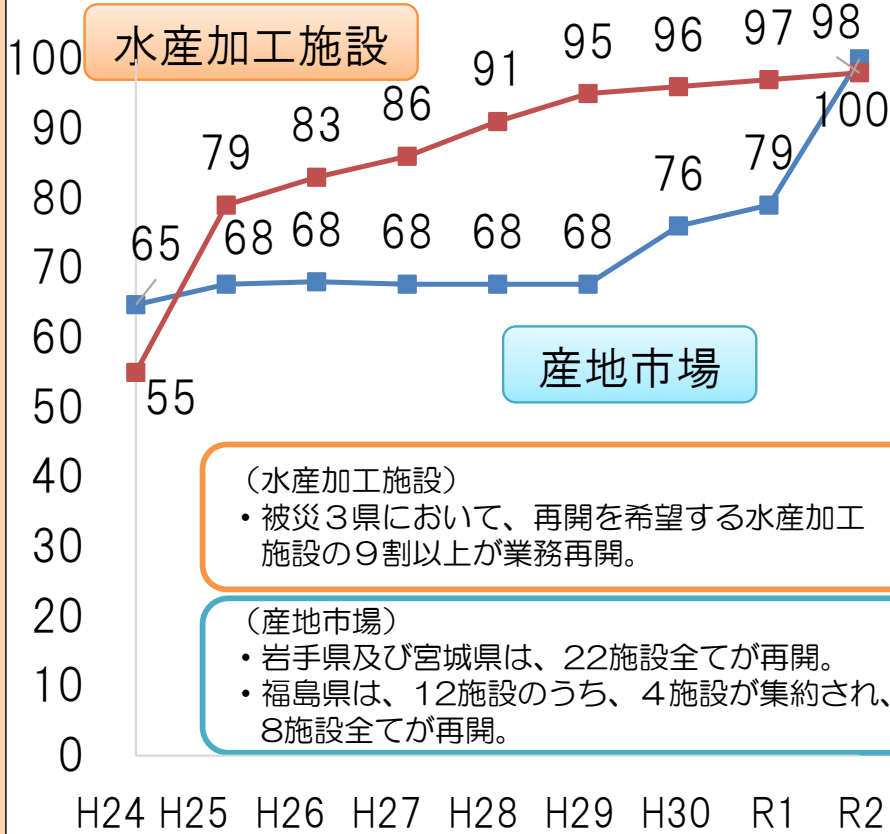
※1 漁期は2月～5月      ※3 漁期は9月～翌年5月。      ※5 漁期は3月～8月。  
 ※2 漁期は3月～8月。      ※4 漁期は4月～翌年3月。

# 東日本大震災からの水産の復旧・復興状況（加工施設・がれき）

## 5 加工流通施設

・再開を希望する水産加工施設の9割以上が業務再開。

被災3県で被害があった産地市場（34施設）及び再開を希望する水産加工施設（774施設）の業務再開状況（%）



- （水産加工施設）**
  - 被災3県において、再開を希望する水産加工施設の9割以上が業務再開。
- （産地市場）**
  - 岩手県及び宮城県は、22施設全てが再開。
  - 福島県は、12施設のうち、4施設が集約され、8施設全てが再開。

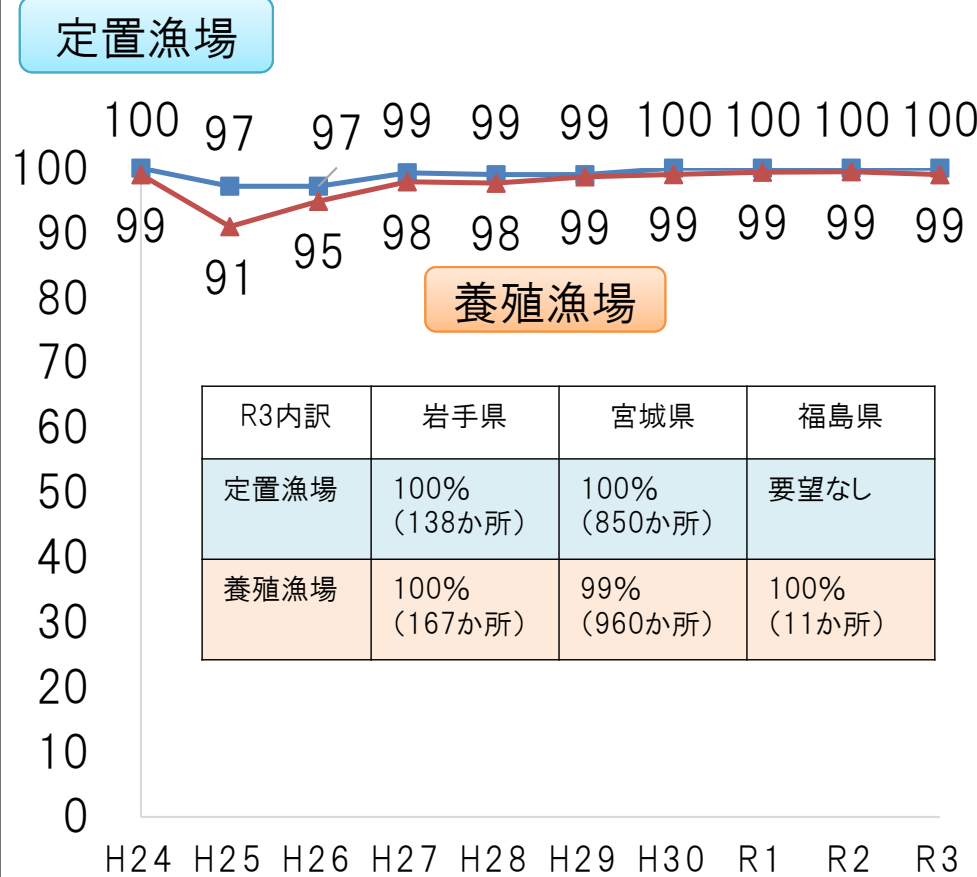
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
業務再開した水産加工施設（施設）※1	418	645	672	705	729	749	754	754	755
業務再開した産地市場（施設）※2	22	23	23	23	23	23	26	27	30

※1 各年の数字は、H24年が3月末、H25年からH29年は12月末、H30年は9月末、R1、R2年は12月末時点。  
 ※2 各年の数字は、H24年が4月末、H25年が12月末、H26年からR1年は2月末、R2年はR3、1月末時点。R2年に福島県の産地市場が12施設から8施設に集約し、全ての施設が再開したため、業務再開状況が100%となった。

## 6 がれき

・がれきにより漁業活動に支障のあった定置及び養殖漁場のほとんどで撤去が完了。

被災3県でがれきにより漁業活動に支障のある漁場のうち、がれき処理済みの漁場（%）



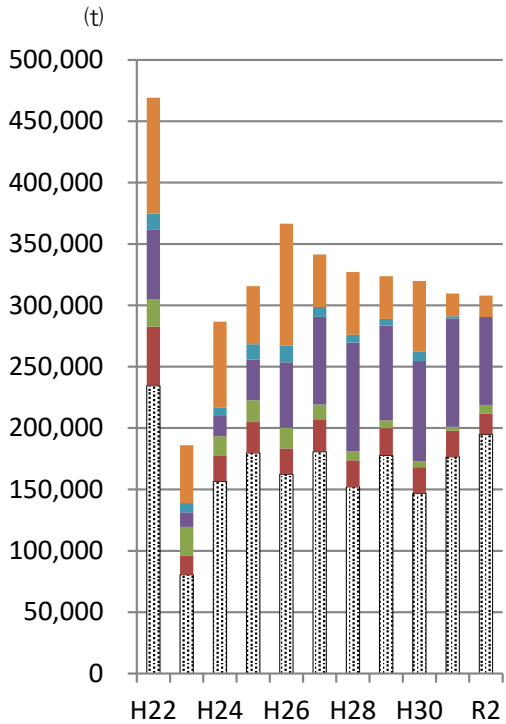
	R3内訳	岩手県	宮城県	福島県
定置漁場	100% (138か所)	100% (850か所)	要望なし	
養殖漁場	100% (167か所)	99% (960か所)	100% (11か所)	

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
定置漁場	958	1,003	1,004	987	992	990	988	988	988	988
うち処理済み	958	975	976	980	988	988	988	988	988	988
養殖漁場	804	1,071	1,101	1,100	1,129	1,131	1,135	1,135	1,136	1,138
うち処理済み	801	973	1,045	1,077	1,103	1,116	1,124	1,128	1,130	1,133

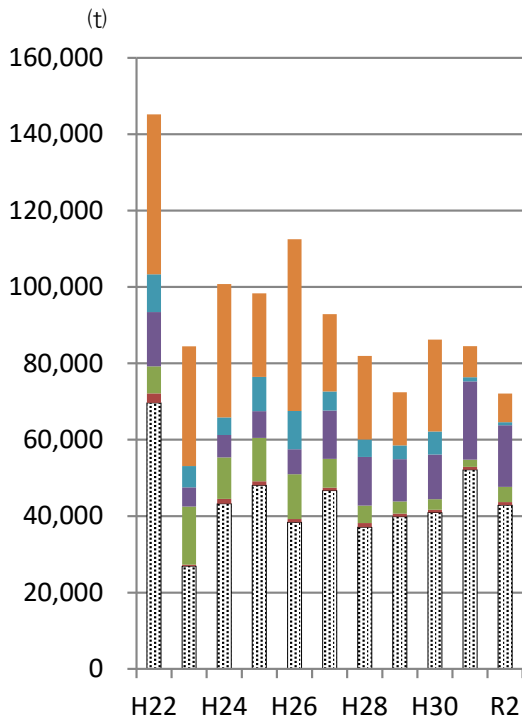
※支障のある箇所数が増減するのは、気象海象によりがれきが当該漁場に流入したり、流出したりするためである。  
 ※各年の数字は3月末時点(R3のみ1月末時点)。

# 被災3県の水揚げ状況について

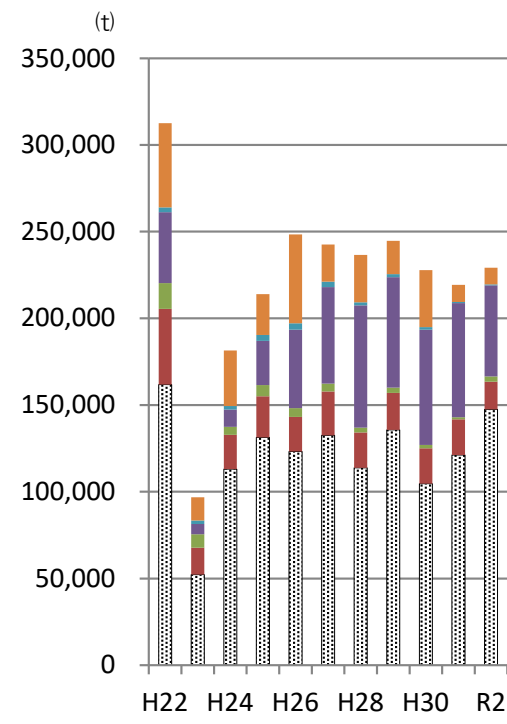
## 被災3県



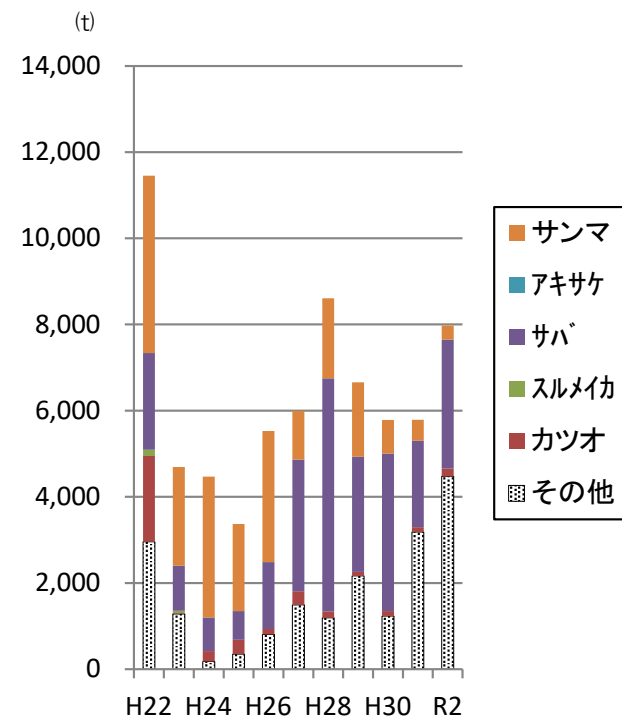
## 岩手県



## 宮城県



## 福島県



### (被災3県)

- 令和2年の被災3県の水揚げ量は、震災前の7割程度の水準となっており、近年は7割で推移。
- 魚種別では、サバは震災前の3割増となっているが、アキサケは1割、サンマは2割の水準。

### (岩手県)

- 令和2年の水揚げ量は震災前の5割の水準。
- 魚種別では、サバは震災前の1割増となっているが、アキサケは1割、サンマは2割の水準。

### (宮城県)

- 令和2年の水揚げ量は震災前の7割の水準。
- 魚種別では、サバは震災前の3割増となっているが、サンマ・アキサケ・スルメイカは2割の水準。

### (福島県)

- 令和2年の水揚げ量は震災前の7割の水準。
- 魚種別では、サバは震災前の3割増となっているが、サンマ・カツオは1割の水準。

# 漁港の復旧状況について

- 平成29年度に、被災した漁港の全てで陸揚げ機能が回復（部分的に回復した漁港を含む。）。
- 令和3年1月末現在、被災した漁港施設の96%が復旧済。

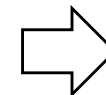
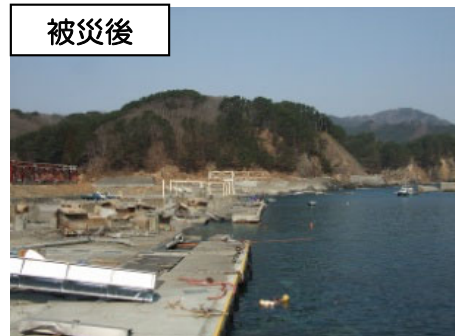
## 漁港施設の災害復旧工事の実施状況

県名	被災漁港数	陸揚げ岸壁の機能が回復した漁港 (令和3年1月末現在)		被災した漁港施設の復旧率 (復旧済の施設数/被災した施設数) (令和3年1月末現在)
		全延長が回復	部分的に回復	
岩手	108	108漁港 (100%)	—	98% (1,186/1,210)
宮城	142	134漁港 (94%)	8漁港 (6%)	92% (1,152/1,253)
福島	10	10漁港 (100%)	—	99% (149/151)
茨城	16	16漁港 (100%)	—	100% (92/92)
その他	43	43漁港 (100%)	—	100% (133/133)
計	319	311漁港 (97%)	8漁港 (3%)	96% (2,712/2,839)

復旧岸壁での水揚げ（宮城県女川漁港）



岸壁の復旧状況（岩手県音部漁港）



# 漁船漁業の復旧・復興について

- 平成27年度末までに福島県以外の被災道県については漁船復旧が完了。
- 平成28年度以降は原発事故の影響で復旧が遅れている福島県について被災地の要望を踏まえ回復を目指している。

## < 共同利用漁船等復旧支援対策事業 >

漁船などに被害を受けた漁業者のために、漁業協同組合などが漁船、定置網などの漁具を導入する場合に、国は、事業費の1/3を補助し、あわせて都道府県が事業費の1/3以上を補助。

### 共同利用漁船等復旧支援対策事業の実績

(令和3年1月末時点)	漁船	定置網※1
○北海道	22隻	
○青森県	82隻	9ヶ統
○岩手県	6, 485隻	229ヶ統
○宮城県	3, 486隻	178ヶ統
○福島県	247隻※2	
○茨城県	2隻	1ヶ統
○富山県	6隻	
○三重県		6ヶ統
<b>計</b>	<b>10,330隻</b>	<b>及び423ヶ統</b>

※1 「ヶ統」とは、定置網を数える単位

※2 R7(2025年)までに40隻(見込み)の復旧を計画。

### 活用事例



**採介藻漁船※(岩手県宮古市)**  
平成23年7月、漁協から漁業者に引渡し。

※船上からヤス等を用いて貝類や海藻を採捕するための漁船



**定置漁船(岩手県釜石市)**  
岩手県釜石東部漁協が復旧した大型定置の網起しの漁船(19t)。主として、三陸で重要な魚種である「秋サケ」を水揚げする。

## < 漁業・養殖業復興支援事業 >

地域の漁業者が新しい操業形態の導入など、安定的な水産物の生産体制を構築する場合、必要な経費(人件費、燃油費、販売費など)を支援。(操業費用等経費の1/2等)

### がんばる漁業復興支援事業の認定を受けた漁船

(令和3年1月末時点)	漁船	船団・定置網
○北海道	9隻	
○青森県	1隻	2ヶ統
○岩手県	6隻	7ヶ統
○宮城県	89隻	1ヶ統
○福島県	27隻	6ヶ統
○茨城県		11ヶ統
○千葉県		3ヶ統
○富山県	1隻	
<b>計</b>	<b>133隻</b>	<b>及び30ヶ統</b>

※「ヶ統」とは、船団や定置網を数える単位

### 活用事例



**全国さんま棒受網地域漁業復興プロジェクト  
さんま棒受網漁船(岩手県大船渡市)**

LED漁灯を活用した燃油消費量の削減、抵抗を受けない船形及び低燃費主機関の導入による低コスト化を図るとともに、漁獲直後に船上で箱詰めを行い漁獲物の付加価値の向上を目指す。

# 漁業・養殖業復興支援事業 復興計画認定状況 (令和3年1月末時点)

## 青森県

【漁船漁業】 認定3件(1隻及び2ヶ統)

平成23年 1件(八戸市)  
 平成24年 1件(八戸市)  
 平成25年 1件(八戸市)

## 岩手県

【漁船漁業】 認定11件(6隻及び7ヶ統)

平成23年 1件(大船渡市)  
 平成24年 3件(宮古市・釜石市・大槌町・大船渡市)  
 平成25年 5件(宮古市・釜石市・山田町・田野畑村・大船渡市)  
 平成27年 1件(大船渡市)  
 平成28年 1件(宮古市・釜石市)

【養殖業】 認定41件(493経営体)

平成24年 32件(宮古市・山田町・大槌町・釜石市・大船渡市・陸前高田市)  
 平成25年 7件(山田町・釜石市・大船渡市)  
 平成26年 2件(大船渡市)

## 千葉県

【漁船漁業】 認定2件(3ヶ統)

平成24年 2件(銚子市・九十九里町)

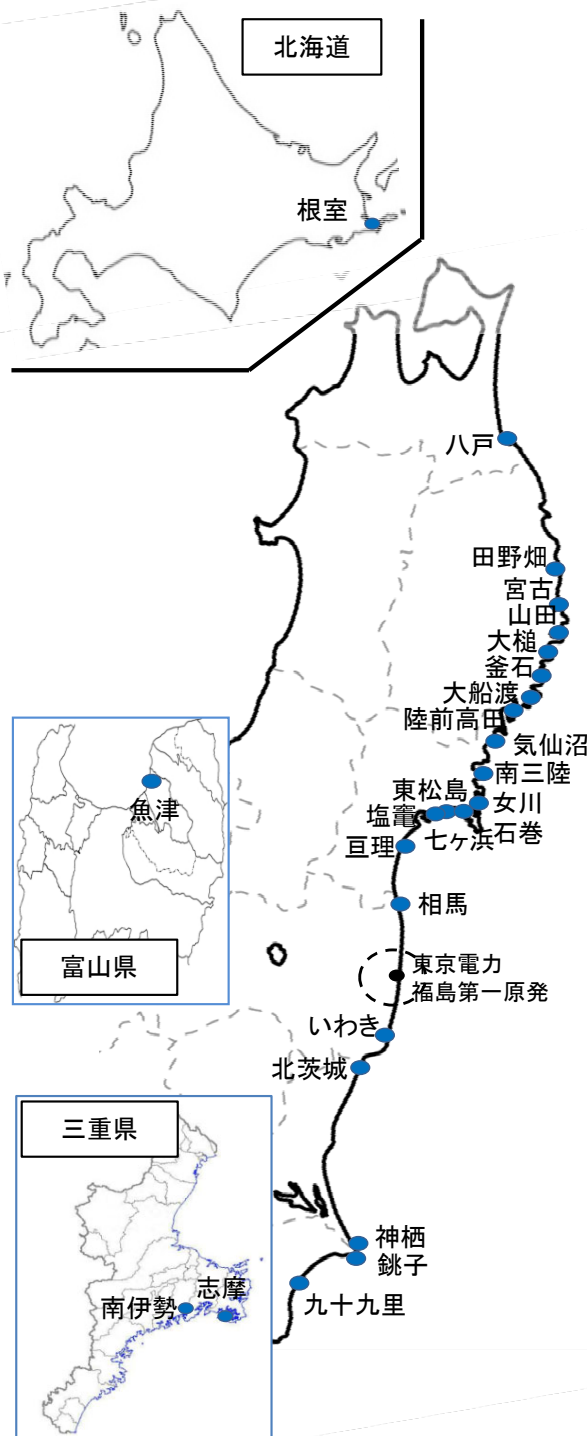
## その他

【漁船漁業】 認定4件(10隻)

平成23年 1件(北部太平洋大中型まき網・全体計画)  
 平成24年 2件(全国さんま棒受網・全体計画、北海道根室市)  
 平成27年 1件(富山県魚津市)

【養殖業】 認定2件(19経営体)

平成24年 1件(三重県志摩市)  
 平成25年 1件(三重県南伊勢町)



## 宮城県

【漁船漁業】 認定21件(89隻及び1ヶ統)

平成23年 4件(気仙沼市・女川町)  
 平成24年 8件(石巻市・気仙沼市・女川町・亶理町)  
 平成25年 1件(石巻市)  
 平成26年 1件(石巻市)  
 平成27年 4件(気仙沼市・女川町・石巻市)  
 平成28年 2件(気仙沼市・女川町)  
 令和2年 1件(石巻市・塩竈市・女川町)

【養殖業】 認定32件(469経営体)

平成23年 1件(東松島市)  
 平成24年 26件(気仙沼市・南三陸町・女川町・石巻市・東松島市・塩竈市・七ヶ浜町・亶理町)  
 平成25年 4件(南三陸町・女川町・石巻市)  
 平成26年 1件(県下全域)

## 福島県

【漁船漁業】 認定6件(27隻、6ヶ統)

平成23年 2件(いわき市)  
 平成28年 1件(いわき市)  
 令和元年 3件(相馬市・いわき市)

## 茨城県

【漁船漁業】 認定7件(11ヶ統)

平成23年 1件(神栖市)  
 平成24年 2件(北茨城市・神栖市)  
 平成26年 1件(北茨城市)  
 平成27年 3件(北茨城市・神栖市)

【漁船漁業】 認定54件、133隻及び30ヶ統

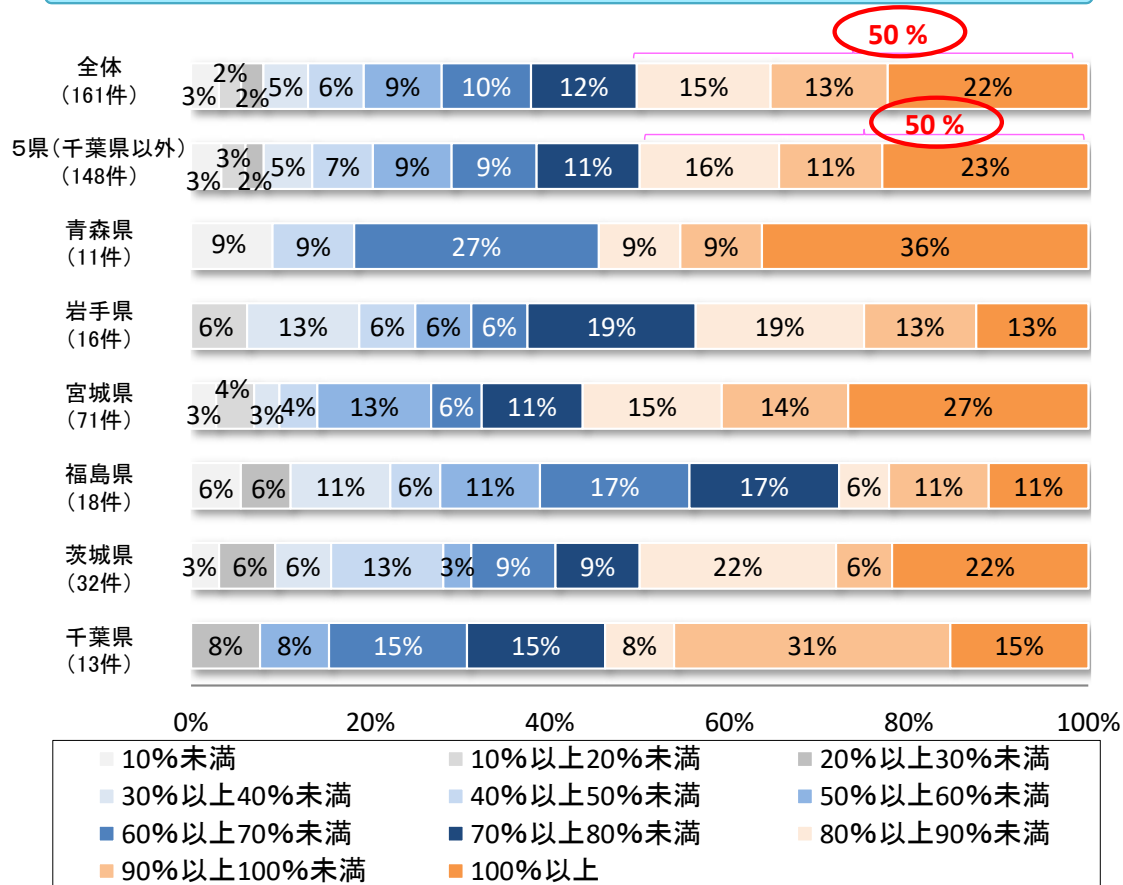
【養殖業】 認定75件、981経営体

※予算額 818億円(平成23年度3次補正)  
 106億円(平成24年度当初)

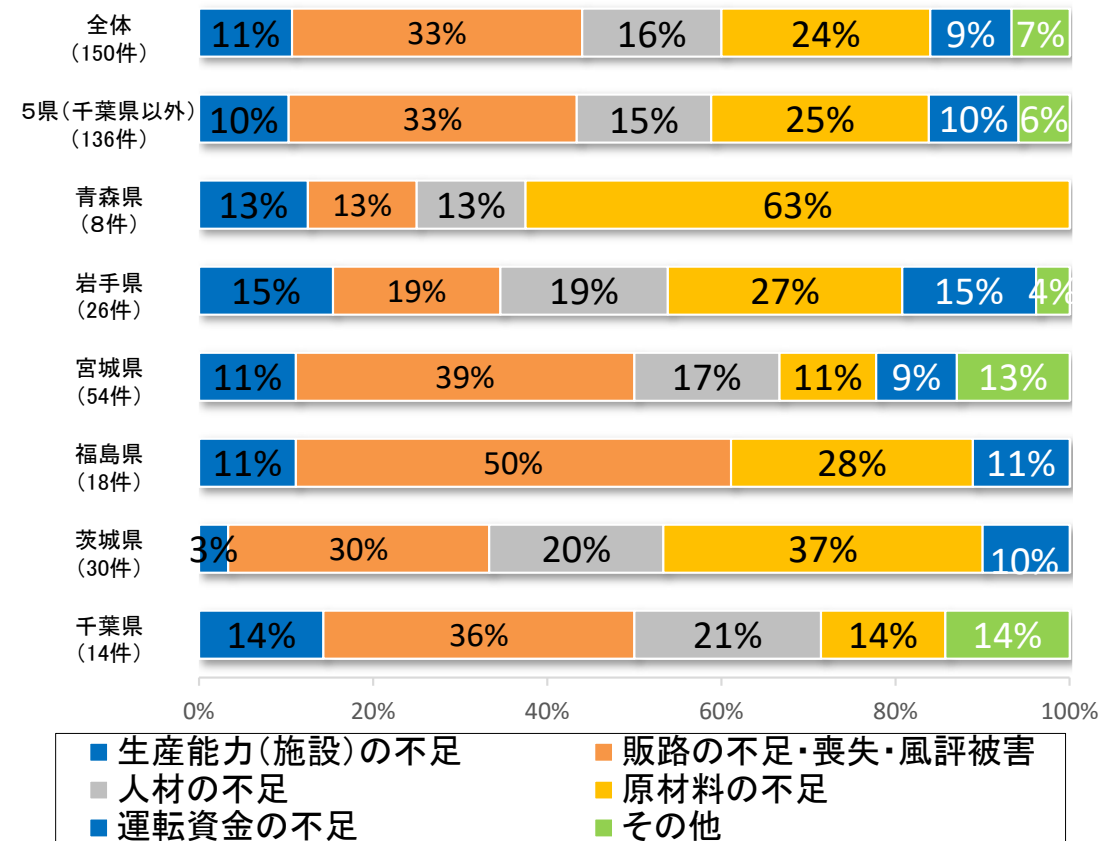
# 水産加工業の復興状況について

- 被災地の水産加工業の復興状況について、令和2年1月にアンケート調査を実施。
- 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の5県全体で、売上が8割以上回復した業者は50%であり、前回の結果よりも向上したものの、依然として売上の回復が遅れている。（前回（第6回：42%））
- 売上が戻っていない理由は、5県全体では販路の不足・喪失・風評被害が33%で最も多く、千葉県を含めた6県でも同様。
- 県別では、青森県、岩手県、茨城県では原材料の確保（63%、27%、37%）、その他の3県（宮城県、福島県、千葉県）では販路の不足・喪失・風評被害（39%、50%、36%）がそれぞれ最も多く挙げられている。

## 売上の回復状況



## 売上が戻っていない理由



資料: 令和2年1月 水産庁調べ

# 漁場の復旧について

- ほとんどの漁場では、がれき撤去が完了。
- がれきの残る一部の漁場(宮城県、福島県)について、引き続き支援を実施。

## これまでの主な取組

### ○漁業者による取組

平成23年度から平成31年度までに、岩手県、宮城県、福島県及び神奈川県  
の4県において約103,839トン(容積量をトン数に換算)のがれきを撤去。  
令和2年度は、令和3年1月末現在で岩手県、宮城県、福島県において約  
282トン(容積量をトン数に換算)のがれきを撤去。



(漁業者による撤去作業)



(専門業者による撤去作業)

### ○専門業者による取組

岩手県、宮城県及び福島県の定置及び養殖漁場において、ほとんどの漁場でがれきの撤去が完了。  
がれきの残る一部の漁場(定置及び養殖漁場を含む。)において、引き続き撤去を実施。

### ○漁場生産力向上のための技術開発調査等

平成24年度末までに藻場・干潟、沿岸漁場等の回復状況等の調査を実施し、この結果を踏まえ、平成25年度からは被災漁場  
において沿岸漁業・養殖業を円滑に行うための改良漁具、漁場機能回復技術の開発等を実施(平成27年度まで)。

## これまでの成果

- 定置漁場、養殖漁場、底びき網漁場を中心にがれき撤去が漁業・養殖業の再開に寄与した。
- 漁場生産力向上のための技術開発調査等では、改良底びき漁具による効率的な漁獲方法等が明らかになった。

## 今後の主な取組

- 令和2年度までは操業に支障のある漁場についてがれきの撤去を継続して実施。
- 令和3年度以降については、漁場のがれき撤去の取組を引き続き支援。

# 漁港の復旧の事例（大船渡漁港（岩手県大船渡市））

## 漁港の概要

- 岩手県大船渡市、第3種、県管理

## 復旧の概要

- 令和3年1月末現在、被災岸壁延長3,512mのうち、3,399mが復旧完了（97%）。陸揚げ岸壁については、全ての施設が利用可能。
- 今後、残された護岸等の早期復旧に取り組む。
- 平成28年2月に「大船渡新魚市場」が完成し、全ての施設で供用を開始。



## ～本復旧工事の実施状況～



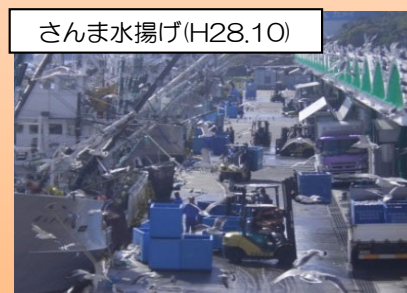
満潮時冠水解消



水揚げが可能に!!



## ～漁業活動の再開状況～



# 漁港の復旧の事例（気仙沼漁港（宮城県気仙沼市））

## 漁港の概要

- 気仙沼漁港：宮城県気仙沼市、特定第3種、県管理

## 復旧の概要

- 令和3年1月末現在、被災岸壁延長4,066mのうち、3,132mが復旧完了（約8割）。主要な陸揚げ岸壁については、水産庁が災害復旧の代行工事を実施し、平成26年10月に復旧完了し全ての施設が利用可能。
- 今後、残された臨港道路等の早期復旧に取り組む。
- 魚市場の整備は平成31年3月に完了（4月上旬供用開始）。



## ～本復旧工事の実施状況～

### 岸壁の復旧工事



## ～漁業活動の再開状況～



# 漁港の復旧の事例（石巻漁港（宮城県石巻市））

## 漁港の概要

- 石巻漁港：宮城県石巻市、特定第3種、県管理

## 復旧の概要

- 令和3年1月末現在、被災岸壁延長3,346mについては、ほぼ復旧が完了。  
主要な陸揚げ岸壁については、水産庁が災害復旧の代行工事を実施し、平成26年10月に復旧完了し全ての施設が利用可能。
- 今後、残された防波堤等の早期復旧に取り組む。
- 水産物の高度衛生管理に対応した魚市場が平成27年9月に完成（石巻市）。



## ～本復旧工事の実施状況～

### 岸壁の復旧工事



### 臨港道路の復旧工事



## ～漁業活動の再開状況～

### 石巻市魚市場(H28.1)



# 漁港の復旧の事例（松川浦漁港（福島県相馬市））

## 漁港の概要

- 松川浦漁港：福島県相馬市、第3種、県管理

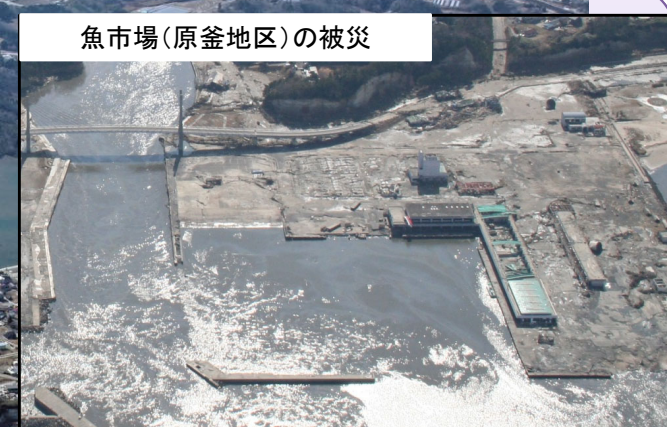
## 復旧の概要

- 平成29年3月に、被災した岸壁（延長2,660m）全ての復旧が完了済。
- 防砂堤等については、平成30年7月に復旧完了。
- 海水浄化施設、給油施設、魚市場等の共同利用施設については、完成。

## 位置図



## 魚市場（原釜地区）の被災



## ～漁業活動の再開状況～

### 魚市場（H28.9供用開始）



### 魚市場での荷捌き



## ～本復旧工事の実施状況～

### 岸壁の被災



### 岸壁の復旧



漁港全景写真(H29.3)

# 養殖業の復旧・復興について

- 平成29年6月末で岩手県、宮城県における養殖業再開希望者の養殖施設の整備が完了

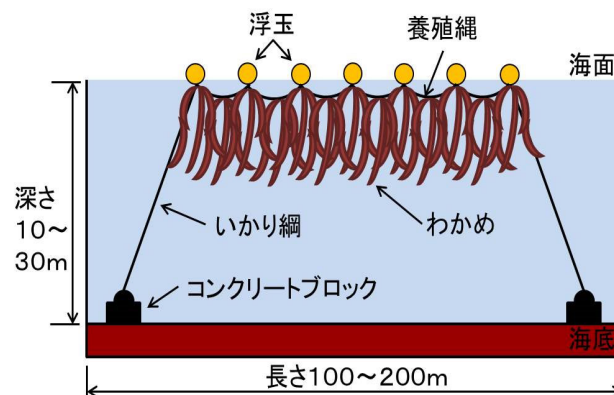
## 〔ワカメ養殖業における復旧事例〕

### たろうちょう 岩手県(田老町漁協)

震災で、田老町漁協に所属するワカメ養殖業者の養殖施設619台全てが被災したが、養殖施設については、平成25年12月末までに再開希望者の施設の復旧が完了した。

平成23年秋からワカメ養殖を再開し、平成27年以降、養殖施設数が被災前の約7割である中、適正な密度及び収穫時期等の養殖により、生産量は、平均的に被災前の8割以上を確保している。

なお、震災で被災した加工施設、冷蔵施設、資材庫、計15棟については、4棟に集約し、ボイル等の加工作業の効率化や、製品の均質化を図っている。



ワカメ養殖施設



出典: 田老町漁協

収穫



出典: 田老町漁協

陸揚げされた養殖ワカメ



出典: 岩手県

ワカメ加工場



出典: 田老町漁協

ワカメの加工作業(くき取り)



出典: 田老町漁協

加工ワカメ製品

(参考) 田老町漁協におけるワカメの生産量と生産額の推移

	震災前 (H22)	H26. 2-4月	H27. 2-4月	H28. 2-4月	H29. 2-4月	H30. 2-4月	H31 2-4月
生産量 (トン:割合)	1,784	1,253 70%	1,530 86%	1,498 84%	1,582 89%	1,565 88%	1,221 68%
生産額 (百万円:割合)	193	93 48%	134 69%	159 82%	213 110%	206 107%	188 97%

注: 共販関係統計資料(JF岩手漁連)

# カキ養殖業における復旧事例

## いしのまきわん 宮城県(宮城県漁協石巻湾支所)

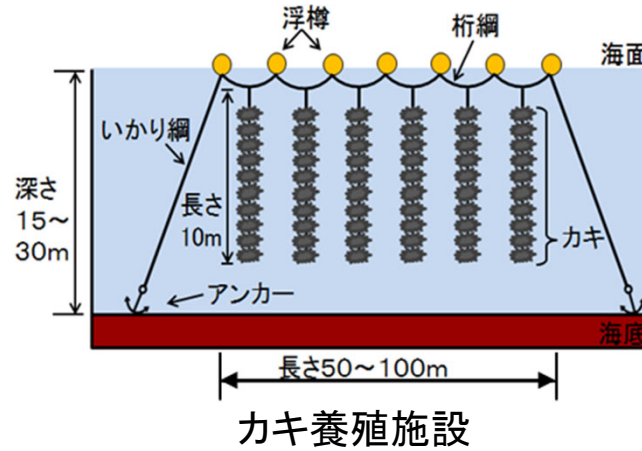
震災で、宮城県漁協石巻湾支所に所属するカキ養殖業者の養殖施設1,253台全てが被災したが、平成23年10月からカキ養殖を再開し、養殖施設については、平成27年12月末までに再開希望者の施設の復旧が完了した。

直近の令和元年度漁期では、生産量は震災前の71%、生産額は震災前の95%まで回復した。

(参考)宮城県漁協石巻湾支所におけるカキの生産量と生産額の推移

震災前 (H22)	H25.9 ~H26.5		H26.9 ~H27.5		H27.9 ~H28.5		H28.9 ~H29.5		H29.9 ~H30.5		H30.9 ~R1.5		R1.9 ~R2.5		
328	100%	261	80%	212	65%	301	92%	282	86%	287	88%	287	88%	234	71%
427	100%	254	59%	354	83%	422	99%	270	63%	357	84%	417	98%	404	95%

注:宮城県漁協共販実績より作成



出典:宮城県

養殖中のカキ



出典:宮城県

収穫



出典:宮城県

共同カキ処理場



出典:宮城県

カキのむき身作業



出典:宮城県

むき身カキの洗浄作業

## 製氷・貯氷施設の活用事例



### <製氷・貯氷施設>

- 施設の整備箇所 宮城県気仙沼市
- 総事業費：1,985,300千円  
(国費：1,323,533千円)
- 事業実施主体：気仙沼漁業協同組合
- 完成年月日：平成24年10月22日
- 施設の規模、能力
  - 製氷 110トﾝ／日
  - 貯氷 3,700トﾝ

## 水産加工・流通施設の活用事例



### <鮮度保持施設>

- 施設の整備箇所：宮城県石巻市
- 総事業費：1,257,306千円(国費：864,397千円)
- 事業実施主体：渡波水産加工業協同組合
- 完成年月日：平成26年5月31日
- 施設の規模、能力
  - 冷凍・凍結庫30トﾝ／日、立体自動冷蔵庫3,920トﾝ
  - 自動製氷 20トﾝ／日、自動貯氷庫75トﾝ

# 復興水産加工業等販路回復促進事業

## 復興水産販路回復アドバイザー

平成26年から、東北の水産物に詳しく、商品開発や販路開拓のノウハウに長けた者を「復興水産販路回復アドバイザー」に任命。アドバイザーは、55名任命（令和2年11月末現在）されており、個別相談や新商品開発等を支援。



## 販路回復のための機器整備

アドバイザーによる個別指導を踏まえた、新商品開発等の取組に必要な加工機器整備費、マーケティング経費等を支援。



## 東北復興水産加工品展示商談会

水産加工業者等を対象に平成27年度から令和元年度までに、仙台で5回開催。

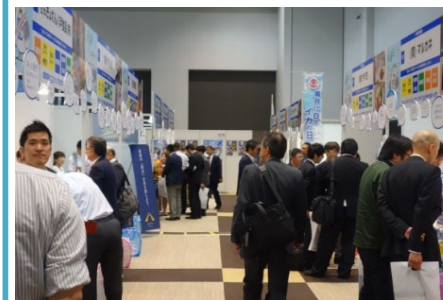
ブース展示や個別商談会、販路回復や輸出、水産物の安全性をテーマにセミナー等を実施。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、展示商談会に代わり、WEB商談会を開催。

バイヤー16社、サプライヤー24社が参加し、52商談を実施。



Tohoku Reconstruction  
Fishery Products Exhibition 2017



## 福島鮮魚便

福島県産水産物の美味しさと魅力について、多くの消費者に知ってもらえるよう、東京都や埼玉県などの大型量販店において、「福島鮮魚便」として常設で販売し、専門の販売スタッフが安全・安心と美味しさをPR。令和2年度は13店舗で実施。



## ふくしま常磐ものフェア

首都圏の外食店において、「ふくしま常磐ものフェア」を開催し、ヒラメやメヒカリなどを各店舗の料理人により、期間限定のオリジナルメニューとして提供し、福島県産水産物の魅力と美味しさをPR。令和2年度は5回、延べ141店舗で開催。



# 水産物の放射性物質調査について

- 主要生産品目及び前年度に50 Bq/kg超となった品目について調査を実施。
- 基準値に近い値が出た時や近隣県で高い値が出た時には、調査を強化。
- 基準値超過時には、自治体の要請による出荷自粛や原子力災害対策本部長による出荷制限指示を実施。
- 原発事故に伴う水産物の輸入規制が継続しており、検査により安全性を示していくことが必要。

## 自治体を中心となって調査計画策定

### 調査区域

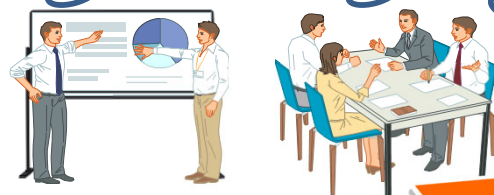
- 県域を区分
- 各区域ごとの主要水揚げ港で検体採取

### 調査対象魚種

- 主要生産物
- 50 Bq/kg超となったことのある品目

### 調査頻度

- 原則週1回
- 漁期前の検査（季節性のある魚種等）



### 調査強化

### 調査実施

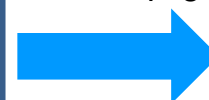
>100 Bq/kg



### 出荷自粛要請 出荷制限指示

- 1地点のみで基準値を超えた場合は各自治体の要請による**出荷自粛**。
- 生息地域の広がりがあると考えられる場合は国の指示による**出荷制限**。

≤100 Bq/kg



### 出荷

基準値に近い値となった場合、出荷を自粛する自治体・漁業団体もある。

近隣県の  
調査結果



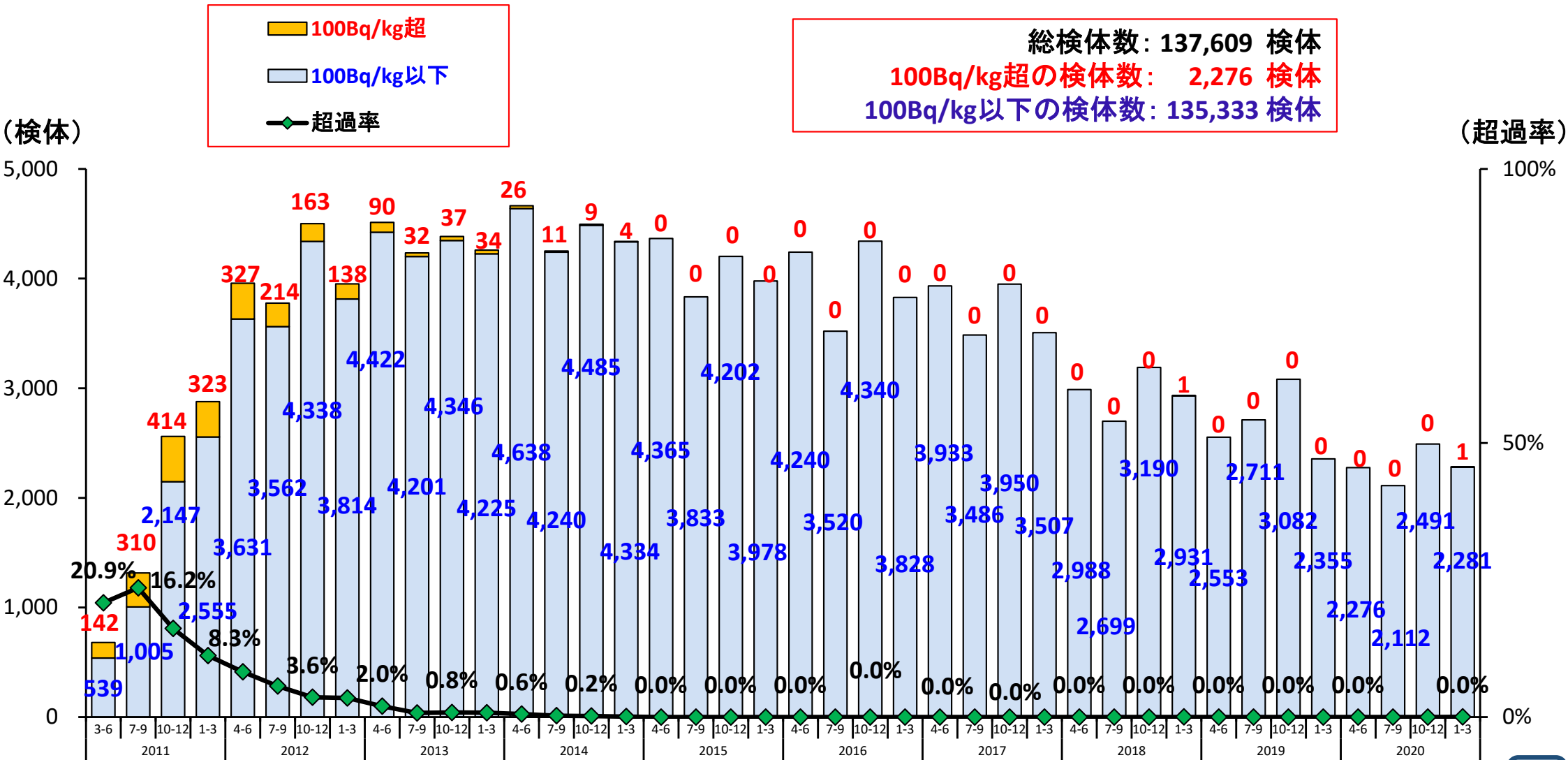
基準値に近い値

### 【出荷制限等の実効性確保】

- 対象魚種の水揚げは行わない（調査用検体を除く）。
- 水揚げ港において市場関係者がこれを確認。

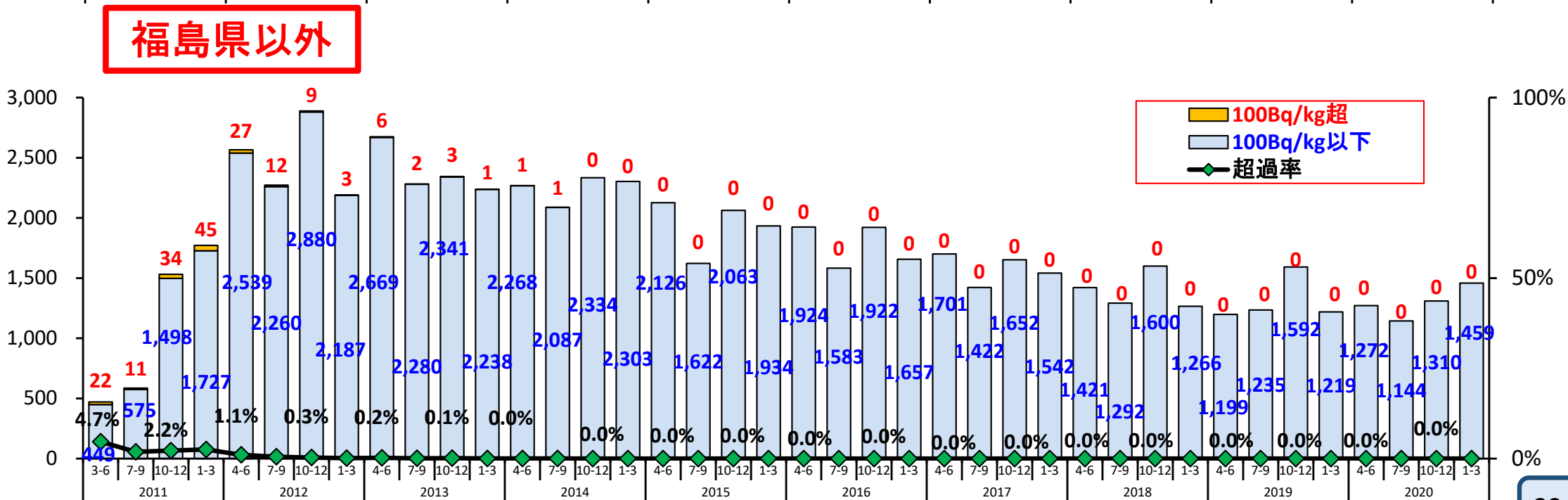
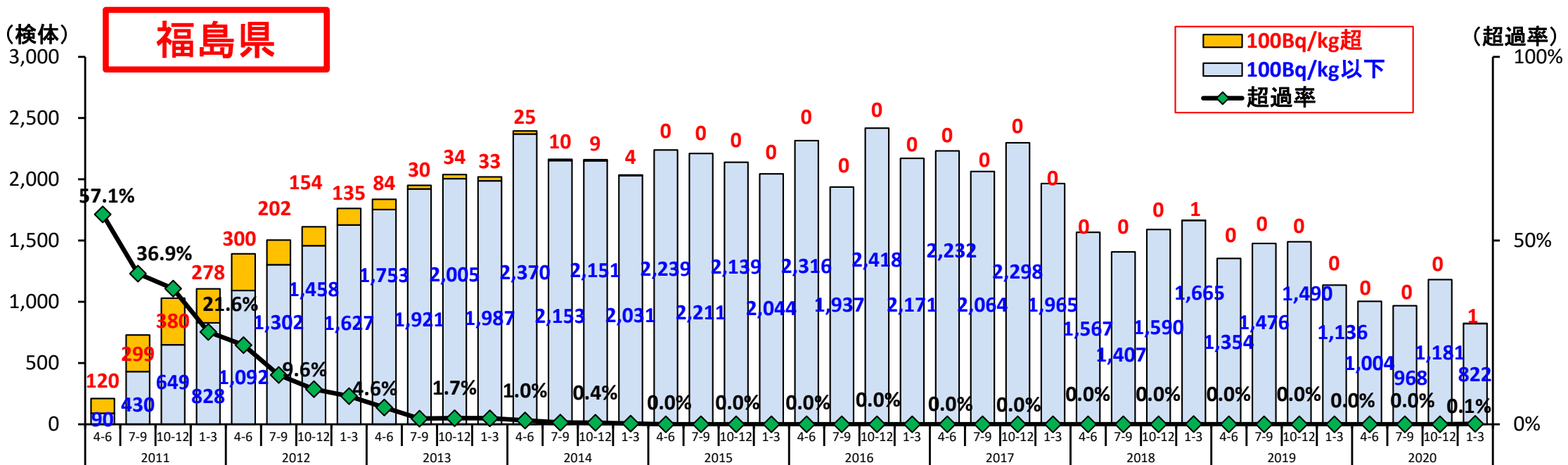
# 水産物の放射性物質調査について（海産種）

- 原発事故直後の2011年3-6月期には検体の約21%が100Bq/kgを超過していたが、その後、基準値を超えるものは時間の経過とともに減少する傾向。



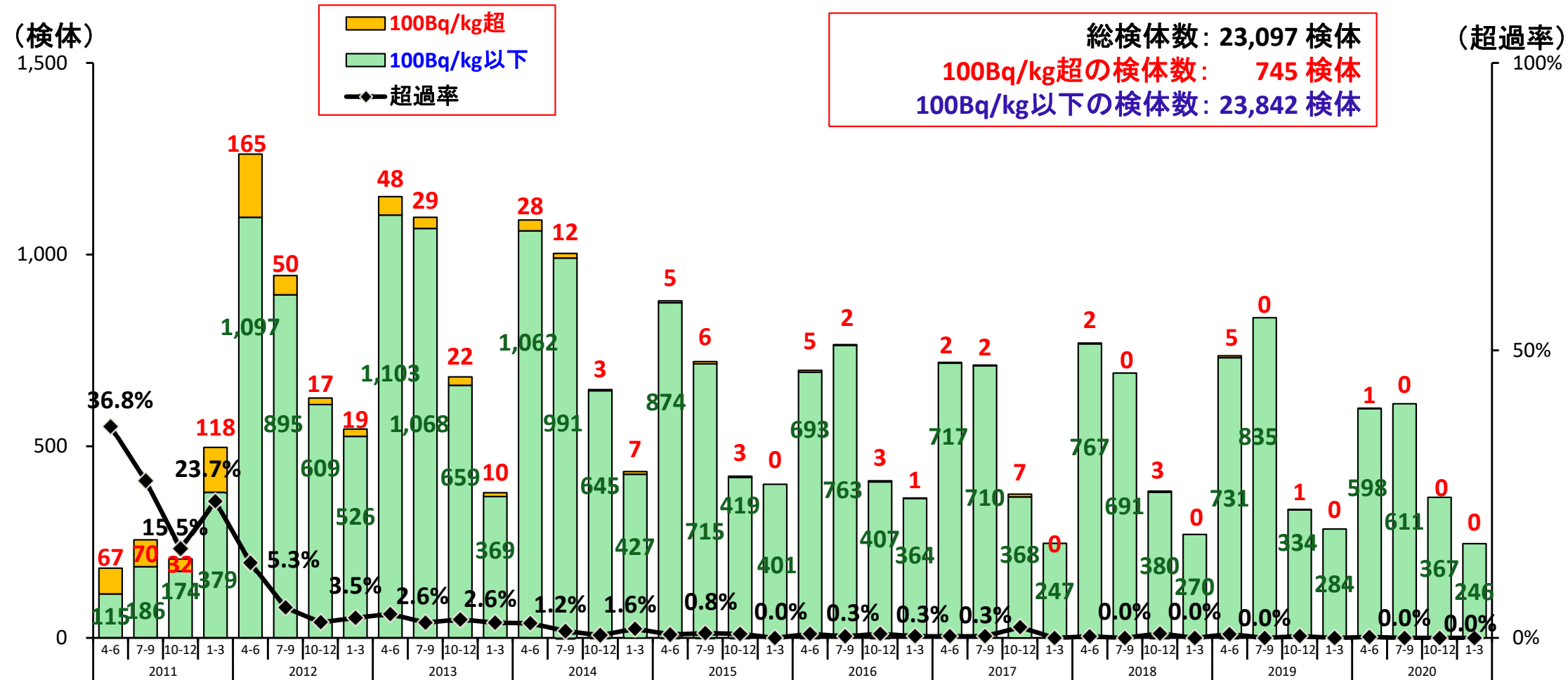
# 【参考】調査結果の内訳（海産種）

令和3年3月31日現在



# 水産物の放射性物質調査について（淡水種）

- 原発事故直後の2011年4-6月期には検体の約37%が100Bq/kgを超過していたが、基準値を超えるものは時間の経過とともに減少する傾向。



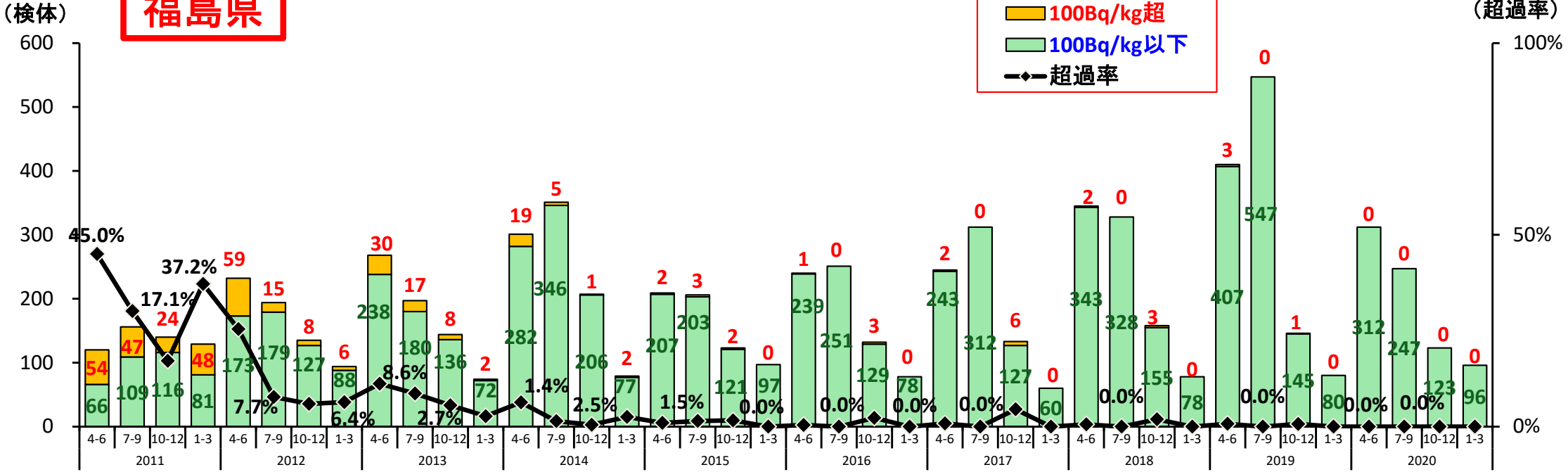
## 出荷制限・出荷自粛対象種（令和3年3月31日時点）

- イワナ（宮城県、福島県、群馬県の一部水域）、ヤマメ・ウグイ（宮城県、福島県、群馬県の一部水域）
- コイ（福島県、群馬県、千葉県の一部水域）、ウナギ（福島県、茨城県、千葉県の一部水域）
- アユ・フナ・養殖ホンモロコ・養殖ドジョウ・モクズガニ（福島県の一部水域・地域）
- ブラウントラウト（栃木県の一部水域）、アメリカナマズ（茨城県の一部水域）
- ギンブナ・モツゴ（千葉県の一部水域）

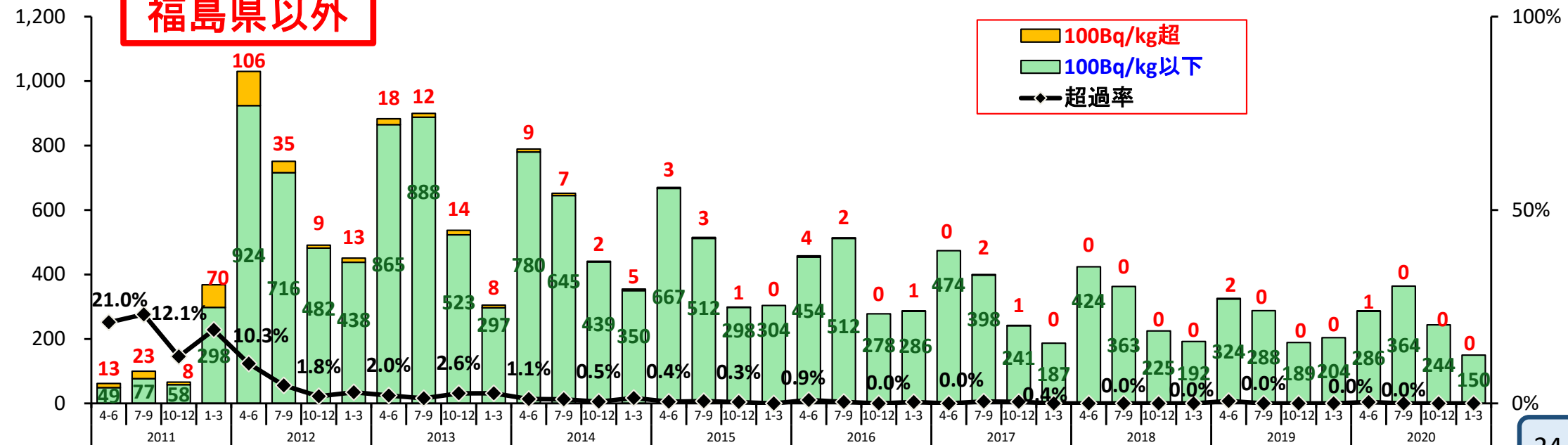
# 【参考】調査結果の内訳（淡水種）

令和3年3月31日現在

## 福島県

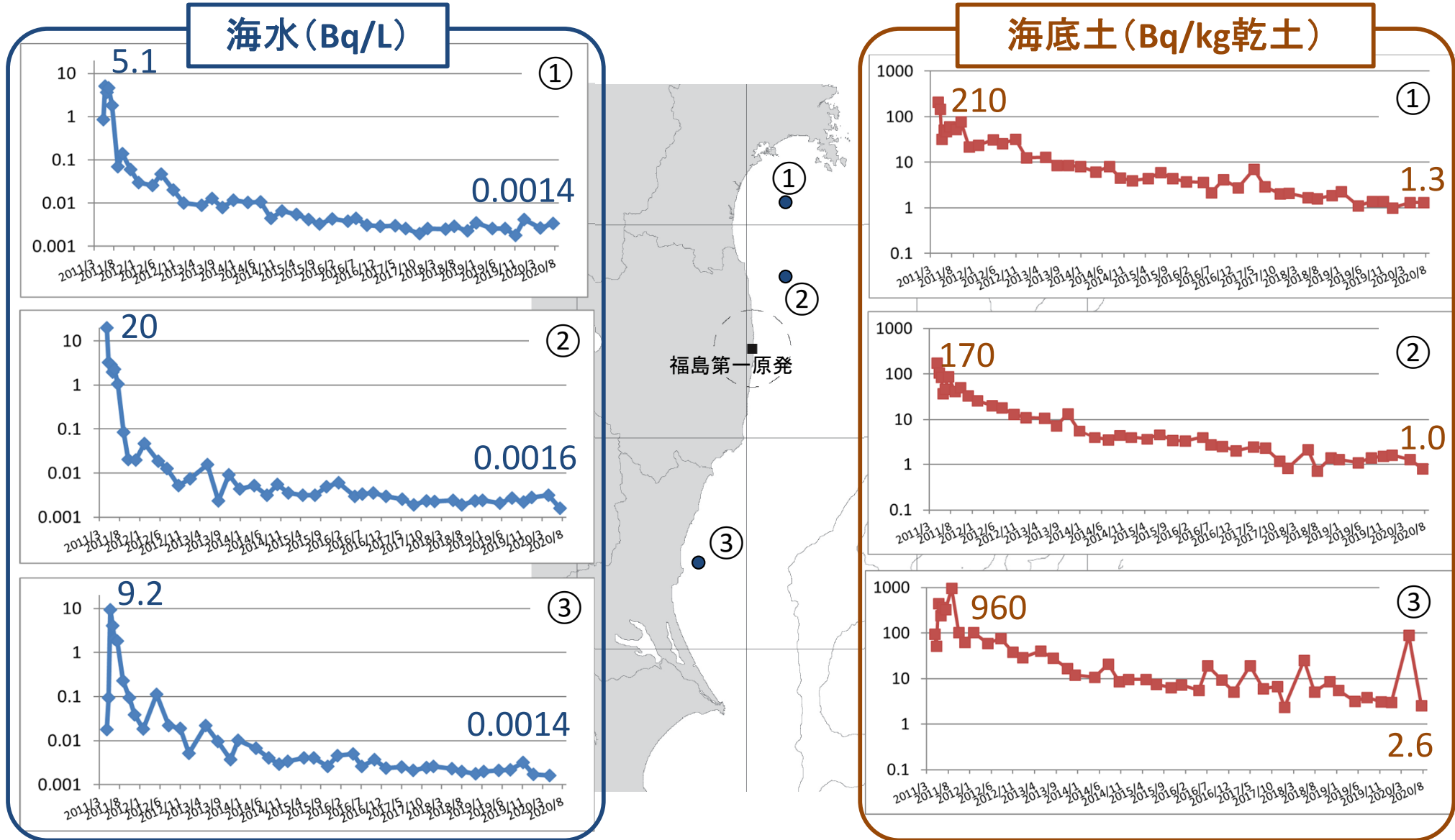


## 福島県以外



# 海水・海底土のモニタリング調査について

● 福島県及び隣接県沿岸の海水・海底土中の放射性セシウム濃度は低下傾向。



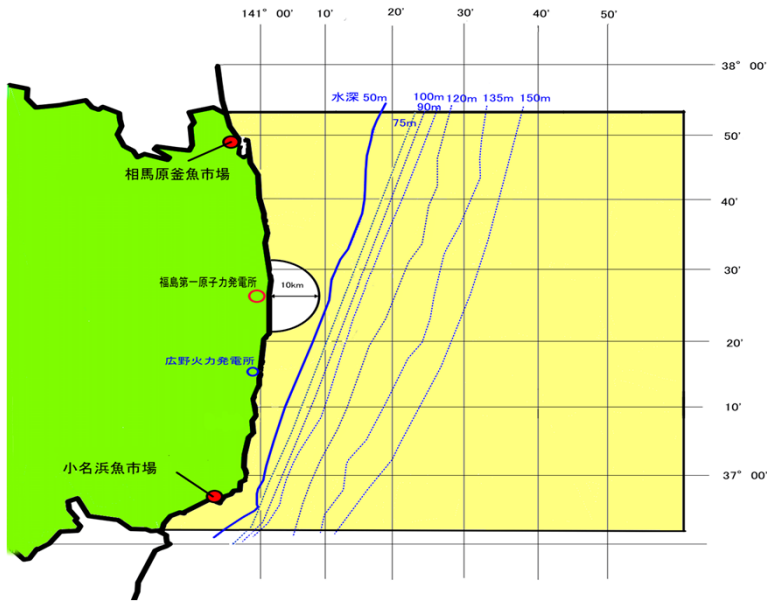
(原子力規制委員会・文部科学省作成資料を基に水産庁で編集)

# 福島県の漁業再開に向けた取組について

- 福島県沖における操業自粛が長期化する中、平成24年2月下旬に福島県漁連が福島県地域漁業復興協議会を設置。
- 平成24年6月下旬から、放射性物質の値が低い種について試験的な操業・出荷を実施。
- 令和3年度から試験操業を終了し、本格操業に向けて更に水揚げの拡大を図っている。

## ◆福島県における漁業再開に向けた取組

### 操業海域（令和3年4月現在）



操業は福島第一原子力発電所の半径10km圏内を除く福島県沖で行われています。

◆各漁法の許可の内容や漁業権等のルールに基づいて操業が行われています。

### 販売時の放射性物質検査の概要

- 販売に当たっては、①生鮮品については、水揚げ時、②加工品については、水揚げ時と加工後の2回、放射性物質の簡易検査を実施。
- 検査結果等、福島県沖での操業の詳細は福島県漁連のHPで随時公開。

<http://www.fsgyoren.jf-net.ne.jp/siso/sisotop.html>

#### 漁獲物の流れ

漁業者

漁獲物を検査

加工業者

加工品を検査

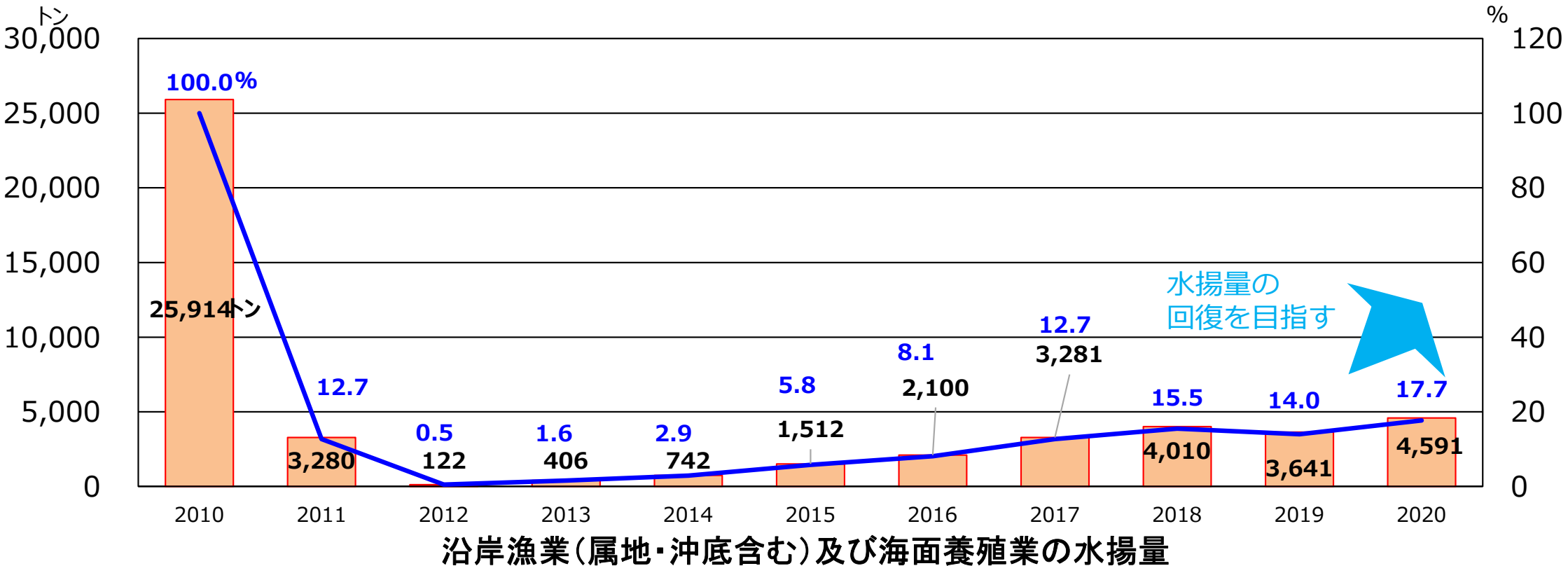
流通業者

消費者

・漁連が中心になって、放射性物質の検査、販売物の管理等を実施。

# 福島県の水揚量について

- 令和2年水揚量は震災前の17.5%程度で、水揚量の増加が課題。
- 令和2年9月より、相馬双葉地区では「がんばる漁業復興支援事業」を活用し
- 沖合底びき網漁業の水揚量回復を目指した取組を開始。5年後に震災前の5割以上を目指すこととしている。



操業日数や操業時間の増加による拡大が必要  
他方、漁獲量増加に伴う魚価低下が懸念



- 目標を定め、計画的な漁獲拡大
- 価格を支えるための流通・消費の拡大
- 風評払拭のための様々な情報発信
- 増えた資源の持続的利用方策も必要

# 風評被害対策について

- 水産物の信頼確保のため、関係都道府県や業界団体と連携して、放射性物質調査を実施。平成23年3月から、調査の結果やQ&Aを日本語及び英語でホームページに掲載し、正確でわかりやすい情報提供を実施。
- 「水産物の放射性物質検査に係る報告書」をとりまとめるとともに、英語版も作成・公表。また、国立研究開発法人水産研究・教育機構等と協力して、一般消費者向けのなじみやすいパンフレット(放射能と魚のQ&A、知ってほしい放射性物質検査の話)も作成し、消費者等への説明に活用。
- 消費者、加工業者など様々な関係者に対して、説明会等を実施。(令和3年3月31日現在で計169回)

## 放射性物質調査の実施・情報提供

- ・水産庁HPにおいて、水産物中の放射性物質の検査結果や、基準値の超過率等について情報提供
- 水産庁HP(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/kekka.html>)

## 水産物の放射性物質検査に係る報告書 (平成29年10月更新)

- ・原発事故以降のモニタリング検査等の取組を総括し、解説した「読めばわかる」報告書の作成
- ・消費者から専門家まで理解・活用できる内容(魚種別の傾向、海洋モニタリングの情報、水産物の汚染メカニズムに係る調査研究等)
- ・英語版を作成し、外国政府等への説明にも活用
- 水産庁HP(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/attach/pdf/kekka-240.pdf>)

## 放射能と魚のQ&A(平成30年5月更新)

- ・消費者が放射能と魚に関わる内容を理解するための入門書を作成
- ・放射能と魚に関わる重要な質問を15に絞り、その回答を1ページに収めて解説
- ・パンフレット版を作成し、展示会等への説明や配布にも活用
- 国立研究開発法人水産研究・教育機構HP([http://www.fra.affrc.go.jp/bulletin/radioactivity\\_pamphlet2018/cover\\_index.html](http://www.fra.affrc.go.jp/bulletin/radioactivity_pamphlet2018/cover_index.html))

## 知ってほしい放射性物質検査の話(令和3年3月発行)

- ・食品の放射性物質検査の仕組みや水産物中の放射性セシウムの分析状況等を分かりやすくまとめたパンフレットを作成
- ・展示会等への説明や配布にも活用
- 水産庁(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/saigai/attach/pdf/index-111.pdf>)
- 外国語版(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/saigai/attach/pdf/index-98.pdf>)  
(英・中・韓・タイ)

## 説明会等の実施状況

- ・東北復興水産加工品展示商談会、ジャパンインターナショナルシーフードショー、シーフードショー大阪、スーパーマーケットトレードショー、各地消費地でのセミナー
- ・Fish-1グランプリ(プライドフィッシュ料理・ファストフィッシュ商品のコンテスト)での展示及び説明等



令和元年6月25日東北復興水産加工品展示商談会でのセミナーの様子

# 原発事故による諸外国・地域による食品等の輸入規制について

- 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き。
- 規制を設けた54の国・地域のうち、39の国・地域で輸入規制を撤廃、15の国・地域で輸入規制を継続。(2021年3月17日現在)

## ◇諸外国・地域の食品等の輸入規制の状況(2021年3月17日現在)

規制措置の内容/国・地域数		国・地域名	
事故後輸入規制を措置  54	規制措置を撤廃した国・地域  39	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ポリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦(UAE)、イスラエル	
	輸入規制を継続して措置 15	一部の都県等を対象に輸入停止 6	香港、中国、台湾、韓国、マカオ、米国
		一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求 9	EU及び英国、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)、仏領ポリネシア、ロシア、シンガポール、インドネシア

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

注2) 米国は、日本で市町村・地区単位で出荷制限措置がとられている品目について、県単位で輸入停止措置を講じている。

注3) EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしている。

注4) タイ及びUAE政府は、検疫等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃。

## ◇最近の規制措置撤廃の例

## ◇最近の輸入規制緩和の例

撤廃年月	国・地域名	緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2018年12月	オマーン	2019年10月	マカオ	輸入停止(宮城等9都県産の野菜、果物、乳製品)→商工会議所のサイン証明で輸入可能に 放射性物質検査報告書(9都県産の食肉、卵、水産物等)→商工会議所のサイン証明に変更 放射性物質検査報告書(山形、山梨県産の野菜、果物、乳製品等)→不要に
2019年3月	バーレーン	11月	EU※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小 (福島県の大豆、6県の水産物を検査証明対象から除外等)
6月	コンゴ民主共和国			
10月	ブルネイ	2020年1月	シンガポール	輸入停止(福島県の林産物、水産物、福島県7市町村の全食品)→産地証明及び放射性物質 検査報告書の添付を条件に解除
2020年1月	フィリピン	"	インドネシア	放射性物質検査証明書(47都道府県産の水産物、養殖用薬品、工サ)→不要に 放射性物質検査報告書(7県産(宮城等)以外の加工食品)→不要に
9月	モロッコ			
11月	エジプト	5月	インドネシア	放射性物質検査報告書(7県産(宮城等)以外の農産物)→不要に
12月	レバノン	2021年1月	香港	5県産(福島、茨城、栃木、群馬及び千葉)の野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳、水産物、 食肉及び家禽卵を除く食品に対する全ロット検査 →廃止
"	UAE	3月	仏領ポリネシア	①第三国経由で日本から輸入される食品・飼料、②漁業用の工サ(fishing bait)として使用される水産物に対する放射性物質検査証明書及び産地証明書 →不要に
2021年1月	イスラエル			

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン(EFTA加盟国)もEUに準拠した規制緩和を実施。

# 【参考】諸外国による水産物の輸入規制について(抜粋)

一部の都県等を対象に食品等の輸入停止を継続している6の国・地域について、水産物に係る規制内容は以下のとおり。(2021年1月29日現在)

	地域	水産物の規制内容
香港	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	放射性物質検査証明書が必要
中国	福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟	輸入停止
	上記以外	放射性物質検査証明書と産地証明書が必要
台湾	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	輸入停止
	岩手、宮城、東京、愛媛	放射性物質検査報告書と産地証明書が必要
	上記以外の府県	産地証明書が必要
韓国	青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉	輸入停止
	北海道、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島	放射性物質検査証明書が必要 (※養魚用飼料及び魚粉に限り、放射性物質検査証明書を添付すれば、青森・岩手・宮城・千葉も輸入対象)
	上記以外の府県	産地証明書が必要
マカオ	福島	輸入停止
	宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野	放射性物質輸入規制に関する申告書が必要
米国	日本で出荷制限措置がとられている品目について、県単位で輸入停止	

# 【参考】東京電力による賠償（東京電力HPより抜粋）

## ＜賠償項目別の合意金額の状況＞

	賠償合意実績※ (2021年2月末現在)
<b>I. 個人の方に係る項目</b>	<b>19,987億円</b>
検査費用等	2,780億円
精神的損害	10,896億円
自主的避難	3,625億円
就労不能損害	2,685億円
<b>II. 法人・個人事業主の方に係る項目</b>	<b>30,814億円</b>
営業損害	5,392億円
出荷制限指示等による損害及び風評被害	18,631億円
一括賠償（営業損害、風評被害等）	2,576億円
間接損害等その他	4,213億円
<b>III. 共通・その他</b>	<b>19,309億円</b>
財物価値の喪失又は減少等	14,447億円
住居確保損害	4,611億円
福島県民健康管理基金	250億円
<b>IV. 除染等※2</b>	<b>26,975億円</b>
<b>合計</b>	<b>97,087億円</b>

※1 振込手続き中の方も含まれるため、これまでのお支払金額とは一致しません。

※2 閣議決定及び放射性物質汚染対処特措法に基づくもの。

※水産関係賠償額は表中金額の内数

## 原子力に関する国民理解促進のための広聴・広報事業

令和2年度第3次補正予算額 5.0億円

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- ALPS処理水の取扱いについては、地元自治体・関係団体などから、「トリチウムに関する正確な情報が伝わっていない」「国外の情報を含め正確な情報発信に取り組んでほしい」「一般の消費者に必要な情報を届けることが重要」など、国内外におけるALPS処理水についての理解の不足や、更なる情報発信の必要性について指摘されてきたところです。
- こうした状況を踏まえ、ALPS処理水に係る理解醸成を促すため、科学的根拠や客観的事実に基づいた広報・調査事業を、民間企業等に委託して実施します。
- 本事業では、国内外の理解醸成のための広報コンテンツ制作・発信や地域社会に対する説明活動、海外における理解醸成活動を行うとともに、ALPS処理水についての理解・浸透度を調査・分析していきます。

#### 成果目標

- ALPS処理水をはじめとする福島第一原発における対策の進捗状況に関する国内外の認知度向上を図るとともに、理解度を高めていきます。

#### 条件(対象者、対象行為等)



### 事業イメージ

#### (1) 広報コンテンツ制作・配信等事業

- 福島の復興の状況とともに、廃炉の進捗状況やALPS処理水について正しく理解してもらうためのコンテンツを製作し、YouTubeを活用した広告配信等ターゲットへの配信等を実施します。

#### (2) 地域対応・国民理解醸成活動事業

- 福島県やその隣県を中心とした、地域社会に対して、福島の復興の状況とALPS処理水を含めた廃炉の進捗状況についての説明等を実施します。
- 福島県等を対象に、ラジオ・TV番組の製作・配信等を実施します。

#### (3) 海外における理解醸成活動事業

- 科学的な根拠に基づかない輸入制限措置等の対応が取られないことのないよう、あらゆる機会を捉えて、情報発信や理解醸成活動を実施します。

#### (4) ALPS処理水に係る調査・分析事業

- 福島県及びその隣県等の農林水産業、観光・商工業等において、ALPS処理水についての理解・浸透度を調査・分析します。

## 原子力災害による被災事業者の自立等支援事業

令和2年度概算要求額 **15.8億円（60.1億円）**

※令和元年度予算のうち、44.3億円は基金(①)積増によるもの

### 事業の内容

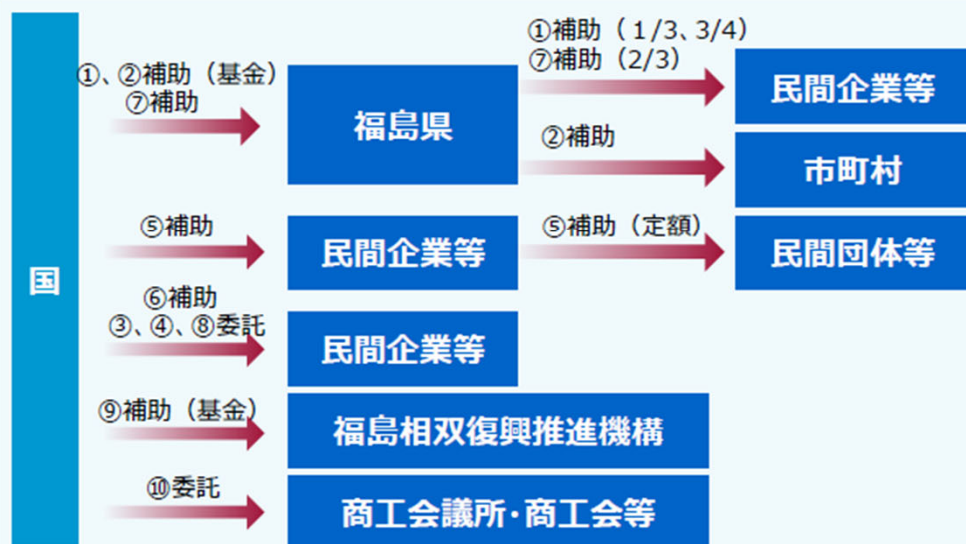
#### 事業目的・概要

- 避難指示等の対象となった被災12市町村のおかれた厳しい事業環境に鑑み、被災事業者の自立に向けて、事業やなりわいの再建を図ることが重要です。
- そのため、設備投資・人材確保・商圏の回復などの被災事業者が抱える課題に対応した支援の実施、創業支援による地域のなりわい再建の促進、また、そのための事業者支援体制の整備を行います。

#### 成果目標

- これらの支援により、被災事業者の自立を後押しし、事業やなりわいの再建を通じたまちの復興を目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### 事業者の課題への対応

- ① **中小・小規模事業者の事業再開等支援事業【基金】**  
被災事業者の事業再開に要する設備投資等の費用の一部を補助します。
- ② **事業再開・帰還促進交付金【基金】**  
被災12市町村による需要喚起の取組を支援します。
- ③ **人材マッチングによる人材確保支援事業【委託:継続】 6.5億円**  
事業者のニーズを把握して人材確保を支援します。
- ④ **6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業【委託:継続】 4.0億円**  
事業者間マッチングによる販路開拓や新ビジネス創出を支援します。
- ⑤ **つながり創出を通じた地域活性化支援事業【補助:継続】 1.3億円**  
地域の活性化に向けた被災者の方々との活動を支援します。
- ⑥ **輸送等手段の確保支援事業【補助:継続】 1.1億円 <制度要求>**  
事業活動に必要となる輸送を補助対象に追加します。

#### 地域のなりわい再建の促進

- ⑦ **創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援事業【補助:継続】 1.2億円** <制度要求>  
被災地域での創業の一層の促進のため、補助の上限額を引き上げます。
- ⑧ **創業促進・企業誘致に向けた環境整備事業【委託:継続】 0.7億円**  
創業促進のためのコミュニティを企画・運営します。

#### 支援体制の整備

- ⑨ **官民合同チーム専門家支援事業【基金】**  
事業者の経営課題等に対して専門家が相談支援をします。
- ⑩ **商工会議所・商工会の広域的な連携強化事業【委託:継続】 1.0億円**  
事業者支援のための人員配置やセミナー実施を支援します。

未定稿

# 【水産物の自給率の推移】

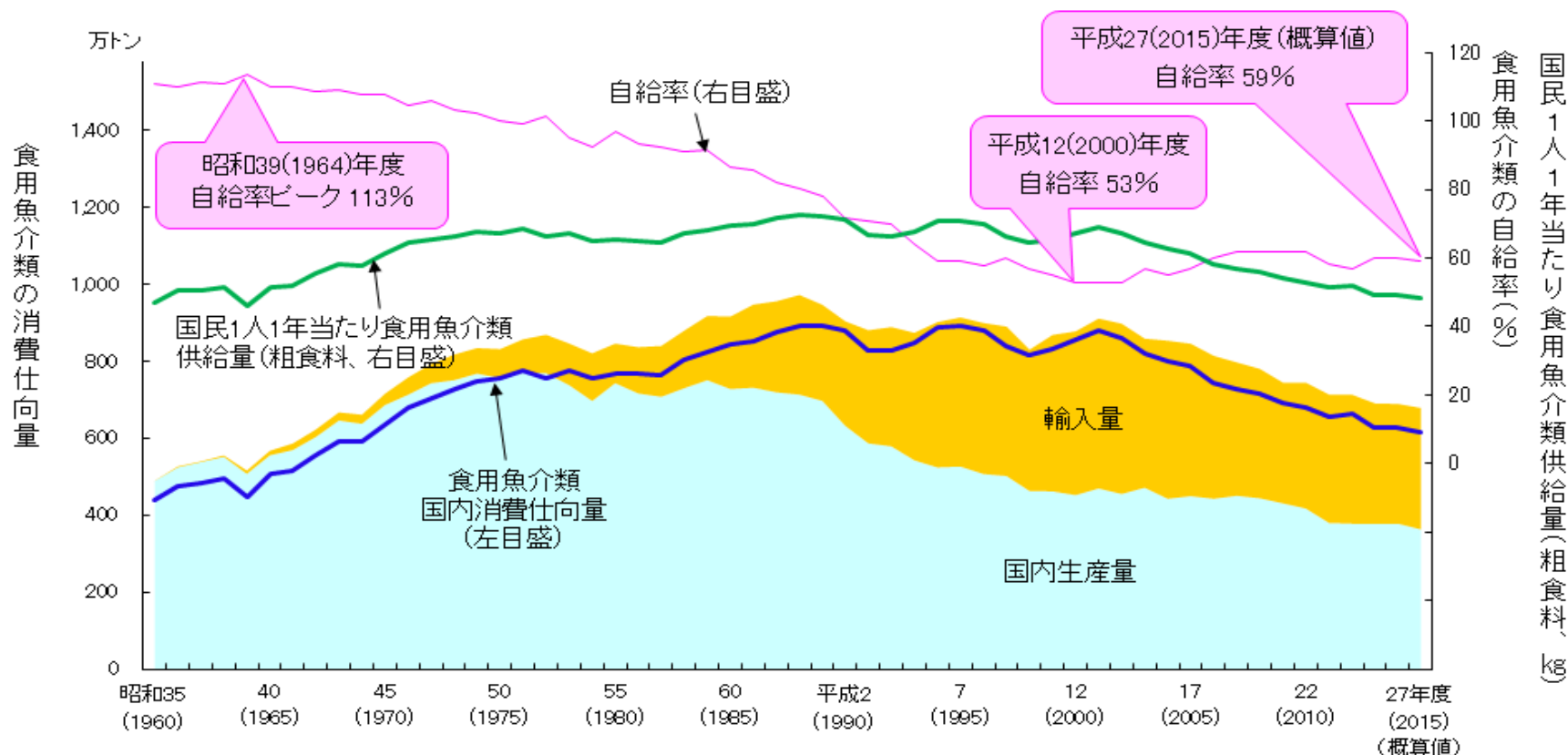
令和3年4月

水産庁

# 長期的な食用魚介類の自給率の推移

○ 我が国の食用魚介類の自給率は、かつては100%を超えていた(ピークは昭和39年度の113%)が、200海里時代の到来により、遠洋を中心として漁業生産量が減少したこと、同時期に円高の進行等を背景として水産物輸入量の増大に拍車がかかったことなどによって低下し、平成12年度には53%となった。

その後世界的に水産物需要が増大する中で輸入量が減少に転じたことから、平成15年度より上昇基調に転じていたが、東日本大震災の影響により平成23年度、24年度は低下。平成25年度にはやや回復したものの、27年度には微減し、59%となっている。



資料: 農林水産省「食料需給表」

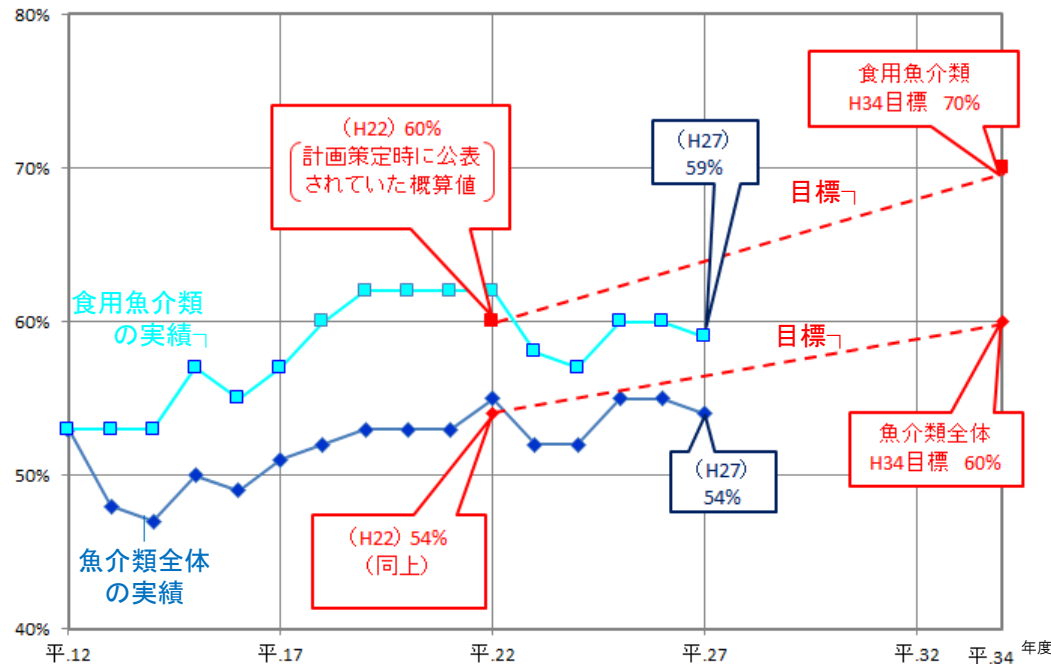
注: 26年度までは確定値、27年度は概算値。

# 自給率、生産量・消費量の動向

## (1) 食用魚介類と魚介類全体(非食用分を含む)

- 現行基本計画における平成34年度の食用魚介類の自給率目標は70%、非食用分を含む魚介類全体の自給率目標は60%。
- 食用魚介類、非食用分を含む魚介類全体の自給率はともに、中長期的には緩やかな上昇基調にはあるものの、平成23年度以降は目標ラインを下回って横ばいで推移。

平成34年度における自給率目標と実績



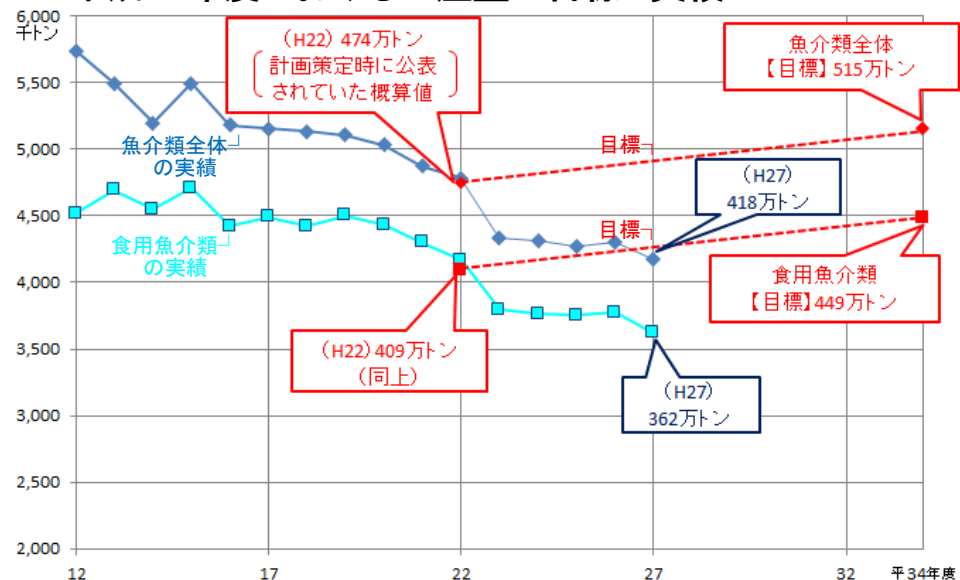
		12年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27 (概算値)	34年度 目標
自給率	食用	53%	53%	53%	57%	55%	57%	60%	62%	62%	62%	62%	58%	57%	60%	60%	59%	70%
	全体	53%	48%	47%	50%	49%	51%	52%	53%	53%	53%	55%	52%	52%	55%	55%	54%	60%

資料：農林水産省「食料需給表」

注：26年度までは確定値、27年度は概算値。

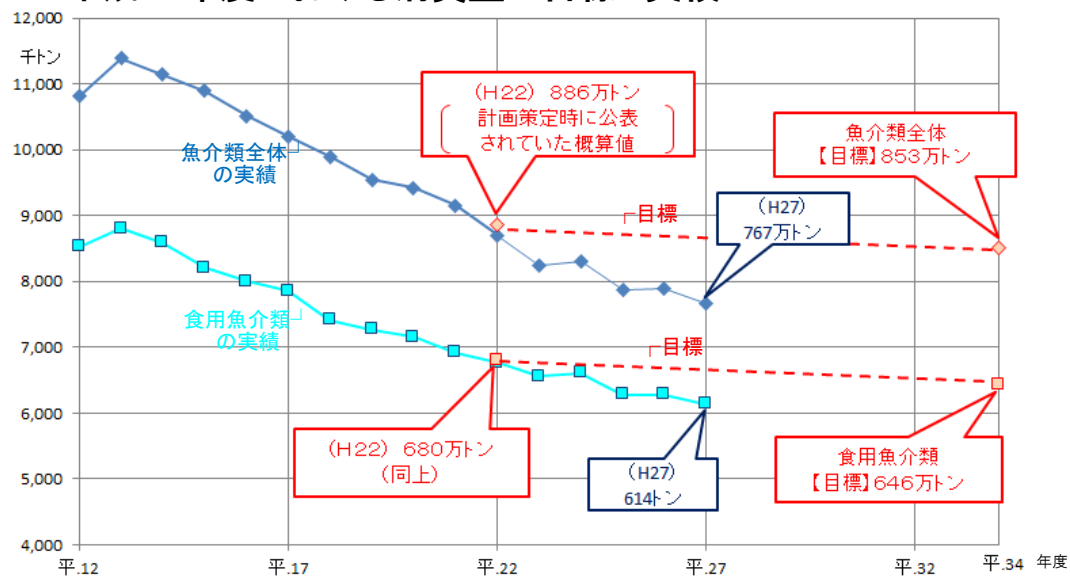
- 自給率の構成要素である魚介類の生産量及び消費量は、
  - ① 生産量は、食用、全体ともに目標ラインを下回って推移。
  - ② 消費量は、食用、全体ともに目標ラインを下回って推移。
- 食用魚介類、魚介類全体ともに生産量の目標と消費量の目標は達成できていない状況。

平成34年度における生産量の目標と実績



資料: 食料需給表

平成34年度における消費量の目標と実績



資料: 食料需給表

単位: 万トン

		12年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27 (概算値)	34年度 目標
生産量	食用	452	469	455	471	442	449	442	450	443	430	417	379	377	370	378	362	449
	全体	574	549	519	549	518	515	513	510	503	487	478	433	433	429	430	418	515
消費量	食用	853	881	859	820	800	786	742	727	715	692	677	656	661	621	628	614	646
	全体	1,081	1,139	1,115	1,090	1,052	1,020	989	955	942	915	870	825	830	787	789	767	853

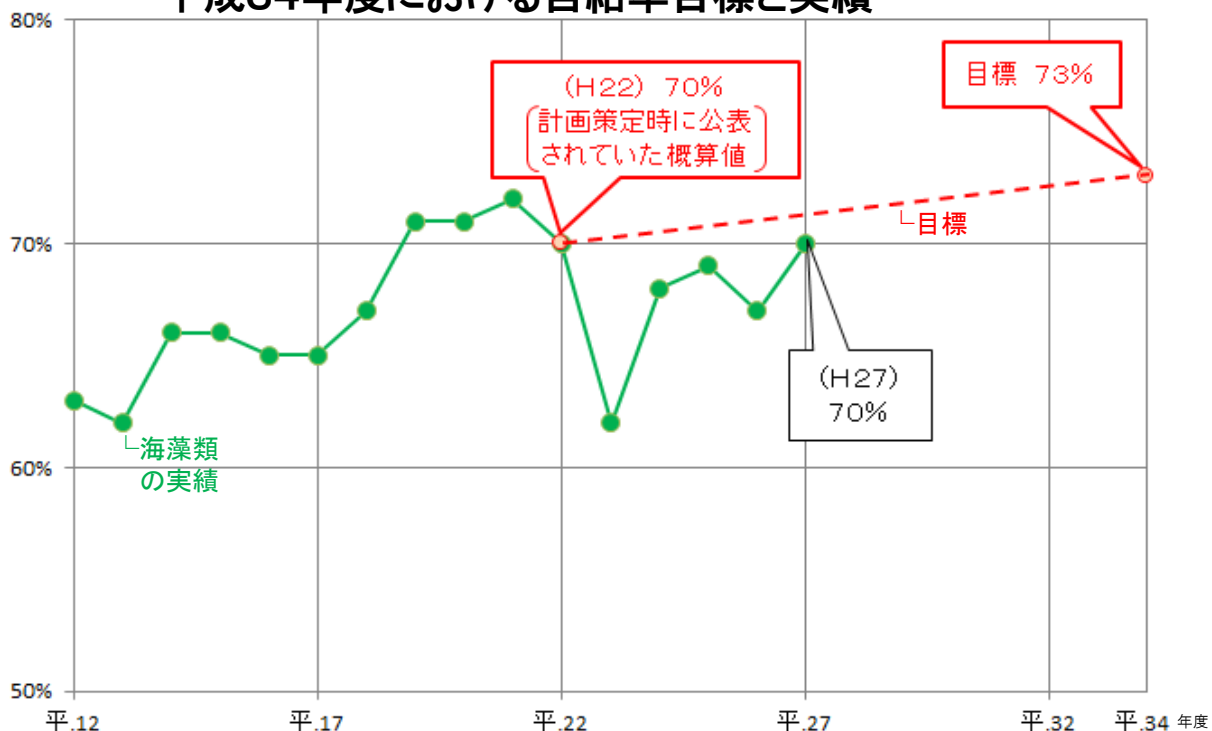
資料: 農林水産省「食料需給表」

注: 26年度までは確定値、27年度は概算値。

## (2) 海藻類

- 平成34年度の海藻類の自給率目標は73%。
- 海藻類の自給率は中長期的には緩やかな上昇基調で推移。平成23年度に落ち込んだ後、回復基調であるものの、近年は目標ラインをやや下回って推移。

平成34年度における自給率目標と実績

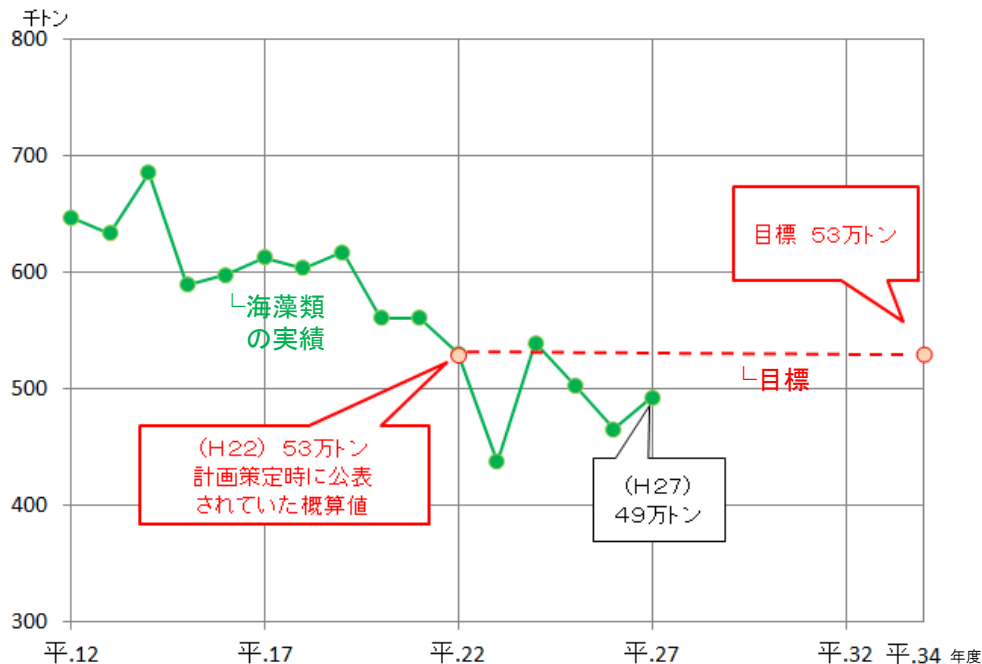


自給率	16年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27 (概算値)	34年度 目標
		65%	65%	67%	71%	71%	72%	70%	62%	68%	69%	67%	70%

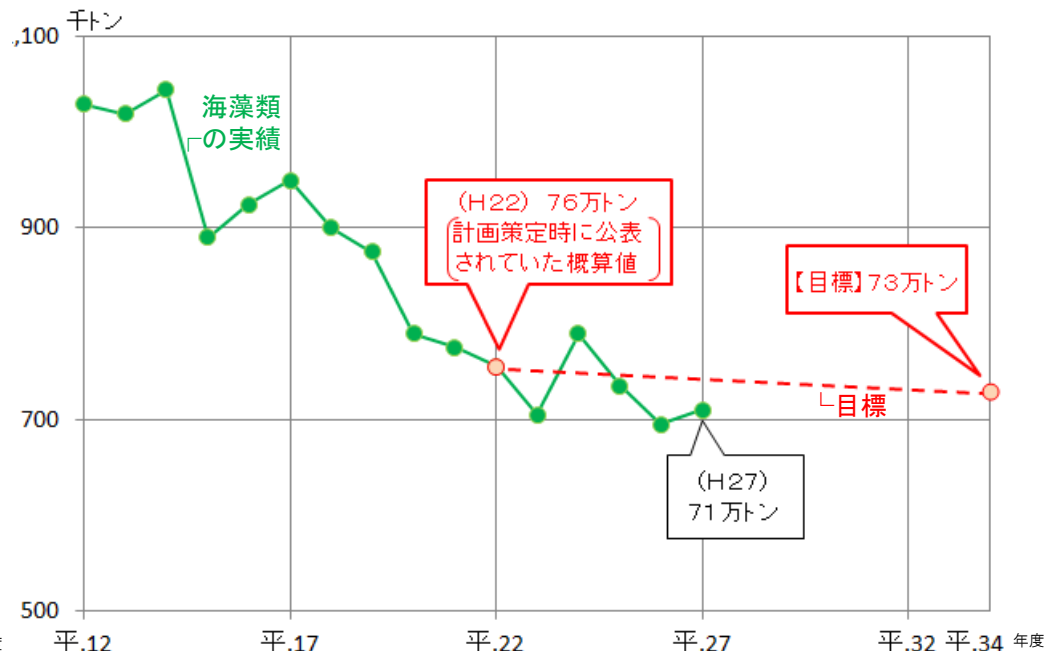
資料：農林水産省「食料需給表」  
注：26年度までは確定値、27年度は概算値。

○ 自給率の構成要素である海藻類の生産量及び消費量は、両者とも23年度大幅に減少し、その翌年に回復した後は、減少傾向に転じ、目標ラインをやや下回って推移。

平成34年度における生産量の目標と実績



平成34年度における消費量の目標と実績



単位: 万トン

	16年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27 (概算値)	34年度 目標
生産量	60	61	60	62	56	56	53	44	54	50	47	49	53
消費量	93	95	90	88	79	78	76	71	79	74	70	71	73

資料: 生産量については農林水産省「漁業・養殖業生産統計」、消費量については農林水産省「食料需給表」

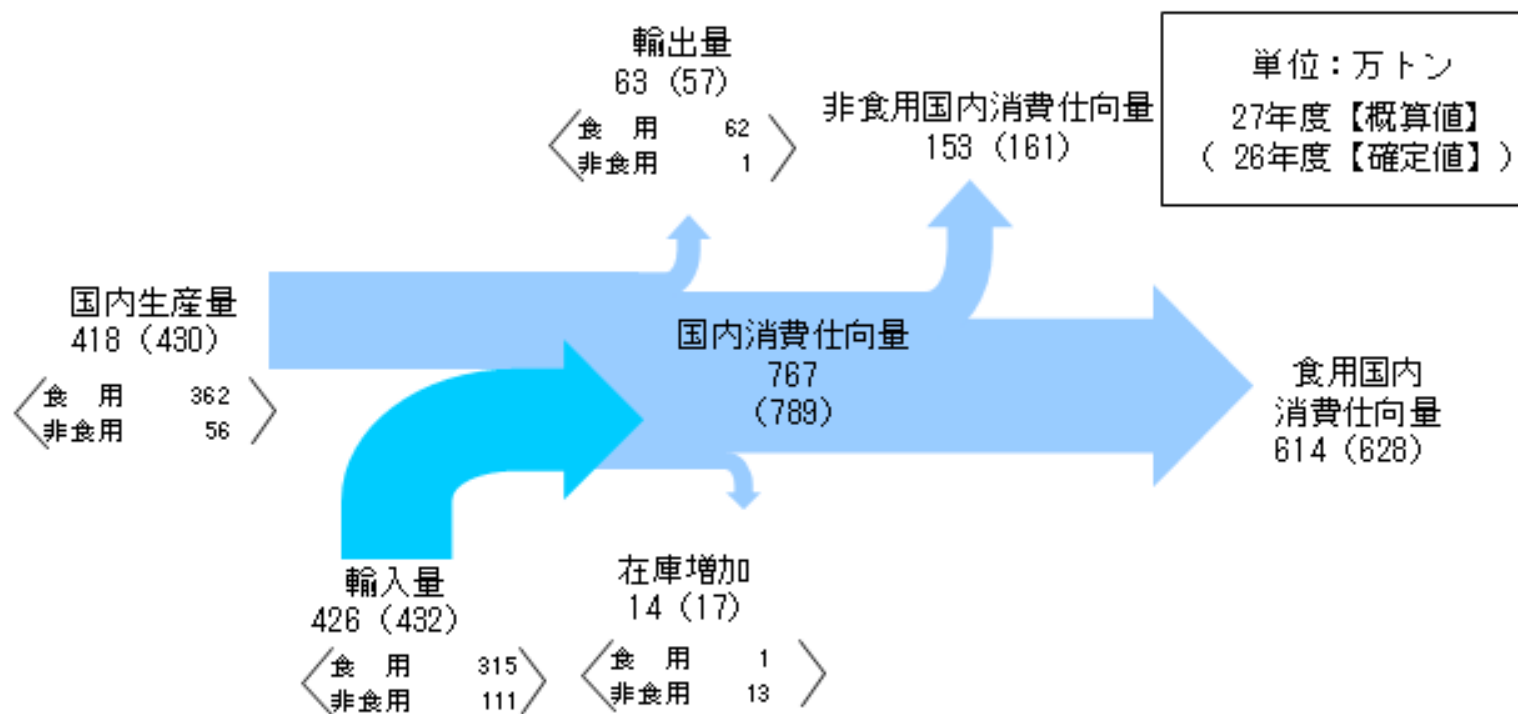
注: 26年度までは確定値、27年度は概算値。

# <参考> 自給率の算定方法

## 自給率(重量ベース)の算出方法

$$\text{自給率} = \frac{\text{国内生産量(全体又は食用)}}{\text{国内消費仕向量(全体又は食用)}}$$

※ 国内消費仕向量 = 国内生産量 + 輸入量 - 輸出量 ± 在庫増減



資料：農林水産省「食料需給表」

注：数値は、原魚換算したものであり、鯨類及び海藻類を含まない。